

# PRU グッドライフ 2040 (愛称:順風満帆)

追加型株式投資信託 / 国内株式型 (一般型) / 自動けいぞく投資可能

投資信託説明書 (目論見書)

2006 年 9 月

## プルデンシャル・インベストメント

本書は証券取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

この冊子の前半部分は「PRU グッドライフ 2040」の投資信託説明書（交付目論見書）、後半部分は「PRU グッドライフ 2040」の投資信託説明書（請求目論見書）です。

# PRU グッドライフ 2040 (愛称:順風満帆)

追加型株式投資信託 / 国内株式型 (一般型) / 自動けいぞく投資可能

投資信託説明書 (交付目論見書)

2006 年 9 月

## プルデンシャル・インベストメント

本書は証券取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「PRU グッドライフ 2040」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 8 月 16 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 9 月 1 日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、証券取引法第 13 条第 2 項第 1 号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。
3. 証券取引法第 13 条第 2 項第 2 号に定める事項に関する内容を記載した目論見書（「投資信託説明書（請求目論見書）」といいます。）は、投資家からの請求により交付されます。なお、請求を行った場合には、その旨を投資家ご自身で記録しておくようにしてください。
4. 「PRU グッドライフ 2040」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、このファンドは元本が保証されているものではありません。

### **金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項**

この投資信託は、PRU 国内株式マザーファンド受益証券、PRU 国内債券マザーファンド受益証券、PRU 海外株式マザーファンド受益証券および PRU 海外債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式・公社債等および海外の株式・公社債等に投資しています。この投資信託の基準価額は、組み入れた株式の値動き、金利の変動等による組み入れた債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割込むことがあります。また、組み入れた株式・債券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等が組み入れた株式・債券の値動きに与える影響により、投資元本を割込むことがあります。

## < 投資信託振替制度への移行について（お知らせ） >

### 投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

### 振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

### 振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「委託会社」といいます。）があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関（以下、「振替機関等」という場合があります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「第一部証券情報(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および「第一部証券情報(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

### 既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「第二部ファンド情報第1 ファンドの状況7 管理及び運営の概要(5)その他 投資信託約款の変更」に記載の手続きにより、投資信託約款の変更を行う予定であり、この投資信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。

受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後記「投資信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について」をご覧ください。

以上

## ファンドの概要

### ファンドの基本情報

ファンドの名称	PRU グッドライフ 2040 (愛称: 順風満帆)
商品分類	追加型株式投資信託・国内株式型(一般型)
ファンドの目的	<p>PRU 国内株式マザーファンド、PRU 国内債券マザーファンド、PRU 海外株式マザーファンドおよび PRU 海外債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式・公社債等および海外の株式・公社債等への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ投資信託財産の中・長期的な成長を目指します。</p> <p>基本ガイドラインに基づいてポートフォリオを変更します。この基本ガイドラインは、償還時期に向けて、実質的に組入れている株式の組入比率を漸減させ、公社債および短期金融商品の組入比率を漸増させることにより、償還直前には実質的な組入れが短期金融商品 100%となるように変化します。これにより、償還日に近づくにしたがって株価等の変動リスクを低減させた、安定的な運用に移行します。</p>
主要投資対象	<p><b>PRU 国内株式マザーファンド受益証券</b> 同マザーファンドは、わが国の株式を中心に投資を行い、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。 東証株価指数(TOPIX = Tokyo Stock Price Index)とは、わが国の代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部銘柄の基準時(1968年1月4日終値)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、(株)東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。(株)東京証券取引所は、当ファンドの運用成果等に関し責任を有しません。</p> <p><b>PRU 国内債券マザーファンド受益証券</b> 同マザーファンドは、わが国の公社債を中心に投資を行い、NOMURA-BPI(総合)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。 NOMURA-BPI(総合)とは、野村證券株式会社が公表している国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI(総合)は、野村證券株式会社の知的財産であり、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。</p> <p><b>PRU 海外株式マザーファンド受益証券</b> 同マザーファンドは、日本を除く世界の主要国の株式を中心に投資を行い、MSCI KOKUSAI インデックス(円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。 「MSCI KOKUSAI インデックス」とは、MSCI(モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル)が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国で構成されています。「MSCI KOKUSAI インデックス(円換算ベース)」は、「MSCI KOKUSAI インデックス(米ドルベース)」をもとに、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・インクの承諾を受けたうえで委託会社で計算したものです。「MSCI KOKUSAI インデックス」は、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・インクの財産であり、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル(MSCI)は、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・インクのサービス・マークです。</p> <p><b>PRU 海外債券マザーファンド受益証券</b> 同マザーファンドは、日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、シティグループ世界国債インデックス(除く日本)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。 「シティグループ世界国債インデックス」とは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当ファンドでは、シティグループ世界国債インデックス・データをもとに、日興シティグループ証券株式会社の承諾を得たうえで、委託会社が円換算ベースに計算したものを使用します。「シティグループ世界国債インデックス」に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。©Citigroup Global Markets Inc. All rights reserved.</p>
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の60%以下とします。
当初設定日	平成13年3月16日
信託報酬	純資産総額に年1.134~1.764%(税抜1.08~1.68%)の率を乗じて得た額とします。計算期により異なります。

## ファンドの概要

### 取得のお申込みについて

お申込み	原則として、毎営業日にお申込みいただけます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ただし、ニューヨークまたはロンドンのいずれかの証券取引所または銀行の休業日を除きます。</li><li>・お申込みの受付は営業日の午後 3 時(年末年始などの本邦証券取引所が半休日の場合は午前 11 時)までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日のお取扱いとなります。</li></ul>
お申込コース	次のコースがあります。 <ul style="list-style-type: none"><li>一般コース(口数指定)</li><li>一般コース(金額指定)</li><li>自動けいぞく投資コース</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・販売会社により取扱い可能なコースが異なります。</li></ul>
お申込単位	販売会社が次の中からそれぞれ定める単位とします。 <ul style="list-style-type: none"><li>1 万口以上 1 万口単位</li><li>1 万円以上 1 円単位</li></ul>
お申込価額	取得のお申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
お申込手数料	3.15% (税抜 3.0%) を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率をお申込価額に乗じて得た額とします。 <ul style="list-style-type: none"><li>・収益分配金(税控除後)の自動再投資により取得する場合には、お申込手数料はかかりません。</li></ul>

### 換金のお申込みについて

お申込み	原則として、毎営業日お申込みいただけます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ただし、ニューヨークまたはロンドンのいずれかの証券取引所または銀行の休業日を除きます。</li><li>・お申込みの受付は営業日の午後 3 時(年末年始などの本邦証券取引所が半休日の場合は午前 11 時)までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日のお取扱いとなります。</li></ul>
ご換金単位	1 口単位とします。
ご換金価額	ご換金のお申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
信託財産留保額	ありません。
ご換金代金のお支払い	原則として、ご換金のお申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。

### 収益分配について

決算日	原則、12 月 10 日(ただし、休業日の場合は翌営業日。)
収益分配	毎決算時に、収益分配方針に基づいて行います。
収益分配金のお支払い	一般コース(口数指定・金額指定)の場合 収益分配金(税控除後)は、原則として、決算日から起算して 5 営業日目からお支払いします。 自動けいぞく投資コースの場合 収益分配金(税控除後)は、原則として、無手数料で自動再投資されま す。

## ファンドの概要

### 償還について

信託期間	平成13年3月16日から平成52年12月10日までとします。ただし、投資信託約款中の信託の終了に関する条項に該当する事由が生じた場合には、所定の手続きを経たうえで、当初の償還日以前にファンドが償還される場合があります。
償還金のお支払い	原則として、償還日から起算して5営業日目からお支払いします。

### 主な価格変動リスク

資産配分リスク	各マザーファンドへの資産配分は収益の源泉となる場合もありますが、収益の悪い資産で運用するマザーファンドへの配分が大きい場合や複数またはすべての資産価値が下落する場合には、各マザーファンドの投資成果が各資産のベンチマークと同等あるいはそれ以上のものであったとしても、ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
株価変動リスク	株式等の価格動向は、国内外の政治・経済情勢の影響を受けます。このため、実質的に組入れている株式の値動きによりファンドの基準価額は変動します。
金利変動リスク	一般的に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が下がる要因となります。
信用リスク	公社債、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品の発行体が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落し、ファンドの基準価額が下がる要因となります。
カントリー・リスク	マザーファンドへの投資を通じて海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受けることにより、基準価額が下がる要因となる可能性があります。
為替変動リスク	実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。このため、円と投資対象国通貨の為替レートの変化が、ファンドの資産価値に影響を与えます。一般的に、外国為替相場が対円で下落した場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。

## ファンドの概要

### 費用と税金

お申込みからご換金・償還までの間に直接あるいは間接的にご負担いただく費用・税金のうち、主要なものは次のとおりです。なお、税法が改正された場合には、内容が変更される場合があります。

受益者に直接ご負担いただく費用（個人の受益者の場合）

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金
取 得 時	お 申 込 手 数 料	3.15%（税抜 3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率をお申込価額に乗じて得た額。 ・ お申込価額は、取得のお申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 時	所得稅および地方稅	ご換金価額の個別元本超過額に対して 10%（所得稅 7%および地方稅 3%）の稅率による源泉徴収。 ・ 申告不要制度が適用されます。 ・ ご換金価額は、ご換金のお申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
收 益 分 配 時	所得稅および地方稅	普通分配金に対して 10%（所得稅 7%および地方稅 3%）の稅率による源泉徴収。 ・ 申告不要制度が適用されます。
償 還 時	所得稅および地方稅	償還価額の個別元本超過額に対して 10%（所得稅 7%および地方稅 3%）の稅率による源泉徴収。 ・ 申告不要制度が適用されます。

平成 20 年 4 月 1 日以降は 20%（所得稅 15%および地方稅 5%）となる予定です。

- ・ 一部解約時および償還時の損失については、確定申告を行うことにより、株式等の売買益との通算が可能となります。
- ・ 法人の受益者の場合については、後記「第二部ファンド情報 第 1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご参照ください。

ファンドで間接的に負担いただく費用

時 期	項 目	費 用																									
毎 日	信 託 報 酬	純資産総額に次の率を乗じて得た額。																									
		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">計 算 期 間</th> <th rowspan="2">信託報酬率</th> <th colspan="3">配分</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託銀行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 期計算期から第 10 期計算期</td> <td>年 1.7640% (税抜 1.68%)</td> <td>年 0.8400% (税抜 0.80%)</td> <td>年 0.8400% (税抜 0.80%)</td> <td rowspan="4">年 0.0840% (税抜 0.08%)</td> </tr> <tr> <td>第 11 期計算期から第 20 期計算期</td> <td>年 1.5540% (税抜 1.48%)</td> <td>年 0.7350% (税抜 0.70%)</td> <td>年 0.7350% (税抜 0.70%)</td> </tr> <tr> <td>第 21 期計算期から第 30 期計算期</td> <td>年 1.3440% (税抜 1.28%)</td> <td>年 0.6300% (税抜 0.60%)</td> <td>年 0.6300% (税抜 0.60%)</td> </tr> <tr> <td>第 31 期計算期から第 40 期計算期</td> <td>年 1.1340% (税抜 1.08%)</td> <td>年 0.5250% (税抜 0.50%)</td> <td>年 0.5250% (税抜 0.50%)</td> </tr> </tbody> </table>	計 算 期 間	信託報酬率	配分			委託会社	販売会社	受託銀行	第 1 期計算期から第 10 期計算期	年 1.7640% (税抜 1.68%)	年 0.8400% (税抜 0.80%)	年 0.8400% (税抜 0.80%)	年 0.0840% (税抜 0.08%)	第 11 期計算期から第 20 期計算期	年 1.5540% (税抜 1.48%)	年 0.7350% (税抜 0.70%)	年 0.7350% (税抜 0.70%)	第 21 期計算期から第 30 期計算期	年 1.3440% (税抜 1.28%)	年 0.6300% (税抜 0.60%)	年 0.6300% (税抜 0.60%)	第 31 期計算期から第 40 期計算期	年 1.1340% (税抜 1.08%)	年 0.5250% (税抜 0.50%)	年 0.5250% (税抜 0.50%)
		計 算 期 間			信託報酬率	配分																					
			委託会社	販売会社		受託銀行																					
		第 1 期計算期から第 10 期計算期	年 1.7640% (税抜 1.68%)	年 0.8400% (税抜 0.80%)	年 0.8400% (税抜 0.80%)	年 0.0840% (税抜 0.08%)																					
第 11 期計算期から第 20 期計算期	年 1.5540% (税抜 1.48%)	年 0.7350% (税抜 0.70%)	年 0.7350% (税抜 0.70%)																								
第 21 期計算期から第 30 期計算期	年 1.3440% (税抜 1.28%)	年 0.6300% (税抜 0.60%)	年 0.6300% (税抜 0.60%)																								
第 31 期計算期から第 40 期計算期	年 1.1340% (税抜 1.08%)	年 0.5250% (税抜 0.50%)	年 0.5250% (税抜 0.50%)																								
毎 日	監 査 費 用	純資産総額に年 0.00525%（税抜 0.005%）の率を乗じて得た額を上限に、かつ、当該費用の実費の額以内の額。																									

- ・ 投資信託財産に関する租税等の信託事務の処理に要する諸費用および受託銀行の立替えた立替金の利息等についても受益者の負担とし、投資信託財産中から支払います。
- ・ 上記費用に係る消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払います。

## ファンドの概要

### 運用状況について

運用報告書	毎決算時および償還時に、期中の運用経過等を記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を經由して知られたる受益者に交付します。
基準価額	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（委託会社）にお問合わせください。なお、販売会社でも入手できます。 また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「グッド40」として掲載されます。

### お問い合わせは...

基準価額、各販売会社のお申込単位、お申込手数料の詳細等につきましては、プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（委託会社）までお問い合わせください。

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（委託会社）問合わせ先	
ぶる PRU ホットライン （フリーダイヤル）	0120-50-6690（受付時間：営業日の9:00～17:00） 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業 年末最終営業日、年始営業開始日は9:00～12:00
ホームページ	<a href="http://www.pru.co.jp">http://www.pru.co.jp</a>

ご投資家の皆様におかれましては、商品の内容を十分にご理解のうえお申込みくださいますよう、お願い申し上げます。

## 有価証券届出書 表紙記載事項

有価証券届出書提出日	平成18年 8 月16日
発行者名	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ ジャパン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 杉本 洋二郎
本店の所在の場所	東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー
届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	PRUグッドライフ2040
届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限1,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

## 目 次

	頁
第一部 証券情報 .....	1
第二部 ファンド情報 .....	4
第1 ファンドの状況 .....	4
1. ファンドの性格 .....	4
2. 投資方針 .....	7
3. 投資リスク .....	24
4. 手数料等及び税金 .....	26
5. 運用状況 .....	29
6. 手続等の概要 .....	51
7. 管理及び運営の概要 .....	54
第2 財務ハイライト情報 .....	59
第3 内国投資信託受益証券事務の概要 .....	62
第4 ファンドの詳細情報の項目 .....	64
投資信託約款 .....	65

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

PRUグッドライフ2040（以下「当ファンド」といいます。）

当ファンドとともに「PRUグッドライフ2010」、「PRUグッドライフ2020」および「PRUグッドライフ2030」を総称して「PRUグッドライフ・ファンド」という名称を使用します。また、これらのファンドを総称して、または各ファンドについて「順風満帆」という愛称を用いることがあります。

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託受益証券（以下「受益証券」といいます。）です。

無記名式です。

当初元本は1口当たり1円です。

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社は、平成18年9月1日付でプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクの事業の全部を譲受けることを予定しております。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、収益分配金の自動再投資の場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

\* 「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されることがあります。

\* 基準価額は、原則として毎営業日計算されます。

\* 基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

基準価額は、プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「委託会社」といいます。）にお問合わせください。なお、委託会社の指定する証券会社（外国証券会社を含みます。）および銀行、保険会社等の登録金融機関（以下総称して「販売会社」といいます。）でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン

基準価格」欄に、「グッド40」として掲載されます。

委託会社問合わせ先	
ぶる PRU ホットライン (フリーダイヤル)	0120-50-6690 (受付時間: 営業日の 9:00 ~ 17:00) 携帯電話・PHS からでもご利用いただけます。 土日・祝休日、12月31日~1月3日は休業 年末最終営業日、年始営業開始日は 9:00 ~ 12:00
ホームページ	<a href="http://www.pru.co.jp">http://www.pru.co.jp</a>

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、3.15% (税抜3.0%) を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

各販売会社の申込手数料については、前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金(税控除後)の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が次の中からそれぞれ定める単位とします。

- ・ 1万口以上1万口単位
- ・ 1万円以上1円単位

(注) 「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合は、当該契約で規定する取得申込みの単位によるものとします。

各販売会社の申込単位については、前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成18年9月1日から平成19年3月9日まで

(申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

(8) 【申込取扱場所】

販売会社の本・支店、営業所等とします。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込みの取扱いを行わない場合があります。

販売会社については、前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込口数)に申込手数料ならびに申込手数料に係る消費税相当額および地方消費税相当額(以下「消費税等相当額」といいます。)を加算した額を、販売会社の定める日までに支払うものとします。

各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より、委託会社の口座を經由して受託銀行であるりそな信託銀行株式会社(以下「受託銀行」といいます。)の当ファンド口座に払い込まれます。なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由し

て、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みの取扱いを行った販売会社において払込みを取扱います。

販売会社については、前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

振替受益権について

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、「第二部ファンド情報 第1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要(5) その他 投資信託約款の変更 g .」の手続きにより投資信託約款の変更を行う予定であり、この投資信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行うものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

PRU国内株式マザーファンド、PRU国内債券マザーファンド、PRU海外株式マザーファンドおよびPRU海外債券マザーファンド（以下総称して、または各々を「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、わが国の株式・公社債等および海外の株式・公社債等への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ投資信託財産の中・長期的な成長を目指します。

###### 信託金の限度額

委託会社は、受託銀行と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

また、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

###### 基本的性格

追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）に属します。

\* 「国内株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの。」として分類されるファンドをいいます。

###### ファンドの特色

4種類のマザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式・公社債等および海外の株式・公社債等への分散投資を行います。

基本ガイドラインに基づいてポートフォリオを変更します。この基本ガイドラインは、当ファンドの償還時期に向けて、実質的に組入れている株式の組入比率を漸減させ、公社債および短期金融商品の組入比率を漸増させることにより、償還直前には実質的な組入れが短期金融商品100%となるように変化します。これにより、償還日に近づくにしたがって株価等の変動リスクを低減させた、安定的な運用に移行します。

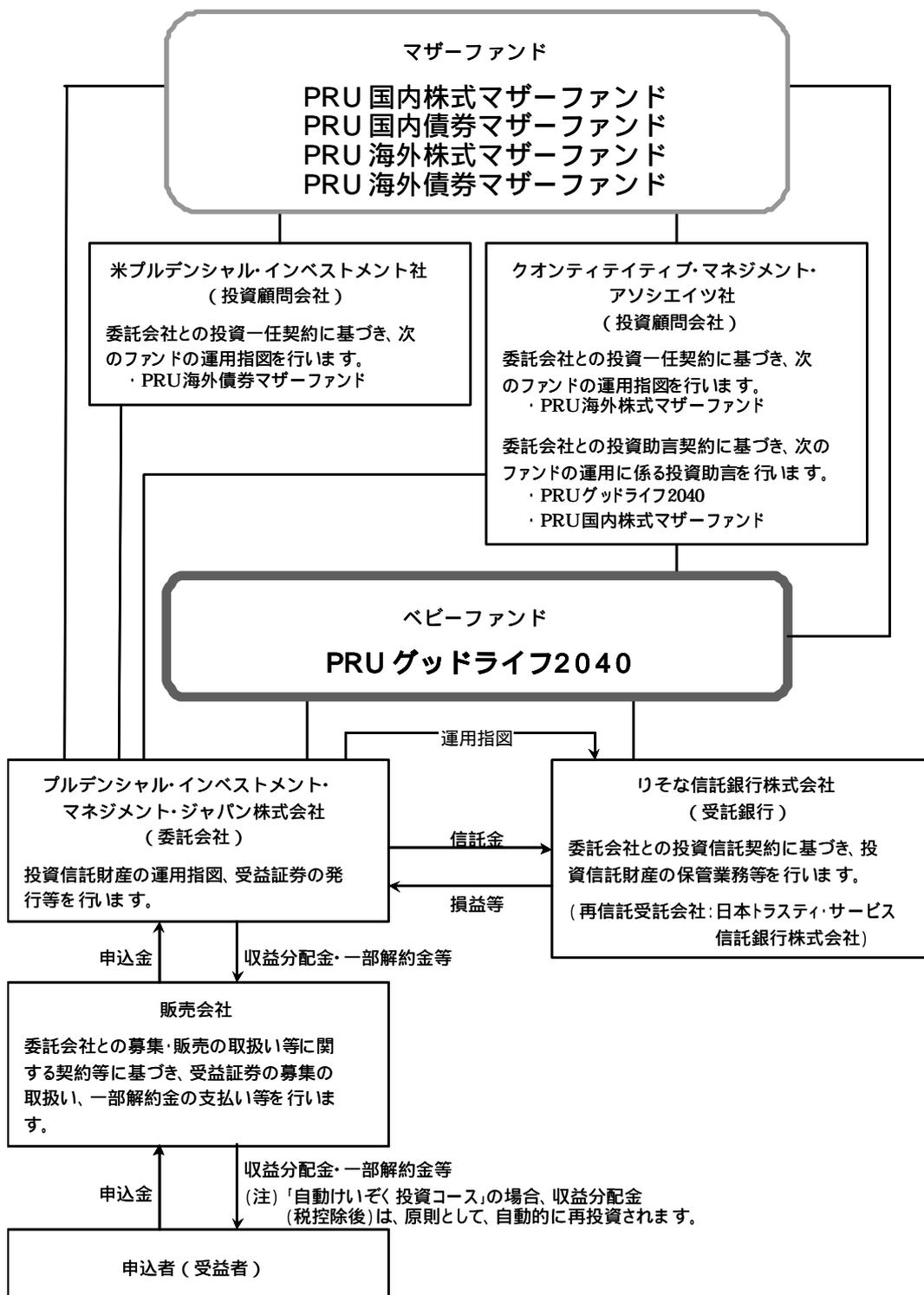
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

当ファンドの償還日は平成52年（2040年）12月10日です。

年1回（原則、12月10日。）決算し、収益分配方針に基づいて分配を行います。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



ファンドの関係法人

a. 委託会社

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

当ファンドの委託会社として、投資信託財産の運用指図およびその権限の委託、受益証券の発行等を行います。

b. 受託銀行

りそな信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

当ファンドの受託銀行として、投資信託財産の保管・管理業務を行い、収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付、また、投資信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付等を行います。なお、信託事務の処理の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関等に委任することができます。

c. 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益証券の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

d. 投資顧問会社

クオンティティティブ・マネジメント・アソシエイツ社

当ファンドの運用に関する投資助言を行います。

委託会社等の概況 (平成18年9月1日現在)

資本の額	70百万円
沿革	<p>平成18年4月 プルデンシャル投信投資顧問準備株式会社設立</p> <p>平成18年6月 投資顧問業登録</p> <p>平成18年8月 投資信託委託業および投資一任業務認可取得 プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更</p> <p>平成18年9月 プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクより事業の全部を譲受(予定)</p>
大株主の状況	<p>株主名 : プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インク</p> <p>住所 : 東京都千代田区永田町二丁目13番10号プルデンシャルタワー</p> <p>所有株式数 : 1,400株</p> <p>所有株式数の比率 : 100%</p>

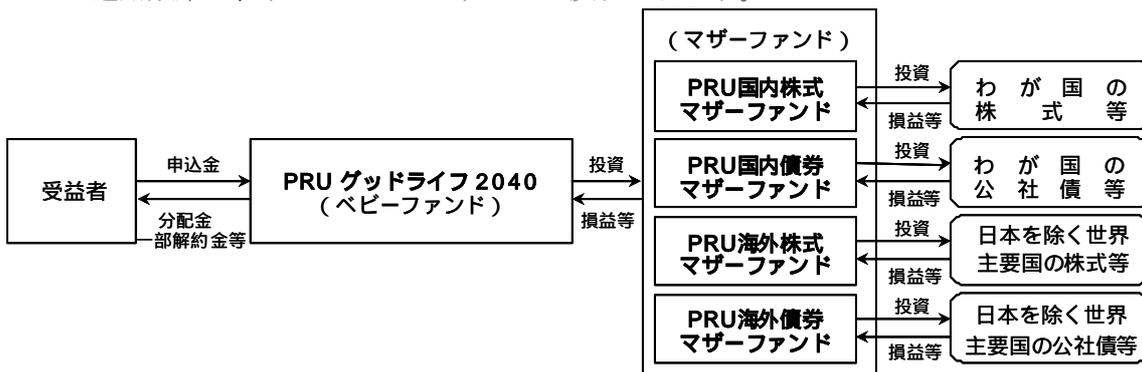
## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### ① 基本方針

当ファンドは、4種類のマザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式・公社債等および海外の株式・公社債等への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ投資信託財産の中・長期的な成長を目指します。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行います。マザーファンドの運用成果は、すべてベビーファンドに反映されます。



(注)「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金(税控除後)は、原則として、自動的に再投資されます。

#### ② 運用方法

##### a. 投資対象

「PRU国内株式マザーファンド」受益証券、「PRU国内債券マザーファンド」受益証券、「PRU海外株式マザーファンド」受益証券および「PRU海外債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

なお、内外の株式・公社債等に直接投資することがあります。

##### b. 投資態度

(a) 主として、「PRU国内株式マザーファンド」受益証券、「PRU国内債券マザーファンド」受益証券、「PRU海外株式マザーファンド」受益証券および「PRU海外債券マザーファンド」受益証券への投資を通じて、わが国の株式・公社債等および海外の株式・公社債等への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ投資信託財産の中・長期的な成長を目指します。

(b) 当初設定時は、「PRU国内株式マザーファンド」50%、「PRU国内債券マザーファンド」14.5%、「PRU海外株式マザーファンド」30%、「PRU海外債券マザーファンド」2.5%およびコール・ローン等の短期金融商品3%の組入比率を基本ガイドラインとし、この基本ガイドラインに基づいてポートフォリオを構築します。

(c) 当初設定後の基本ガイドラインは、償還時期に向け株式の組入比率を漸減させ、公社債および短期金融商品の組入比率を漸増させます。また、この基本ガイドラインに基づいてポートフォリオを変更します。これにより、償還日に近づくにしたがって株価等の変動リスクを低減させる運用を目指します。ただし、市況動向等の変化によっては、基本ガイドラインを見直す場合があります。

基本ガイドラインは以下のとおりです。

	平成18年 4月1日現在 当初設定日から 約5年経過時	当初設定日 から約10年 経過時	当初設定日 から約20年 経過時	当初設定日 から約30年 経過時	償還直前
P R U国内株式マザーファンド	43.7%	37.5%	25.0%	12.5%	0.0%
P R U国内債券マザーファンド	23.2%	32.0%	49.5%	67.0%	0.0%
P R U海外株式マザーファンド	26.3%	22.5%	15.0%	7.5%	0.0%
P R U海外債券マザーファンド	3.8%	5.0%	7.5%	10.0%	0.0%
短期金融商品	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	100.0%

当初設定後の基本ガイドラインは、当ファンドの償還時期に向けて、実質的に組入れている株式の組入比率を漸減させ、公社債および短期金融商品の組入比率を漸増させることにより、償還直前には実質的な組入れが短期金融商品100%となるように変化します。

この基本ガイドラインは、ポートフォリオの基準となる資産配分を意味します。なお、実際のポートフォリオ構築では、基本ガイドラインを基準に一定の範囲内でポートフォリオの構築が行われますので、基本ガイドラインと実際のポートフォリオ（各マザーファンドの組入比率）は必ずしも一致しません。

市況動向等の変化によっては、基本ガイドラインを見直す場合があります。

- (d) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合には、上記と異なる場合もあります。なお、運用の効率化を図るため、為替のエクスポージャーの調整を行う場合があります。
- (e) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合や当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。
- (f) 当ファンドは、クオンティタティブ・マネジメント・アソシエイツ社より助言を受け、運用を行います。

## (2) 【投資対象】

### ① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
- (a) 有価証券
  - (b) 有価証券指数等先物取引に係る権利
  - (c) 有価証券オプション取引に係る権利
  - (d) 外国市場証券先物取引に係る権利
  - (e) 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
  - (f) 有価証券店頭オプション取引に係る権利
  - (g) 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
  - (h) 金銭債権（前記(a)、後記(i)および(k)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
  - (i) 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
  - (j) 金融先物取引に係る権利
  - (k) 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの（金融先物取引を除きます。）に係る権利（前記(b)から(g)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

- (1) 次に掲げるものを信託する信託の受益権（前記(a)に掲げるものに該当するものを除きます。）
- イ. 金銭（信託財産を主として前記(a)から(k)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限ります。）
  - ロ. 有価証券
  - ハ. 金銭債権
- (m) 当事者の一方が相手方の行う前記(a)から(1)に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「匿名組合出資持分」といいます。）
- (n) 金銭の信託の受益権（前記(a)に掲げるものに該当するものを除きます。）であって、信託財産を主として匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とするもの

b. 次に掲げる特定資産以外の資産  
  抵当証券

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社を受託銀行として締結された「PRU国内株式マザーファンド」、「PRU国内債券マザーファンド」、「PRU海外株式マザーファンド」および「PRU海外債券マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証書
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
- i. 資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前記 a. から k. の証券または証書の性質を有するもの
- m. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）

- o. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
- q. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
- t. 外国法人に対する権利で前記s.の権利の性質を有するもの

なお、前記a.の証券または証書、l.ならびにq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券およびl.ならびにq.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.の証券およびn.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### ③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 抵当証券

前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、前記a.からd.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## (3) 【運用体制】

### ① 運用体制

当ファンドは、クオンティテイティブ・マネジメント・アソシエイツ社の助言に基づき、投資運用本部のファンドマネージャーが各マザーファンドへの投資配分を決定し、運用を行います。

当ファンドの主要な投資対象である「PRU国内株式マザーファンド」は、クオンティテイティブ・マネジメント・アソシエイツ社の助言に基づき、投資運用本部のファンドマネージャーが運用を行います。

当ファンドの主要な投資対象である「PRU国内債券マザーファンド」は、投資運用本部のファンドマネージャーが運用を行います。信用リスクの管理については、定量モデル、市場情報の他、投資運用本部に属するクレジットアナリストの情報を活用します。

当ファンドの主要投資対象である「PRU海外株式マザーファンド」は、投資一任契約に基づき、クオンティテイティブ・マネジメント・アソシエイツ社が運用を行います。

当ファンドの主要投資対象である「PRU海外債券マザーファンド」は、投資一任契約に基づき、米プルデンシャル・インベストメント社にて運用され、同社のパブリック債券運用グループが運用を担当します。

委託会社は、資産運用およびリスク管理の基本方針を定める「運用規程」を遵守することにより、運用の適正性を確保することに努めます。

## クオンティタティブ・マネジメント・アソシエイツ社

クオンティタティブ・マネジメント・アソシエイツ社は2004年7月に、米プルデンシャル・インベストメント社のクオンティタティブ・マネジメント・チームが独立することにより設立されました。なお、同社は米プルデンシャル・インベストメント社の100%子会社です（以下の説明は、同社の前身である米プルデンシャル・インベストメント社のクオンティタティブ・マネジメント・チームに関するものを含みます。）。

1975年よりクオンツ運用を開始し、その運用資産額は約550億米ドル（約6.5兆円）にのびます。

1979年より、株式インデックス運用を開始しています。その運用資産は、米国株式インデックス・ファンドが約239億米ドル（18本、2.8兆円）、海外株式インデックス・ファンドが約6億米ドル（3本、約708億円）であり、運用経験平均19年の投資プロフェッショナル（博士号取得者6名）により、投資先の市場の特性に合わせた運用が行われています。

（クオンティタティブ・マネジメント・アソシエイツ社に関する情報は平成18年3月末現在のものです。為替換算レート：1米ドル=117.99円）

## 米プルデンシャル・インベストメント社における債券運用

債券の運用額は1,710億米ドル（約20.2兆円）

運用対象としている債券の種類は米国国債、米国投資適格社債、米国ハイイールド債、米国地方債、グローバル債、エマージング債、短期金融商品（マネー・マーケット）等と多岐にわたっており、専門のマネージャーによる付加価値の高い債券運用サービスをご提供しております。

独自の信用調査と運用モデル、綿密な分析とリスク管理

独自の信用調査と運用モデルを駆使して、資産配分や割安と判断される銘柄選定を行います。さらに、リスク管理の際にも綿密な信用分析および独自のモデルを活用し、徹底したリスク管理を図ります。

効果の高いボトムアップ・アプローチとトップダウン・アプローチの併用

債券の種類ごと、社債の業種ごと等の相対的な価値の分析、銘柄の選定および売買執行等は、より専門的なノウハウの活かせるボトムアップ・アプローチで行います。また、投資戦略、資産配分およびリスク管理等は、グローバルで広範な視点から判断できるトップダウン・アプローチを採用しています。

一貫した投資プロセスで安定した投資成果の獲得

債券の種類ごとにそれぞれ専門に担当する各チームが連携して運用します。チーム運用に徹することで、運用プロセスの一貫性が保たれ、安定した投資成果の獲得につながると考えます。

（米プルデンシャル・インベストメント社に関する情報は平成18年3月末現在のものです。為替換算レート：1米ドル=117.99円）



- ・ 運用状況のモニタリングを行い、その結果を運用会議に報告します。
- ・ モニタリングの結果、何らかの問題が発見された場合には、関係部署と連携し速やかに原因の究明・解決にあたります。

#### (4) 【分配方針】

毎決算時（原則、12月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配にあてず投資信託財産内に留保した利益については、前記「(1) 投資方針」に基づき運用を行います。

#### (5) 【投資制限】

- ① 株式への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限 ①）  
株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限 ②、第32条）  
外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の60%以下とします。
- ③ 新株引受権証券等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限 ③、第22条）  
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限 ④、第25条）  
同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限 ⑤、第26条）  
同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限 ⑥、第25条）  
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限 ⑦、第22条）  
投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 投資する株式等の範囲（投資信託約款第24条）
  - a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- b. 前記 a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ⑨ 信用取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第27条）
- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 前記 a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- (a) 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- (b) 株式分割により取得する株券
- (c) 有償増資により取得する株券
- (d) 売出しにより取得する株券
- (e) 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
- (f) 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記(e)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- ⑩ 先物取引等の運用指図（投資信託約款第28条）
- a. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑪ スワップ取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第29条）
- a. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑫ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第30条）
- a. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うこと

の指図をすることができます。

- b. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬ 有価証券の貸付けの指図・目的・範囲（投資信託約款第31条）

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
  - (a) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - (b) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 前記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（投資信託約款第33条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮ 外国為替予約取引の指図・目的・範囲（投資信託約款第34条）

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 前記 a. の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 前記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- d. 前記 b. において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑯ 資金の借入れの指図・目的・範囲（投資信託約款第42条）

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金

支払開始日から投資信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

⑰ 有価証券先物取引等の投資制限

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第27条第1項第5号)

委託会社は、投資信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次のa. 及びb. に掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）並びにc. 及びd. に掲げる額の合計額を下回るることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うこと又は継続することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます。）
- b. 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
- c. 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券又は証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
- d. 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券又は証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

⑱ 同一の法人の発行する株式の投資制限

(投資信託及び投資法人に関する法律第16条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第32条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託銀行に指図しないものとします。

(参考) マザーファンドの投資方針

PRU国内株式マザーファンド	
基本方針	この投資信託は、わが国の株式を中心に投資を行い、東証株価指数（TOPIX）※の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
運用方法	
投資対象	わが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。
投資態度	<p>① 東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。</p> <p>② 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>③ 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>④ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>⑤ 当ファンドは、クオンティタティブ・マネジメント・アソシエイツ社より助言を受け、運用を行います。</p>
投資制限	<p>① 株式への投資には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>④ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑥ 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>

※東証株価指数（TOPIX=Tokyo Stock Price Index）とは、わが国の代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部銘柄の基準時（1968年1月4日終値）の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。

- ① TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。
- ② 株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- ③ 株式会社東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④ 株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中絶に対し、責任を負いません。
- ⑤ マザーファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥ 株式会社東京証券取引所は、当ファンドの購入者または公衆に対し、マザーファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。
- ⑦ 株式会社東京証券取引所は、委託会社または当ファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- ⑧ 以上の項目に限らず、株式会社東京証券取引所はマザーファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

平成18年7月末現在において、「PRU国内株式マザーファンド」に投資しているファンドは以下のとおりです。

なお、この他にも、今後「PRU国内株式マザーファンド」に投資するファンドが設定される場合があります。

ファンド名	商品分類
PRUグッドライフ2010	追加型株式投資信託・バランス型
PRUグッドライフ2020	追加型株式投資信託・バランス型
PRUグッドライフ2030	追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）
PRUグッドライフ2040（当ファンド）	追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）
PRU国内株式マーケット・パフォーマンス	追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）
プルデンシャル私募国内株式マーケット・パフォーマンス（適格機関投資家向け）	追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）
PRUグッドライフ2010（年金）	追加型株式投資信託・バランス型
PRUグッドライフ2020（年金）	追加型株式投資信託・バランス型
PRUグッドライフ2030（年金）	追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）
PRUグッドライフ2040（年金）	追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）

PRU国内債券マザーファンド	
基本方針	わが国の公社債を中心に投資を行い、NOMURA-BPI（総合）※の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
運用方法	
投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	① NOMURA-BPI（総合）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。 ② 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	① 外貨建資産への投資は行いません。 ② 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦ 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

※NOMURA-BPI（総合）とは、野村証券株式会社が公表している国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI（総合）は、野村証券株式会社の知的財産であり、野村証券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。

平成18年7月末現在において、「PRU国内債券マザーファンド」に投資しているファンドは以下のとおりです。

なお、この他にも、今後「PRU国内債券マザーファンド」に投資するファンドが設定される場合があります。

ファンド名	商品分類
PRUグッドライフ2010	追加型株式投資信託・バランス型
PRUグッドライフ2020	追加型株式投資信託・バランス型
PRUグッドライフ2030	追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）
PRUグッドライフ2040（当ファンド）	追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）
PRU国内債券マーケット・パフォーマー	追加型株式投資信託・バランス型
PRUグッドライフ2010（年金）	追加型株式投資信託・バランス型
PRUグッドライフ2020（年金）	追加型株式投資信託・バランス型
PRUグッドライフ2030（年金）	追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）
PRUグッドライフ2040（年金）	追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）

PRU海外株式マザーファンド	
基本方針	日本を除く世界の主要国の株式を中心に投資を行い、MSCI KOKUSAI インデックス※（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
運用方法	
投資対象	原則として、MSCI KOKUSAI インデックスを構成している国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	<p>① MSCI KOKUSAI インデックス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。</p> <p>② 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>③ 外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、運用の効率化を図るため、為替のエクスポージャーの調整を行う場合があります。</p> <p>④ 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>⑤ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>⑥ 運用にあたっては、投資一任契約に基づいてクオンティタティブ・マネジメント・アソシエーツ社に運用の指図に関する権限を委託します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 委託する範囲：マザーファンドの運用指図</li> <li>● 委託先所在地：アメリカ合衆国ニュージャージー州ニューアーク、マッカーター・ハイウェイ・アンド・マーケット・ストリート、ゲートウェイ・センター2</li> <li>● 委託に係る費用：後記「4 手数料等及び税金 (3) 信託報酬等」をご参照ください。</li> </ul>
投資制限	<p>① 株式への投資には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への投資には制限を設けません。</p> <p>③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>④ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑥ 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>

※「MSCI KOKUSAI インデックス」とは、MSCI（モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル）が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国で構成されています。

「MSCI KOKUSAI インデックス（円換算ベース）」は、「MSCI KOKUSAI インデックス（米ドルベース）」をもとに、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・インクの承諾を受けたうえで委託会社で計算したものです。

「MSCI KOKUSAI インデックス」はモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・インクの財産であり、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）はモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・インクのサービス・マークです。

平成18年7月末現在において、「PRU海外株式マザーファンド」に投資しているファンドは以下のとおりです。

なお、この他にも、今後「PRU海外株式マザーファンド」に投資するファンドが設定される場合があります。

ファンド名	商品分類
PRUグッドライフ2010	追加型株式投資信託・バランス型
PRUグッドライフ2020	追加型株式投資信託・バランス型
PRUグッドライフ2030	追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）
PRUグッドライフ2040（当ファンド）	追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）
PRU海外株式マーケット・パフォーマー	追加型株式投資信託・国際株式型（一般型）
PRUグッドライフ2010（年金）	追加型株式投資信託・バランス型
PRUグッドライフ2020（年金）	追加型株式投資信託・バランス型
PRUグッドライフ2030（年金）	追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）
PRUグッドライフ2040（年金）	追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）

PRU海外債券マザーファンド	
基本方針	日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、シティグループ世界国債インデックス※（除く日本）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
運用方法	
投資対象	日本を除く世界の主要国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<p>① シティグループ世界国債インデックス（除く日本）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。</p> <p>② 外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、運用の効率化を図るため、為替のエクスポージャーの調整を行う場合があります。</p> <p>③ 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>④ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>⑤ 運用にあたっては、投資一任契約に基づいて米プルデンシャル・インベストメント社に運用の指図に関する権限を委託します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 委託する範囲：マザーファンドの運用指図</li> <li>● 委託先所在地：アメリカ合衆国ニュージャージー州ニューアーク、マッカーター・ハイウェイ・アンド・マーケット・ストリート、ゲートウェイ・センター2</li> <li>● 委託に係る費用：後記「4 手数料等及び税金 (3) 信託報酬等」をご参照ください。</li> </ul>
投資制限	<p>① 外貨建資産への投資には制限を設けません。</p> <p>② 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>③ 株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑤ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑦ 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>

※「シティグループ世界国債インデックス」とは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

当ファンドでは、シティグループ世界国債インデックス・データをもとに、日興シティグループ証券株式会社の承諾を得たうえで、委託会社が円換算ベースに計算したものを使用します。

「シティグループ世界国債インデックス」に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。© Citigroup Global Markets Inc. All rights reserved.

平成18年7月末現在において、「PRU海外債券マザーファンド」に投資しているファンドは以下のとおりです。

なお、この他にも、今後「PRU海外債券マザーファンド」に投資するファンドが設定される場合があります。

ファンド名	商品分類
PRUグッドライフ2010	追加型株式投資信託・バランス型
PRUグッドライフ2020	追加型株式投資信託・バランス型
PRUグッドライフ2030	追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）
PRUグッドライフ2040（当ファンド）	追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）
PRU海外債券マーケット・パフォーマー	追加型株式投資信託・バランス型
PRUグッドライフ2010（年金）	追加型株式投資信託・バランス型
PRUグッドライフ2020（年金）	追加型株式投資信託・バランス型
PRUグッドライフ2030（年金）	追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）
PRUグッドライフ2040（年金）	追加型株式投資信託・国内株式型（一般型）

### 3【投資リスク】

#### (1) 当ファンドへの投資リスク

ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

##### 資産配分リスク

当ファンドでは、基本ガイドラインに基づいてポートフォリオを構築し、各マザーファンドへの資産配分を行います。また、この基本ガイドラインは、当ファンドの償還時期が近づくに当たって、実質的に組入れている株式の組入比率を漸減させ公社債および短期金融商品の組入比率を漸増させることにより、時間の経過とともに株価等の変動リスクを低減させる運用を目指します。

この資産配分は当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、収益の悪い資産で運用するマザーファンドへの配分が大きい場合や複数またはすべての資産価値が下落する場合には、各マザーファンドの投資成果が各資産のベンチマークと同等あるいはそれ以上のものであったとしても、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

##### 株価変動リスク

株式等の価格動向は、国内外の政治・経済情勢の影響を受けます。このため当ファンドが実質的に組入れている株式の値動きにより基準価額は変動します。また、当ファンドが実質的に組入れている株式を発行する企業が倒産や業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、当ファンドに重大な損失を生じさせることがあります。

##### 金利変動リスク

一般的に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

##### 信用リスク

公社債、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品の発行体が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

##### カントリー・リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受けることにより、基準価額が下がる要因となる可能性があります。

##### 為替変動リスク

一般的に、外国為替相場が対円で下落した場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。なお、当ファンドでは、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。このため、円と投資対象国通貨の為替レートの変化が、ファンドの資産価値に影響を与えます。

##### 同一マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドによる影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドについて、当該マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドにおける資金流入や資産配分の変更等により当該マザーファンド組入有価証券等の売買が発生した場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料・税金等の負担が当該マザーファンドの価額に影響を及ぼすことがあります。これにより当該マザーファンドの価額が下落した場合、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

#### (2) 投資リスクに対する管理体制

運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認はコンプライアンス部が行います。全体的な運用状況の管理は投資運用本部が行います。運用に関するリスク管理およびパフォーマンス分析については、投資企画部が必要な情報のとりまとめを行います。これらの各部の

情報は、原則として月1回開催される運用会議に報告され、その内容の確認・検討が行われた後に各部にフィードバックされ、その後の業務に反映されます。

(3) その他の留意点

- ・当ファンドはマザーファンドを通じて株式や債券など値動きのある証券（外貨建証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を下回ることがあります。
- ・投資信託財産に生じた損益は、すべて受益者に帰属します。
- ・投資信託は預金等とは異なり、預金保険機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は保険契約とは異なり、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託を証券会社以外で購入した場合は、投資者保護基金の対象にはなりません。
- ・法令・税制及び会計基準等は今後変更される可能性があり、これにより、当ファンドがあらかじめ目的としている投資成果を達成できないこともあります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

申込手数料は、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

各販売会社の申込手数料の詳細については、委託会社にお問合わせください。

委託会社問合わせ先	
ぶる PRU ホットライン (フリーダイヤル)	0120-50-6690 (受付時間：営業日の 9:00～17:00) 携帯電話・PHS からご利用いただけます。 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業 年末最終営業日、年始営業開始日は 9:00～12:00
ホームページ	<a href="http://www.pru.co.jp">http://www.pru.co.jp</a>

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

##### (2)【換金（解約）手数料】

解約時に手数料はかかりません。

##### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

計算期間	信託報酬率	信託報酬の配分		
		委託会社	販売会社	受託銀行
第1期計算期から第10期計算期	年1.764% (税抜1.68%)	年0.840% (税抜0.80%)	年0.840% (税抜0.80%)	年0.084% (税抜0.08%)
第11期計算期から第20期計算期	年1.554% (税抜1.48%)	年0.735% (税抜0.70%)	年0.735% (税抜0.70%)	
第21期計算期から第30期計算期	年1.344% (税抜1.28%)	年0.630% (税抜0.60%)	年0.630% (税抜0.60%)	
第31期計算期から第40期計算期	年1.134% (税抜1.08%)	年0.525% (税抜0.50%)	年0.525% (税抜0.50%)	

前記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、前記の委託会社が受ける報酬から支払うものとします。その報酬額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に以下に定める率を乗じて得た額とします。

PRU海外株式マザーファンド 年0.10%

PRU海外債券マザーファンド 年0.10%

#### (4) 【その他の手数料等】

##### 信託事務の諸費用

- a . 投資信託財産に関する租税、次に掲げる諸費用その他の信託事務の処理に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額ならびに受託銀行の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中からその都度支弁します。
- (a) 売買委託手数料等の有価証券取引等に要する費用および保管費用等
- (b) 借入金の利息
- b . 前記 a . にかかわらず、委託会社は、信託事務の処理に要する費用のうち、次に掲げる費用および消費税等相当額については、投資信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た額を上限に、かつその実費の額以内の額の支払いにつき、後記 c . にしたがって、投資信託財産から受けることができます。
- (a) 受益証券の作成等の管理事務に要する費用
- (b) 有価証券届出書等開示書類および目論見書（これらの訂正も含まれます。）、投資信託約款および運用報告書等の作成等に要する費用
- (c) この信託の受益者に対して行う公告に要する費用ならびに投資信託約款の変更または投資信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成等に要する費用
- (d) この信託の設定および運営・管理に関し、法務・税務等につき要する費用
- c . 前記 b . で定める費用および消費税等相当額は、投資信託約款に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日ならびに毎計算期間末および信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

##### 監査報酬

- a . 投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、投資信託財産の純資産総額に年0.00525%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額を上限に、かつ当該費用の実費の額以内の額を、当該費用に係る消費税等相当額とともに、投資信託約款に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上します。
- b . 前記 a . で定める費用および消費税等相当額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日ならびに毎計算期間末および信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税については、次のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

##### 個別元本方式について

- a . 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b . 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c . 保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d . 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。）。

#### 収益分配金の課税について

- a. 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- b. 受益者が収益分配金を受取る際、( )当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、( )当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
- c. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

#### 個人、法人別の課税の取扱いについて

##### a. 個人の受益者に対する課税

###### (a) 収益分配時の課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。また、収益分配金については配当課税が適用され、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。

上記10%の税率は、平成20年4月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

###### (b) 一部解約時および償還時の課税

個人の受益者が支払いを受ける一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。また、一部解約時および償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。また、一部解約時または償還時の損失については、確定申告を行うことにより、株式等の売買益との通算が可能となります。

上記10%の税率は、平成20年4月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

##### b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、所得税7%（地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、税額控除の適用があります。

上記7%の税率は、平成20年4月1日以降は所得税15%（地方税の源泉徴収はありません。）となる予定です。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

(平成18年1月31日現在)

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券(PRU国内株式マザーファンド)	日本	34,079,295	52.91
投資信託受益証券(PRU国内債券マザーファンド)	日本	5,394,282	8.38
投資信託受益証券(PRU海外株式マザーファンド)	日本	18,259,065	28.35
投資信託受益証券(PRU海外債券マザーファンド)	日本	2,026,461	3.15
現金、預金、その他資産(負債控除後)		4,647,271	7.22
合計(純資産総額)		64,406,374	100.00

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### (参考情報)

当ファンドが主要投資対象とするPRU国内株式マザーファンドの投資状況は以下の通りです。

(平成18年1月31日現在)

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式	日本	2,223,110,680	94.82
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		121,341,192	5.18
合計(純資産総額)		2,344,451,872	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### その他の資産の投資状況

(平成18年1月31日現在)

種類	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	通貨	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	東証	東証株価指数先物	買建	4	日本円	64,796,800	68,480,000	2.92

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。

(注2) 時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配値等、原則に準じる方法で評価しています。

当ファンドが主要投資対象とするPRU国内債券マザーファンドの投資状況は以下の通りです。

(平成18年1月31日現在)

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	1,248,115,900	74.82
地方債証券	日本	102,091,610	6.12
特殊債券	日本	134,642,810	8.07
社債券	日本	150,743,200	9.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		32,582,357	1.95
合計(純資産総額)		1,668,175,877	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

当ファンドが主要投資対象とするPRU海外株式マザーファンドの投資状況は以下の通りです。

(平成18年1月31日現在)

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	1,892,644,197	52.14
	カナダ	142,815,045	3.93
	ドイツ	121,881,025	3.36
	イタリア	66,767,560	1.84
	フランス	160,250,670	4.42
	オーストラリア	91,841,423	2.53
	イギリス	422,489,208	11.64
	スイス	123,290,141	3.40
	バミューダ	27,327,830	0.75
	香港	27,927,261	0.77
	シンガポール	17,757,773	0.49
	ニュージーランド	2,609,243	0.07
	オランダ	65,410,177	1.80
	スペイン	64,421,212	1.77
	ベルギー	20,658,272	0.57
	スウェーデン	40,738,253	1.12
	ノルウェー	12,017,681	0.33
	オーストリア	7,464,538	0.21
	ルクセンブルグ	3,304,416	0.09
	フィンランド	24,351,110	0.67
	デンマーク	14,889,013	0.41
	アイルランド	14,343,395	0.40
	ギリシャ	12,321,255	0.34
	ポルトガル	5,588,394	0.15
	ケイマン島	15,557,307	0.43
	リベリア	728,931	0.02
パナマ	3,538,363	0.10	
ジャージー	154,905	0.00	
アンティル	13,845,633	0.38	
小計		3,416,934,231	94.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		212,663,967	5.86
合計(純資産総額)		3,629,598,198	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 時価は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

その他の資産の投資状況

(平成18年1月31日現在)

種類	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	シカゴ	S&P EMINI FU	買建	13	97,749,868	98,618,568	2.72
株価指数先物取引	ロンドン	MSCI PAN EUR	買建	20	59,640,049	61,835,192	1.70

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。
- (注2) 時価については、銀行等が計算日の対顧客先物相場を基準として計算し、取引証券会社から入手した価額で評価しております。
- (注3) 簿価金額及び時価金額は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

当ファンドが主要投資対象とするPRU海外債券マザーファンドの投資状況は以下の通りです。

(平成18年1月31日現在)

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	1,136,652,015	28.63
	カナダ	122,235,358	3.08
	ドイツ	928,398,231	23.38
	イタリア	120,106,694	3.03
	フランス	218,843,314	5.51
	オーストラリア	7,742,274	0.20
	イギリス	338,884,120	8.54
	スペイン	415,987,952	10.48
	ベルギー	174,412,647	4.39
	スウェーデン	115,499,782	2.91
	ノルウェー	28,101,913	0.71
	デンマーク	27,346,185	0.69
	ギリシャ	113,908,131	2.87
	ポーランド	27,625,654	0.70
	小計	3,775,744,270	95.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		194,720,052	4.90
合計(純資産総額)		3,970,464,322	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 時価は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

その他の資産の投資状況

(平成18年1月31日現在)

種類	買建/ 売建	通貨	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	ドル	1,799,027.13	207,322,064	211,219,369	5.32
		オーストラリアドル	121,256.06	10,509,932	10,664,470	0.27
		ボンド	15,342.50	3,155,765	3,186,176	0.08
		スイスフラン	454,136.84	41,124,544	41,530,814	1.05
		シンガポールドル	206,647.21	14,582,842	14,913,729	0.38
		デンマーククローネ	729,689.29	13,700,416	13,893,284	0.35
		ポーランドズロチ	185,388.60	6,718,279	6,892,748	0.17
		ユーロ	1,275,324.52	178,757,356	181,210,860	4.56
	売建	ドル	2,322,730.86	268,549,134	272,699,959	6.87
		カナダドル	125,104.06	12,282,716	12,821,915	0.32
		ボンド	196,112.28	39,877,471	40,726,637	1.03
		スウェーデンクローネ	4,955,337.77	74,429,173	76,262,648	1.92
		ノルウェークローネ	869,124.91	14,888,109	15,166,229	0.38

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(注2) 簿価金額及び時価金額は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成18年1月31日現在)

主要銘柄の明細

(単位：円)

地域	種類	銘柄	額面金額	簿価単価	簿価金額	時価単価	時価金額	投資比率 (%)
日本	投資信託受益証券	PRU国内株式マザーファンド	23,385,230	13,801	32,273,956	14,573	34,079,295	52.91
日本	投資信託受益証券	PRU国内債券マザーファンド	5,127,158	10,493	5,380,061	10,521	5,394,282	8.38
日本	投資信託受益証券	PRU海外株式マザーファンド	14,975,039	11,996	17,964,057	12,193	18,259,065	28.35
日本	投資信託受益証券	PRU海外債券マザーファンド	1,330,223	15,333	2,039,734	15,234	2,026,461	3.15

(注1) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

(注2) 投資信託受益証券の簿価単価および時価単価は、1万口当たりの価額です。

## (参考情報)

## P R U国内株式マザーファンド

	地域	種類	業種	銘柄名	通貨	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	輸送用機器	トヨタ自動車	日本円	15,000	5,936.03	89,040,542	6,080.00	91,200,000	3.89
2	日本	株式	銀行業	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本円	46	1,606,688.23	73,907,659	1,690,000.00	77,740,000	3.32
3	日本	株式	銀行業	みずほフィナンシャルグループ	日本円	56	903,763.89	50,610,778	960,000.00	53,760,000	2.29
4	日本	株式	銀行業	三井住友フィナンシャルグループ	日本円	31	1,173,586.19	36,381,172	1,370,000.00	42,470,000	1.81
5	日本	株式	情報・通信業	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	日本円	183	183,131.76	33,513,113	190,000.00	34,770,000	1.48
6	日本	株式	電気機器	キヤノン	日本円	4,000	7,066.90	28,267,602	7,080.00	28,320,000	1.21
7	日本	株式	電気機器	松下電器産業	日本円	11,000	2,493.70	27,430,710	2,550.00	28,050,000	1.20
8	日本	株式	輸送用機器	本田技研工業	日本円	4,200	7,028.98	29,521,716	6,660.00	27,972,000	1.19
9	日本	株式	小売業	セブン&アイ・ホールディングス	日本円	5,400	4,450.07	24,030,431	4,960.00	26,784,000	1.14
10	日本	株式	医薬品	武田薬品工業	日本円	4,000	6,687.91	26,751,657	6,640.00	26,560,000	1.13
11	日本	株式	電気機器	ソニー	日本円	4,600	4,750.54	21,852,526	5,700.00	26,220,000	1.12
12	日本	株式	情報・通信業	日本電信電話	日本円	46	536,322.91	24,670,854	544,000.00	25,024,000	1.07
13	日本	株式	輸送用機器	日産自動車	日本円	17,700	1,238.06	21,913,778	1,320.00	23,364,000	1.00
14	日本	株式	証券・商品先物取引業	野村ホールディングス	日本円	9,100	2,217.27	20,177,204	2,290.00	20,839,000	0.89
15	日本	株式	卸売業	三菱商事	日本円	7,200	2,605.67	18,760,874	2,740.00	19,728,000	0.84

	地域	種類	業種	銘柄名	通貨	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
16	日本	株式	保険業	ミレアホールディングス	日本円	8	2,138,681.25	17,109,450	2,250,000.00	18,000,000	0.77
17	日本	株式	電気・ガス業	東京電力	日本円	6,100	2,885.13	17,599,307	2,950.00	17,995,000	0.77
18	日本	株式	卸売業	ソフトバンク	日本円	4,500	3,641.27	16,385,725	3,950.00	17,775,000	0.76
19	日本	株式	情報・通信業	ヤフー	日本円	108	145,271.37	15,689,308	159,000.00	17,172,000	0.73
20	日本	株式	不動産業	三菱地所	日本円	6,000	1,980.94	11,885,670	2,725.00	16,350,000	0.70
21	日本	株式	陸運業	東日本旅客鉄道	日本円	18	768,279.27	13,829,027	815,000.00	14,670,000	0.63
22	日本	株式	輸送用機器	デンソー	日本円	3,500	3,944.35	13,805,229	4,130.00	14,455,000	0.62
23	日本	株式	鉄鋼	新日本製鐵	日本円	31,000	425.30	13,184,468	434.00	13,454,000	0.57
24	日本	株式	化学	信越化学工業	日本円	1,900	6,449.02	12,253,151	6,670.00	12,673,000	0.54
25	日本	株式	医薬品	アステラス製薬	日本円	2,600	4,713.09	12,254,057	4,850.00	12,610,000	0.54
26	日本	株式	電気機器	日立製作所	日本円	15,000	827.14	12,407,178	827.00	12,405,000	0.53
27	日本	株式	その他金融業	オリックス	日本円	400	29,121.17	11,648,468	30,350.00	12,140,000	0.52
28	日本	株式	陸運業	東海旅客鉄道	日本円	10	1,058,508.20	10,585,082	1,200,000.00	12,000,000	0.51
29	日本	株式	銀行業	りそなホールディングス	日本円	26	429,608.19	11,169,813	461,000.00	11,986,000	0.51
30	日本	株式	卸売業	三井物産	日本円	7,000	1,583.37	11,083,637	1,687.00	11,809,000	0.50

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

PRU国内債券マザーファンド

	地域	種類	銘柄名	利率 (%)	償還期限	通貨	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第210回 利付国債 (10年)	1.9	2009/3/20	日本円	40,000,000	104.36	41,745,200	104.22	41,690,000	2.50
2	日本	国債証券	第207回 利付国債 (10年)	0.9	2008/12/22	日本円	40,000,000	101.29	40,516,400	101.19	40,477,600	2.43
3	日本	国債証券	第41回利付国債 (5年)	0.7	2009/9/20	日本円	40,000,000	100.19	40,079,800	100.17	40,070,800	2.40
4	日本	国債証券	第231回利付国債 (2年)	0.1	2007/4/20	日本円	40,000,000	99.93	39,973,200	99.94	39,978,000	2.40
5	日本	国債証券	第214回 利付国債 (10年)	1.8	2009/9/21	日本円	30,000,000	104.21	31,263,100	104.15	31,245,600	1.87
6	日本	国債証券	第197回利付国債 (10年)	2.6	2007/9/20	日本円	30,000,000	103.97	31,192,400	103.85	31,155,000	1.87
7	日本	国債証券	第200回 利付国債 (10年)	2.0	2007/12/20	日本円	30,000,000	103.41	31,024,900	103.22	30,966,000	1.86
8	日本	国債証券	第212回利付国債 (10年)	1.5	2009/6/22	日本円	30,000,000	103.09	30,929,000	103.05	30,915,000	1.85
9	日本	国債証券	第229回利付国債 (10年)	1.4	2011/3/21	日本円	30,000,000	102.31	30,694,000	102.29	30,689,700	1.84
10	日本	国債証券	第234回利付国債 (10年)	1.4	2011/9/20	日本円	30,000,000	102.02	30,606,500	102.02	30,606,600	1.83
11	日本	国債証券	第232回利付国債 (10年)	1.2	2011/6/20	日本円	30,000,000	101.14	30,342,600	101.12	30,336,900	1.82
12	日本	国債証券	第32回利付国債 (5年)	0.7	2008/9/20	日本円	30,000,000	100.77	30,232,500	100.70	30,210,300	1.81
13	日本	国債証券	第28回利付国債 (5年)	0.5	2008/6/20	日本円	30,000,000	100.28	30,085,700	100.27	30,081,000	1.80
14	日本	国債証券	第233回利付国債 (2年)	0.1	2007/6/20	日本円	30,000,000	99.88	29,964,600	99.89	29,967,000	1.80
15	日本	国債証券	第234回利付国債 (2年)	0.1	2007/7/20	日本円	30,000,000	99.84	29,954,900	99.86	29,958,300	1.80

	地域	種類	銘柄名	利率 (%)	償還期限	通貨	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
16	日本	国債証券	第50回利付国債 (5年)	0.8	2010/9/20	日本円	30,000,000	99.73	29,919,000	99.73	29,919,600	1.79
17	日本	国債証券	第274回利付国債 (10年)	1.5	2015/12/20	日本円	30,000,000	99.81	29,945,000	99.52	29,858,700	1.79
18	日本	国債証券	第42回利付国債 (20年)	2.6	2019/3/20	日本円	20,000,000	110.23	22,047,900	109.95	21,990,200	1.32
19	日本	国債証券	第70回利付国債 (20年)	2.4	2024/6/20	日本円	20,000,000	106.63	21,326,600	106.59	21,318,400	1.28
20	日本	国債証券	第221回 利付国債 (10年)	1.9	2010/6/21	日本円	20,000,000	104.95	20,990,000	104.76	20,952,600	1.26
21	日本	国債証券	第226回 利付国債 (10年)	1.8	2010/12/20	日本円	20,000,000	104.50	20,901,800	104.32	20,865,200	1.25
22	日本	国債証券	第201回 利付国債 (10年)	1.9	2008/3/20	日本円	20,000,000	103.63	20,726,800	103.32	20,664,200	1.24
23	日本	国債証券	第194回 利付国債 (10年)	2.5	2007/6/20	日本円	20,000,000	103.37	20,675,600	103.20	20,640,800	1.24
24	日本	国債証券	第261回利付国債 (10年)	1.8	2014/6/20	日本円	20,000,000	102.97	20,594,000	102.92	20,584,200	1.23
25	日本	国債証券	第204回 利付国債 (10年)	1.6	2008/6/20	日本円	20,000,000	103.01	20,602,100	102.88	20,576,800	1.23
26	日本	国債証券	第237回利付国債 (10年)	1.5	2012/3/20	日本円	20,000,000	102.31	20,463,800	102.23	20,447,200	1.23
27	日本	地方債証券	第565回東京都公募公債	1.9	2010/9/24	日本円	30,000,000	104.52	31,356,600	104.50	31,351,800	1.88
28	日本	特殊債券	第780回政府保証公営企業債券	2.0	2009/9/24	日本円	20,000,000	104.85	20,971,800	104.73	20,946,800	1.26
29	日本	社債券	第505回東京電力株式会社社債 (一般担保付)	0.775	2013/4/25	日本円	40,000,000	95.73	38,292,000	95.77	38,308,400	2.30
30	日本	社債券	第375回東北電力株式会社社債 (一般担保付)	3.7	2015/6/25	日本円	20,000,000	118.05	23,611,400	118.17	23,634,000	1.42

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

PRU海外株式マザーファンド

	地域	種類	業種	銘柄名	通貨	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	エネルギー	EXXON MOBIL CORPORATION	USD	8,900	6,952.44	61,876,743	7,431.20	66,137,702	1.82
2	アメリカ	株式	資本財	GENERAL ELECTRIC CO.	USD	14,650	4,175.39	61,169,522	3,877.50	56,805,484	1.57
3	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	MICROSOFT CORP	USD	13,400	3,287.30	44,049,833	3,297.00	44,179,800	1.22
4	アメリカ	株式	各種金融	CITIGROUP INC	USD	7,350	5,733.44	42,140,826	5,513.05	40,520,954	1.12
5	アメリカ	株式	銀行	BANK OF AMERICA CORP	USD	6,517	5,422.76	35,340,169	5,237.51	34,132,917	0.94
6	アメリカ	株式	家庭用品・パーソナル用品	PROCTER & GAMBLE CO	USD	4,794	6,769.47	32,452,869	6,963.73	33,384,145	0.92
7	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー	PFIZER INC	USD	10,230	2,530.96	25,891,782	3,054.43	31,246,870	0.86
8	アメリカ	株式	医薬品・バイオテクノロジー	JOHNSON & JOHNSON	USD	4,150	7,203.40	29,894,149	6,876.60	28,537,890	0.79
9	アメリカ	株式	食品・生活必需品小売り	ALTRIA GROUP INC	USD	2,950	8,642.29	25,494,759	8,702.90	25,673,562	0.71
10	アメリカ	株式	保険	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	USD	3,100	7,928.96	24,579,799	7,779.74	24,117,201	0.66
11	アメリカ	株式	各種金融	JPMORGAN CHASE & CO	USD	5,056	4,596.63	23,240,575	4,692.33	23,724,458	0.65
12	アメリカ	株式	エネルギー	CHEVRON CORP	USD	3,200	6,961.55	22,276,976	7,153.31	22,890,600	0.63
13	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	INTL BUSINESS MACHINES CORP	USD	2,250	10,380.21	23,355,477	9,611.93	21,626,848	0.60
14	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	INTEL CORP	USD	8,400	3,217.32	27,025,524	2,548.11	21,404,124	0.59
15	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	CISCO SYSTEMS INC	USD	8,900	2,080.46	18,516,099	2,224.29	19,796,247	0.55

	地域	種類	業種	銘柄名	通貨	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
16	アメリカ	株式	小売	WAL-MART STORES INC	USD	3,500	5,633.79	19,718,267	5,464.77	19,126,721	0.53
17	アメリカ	株式	銀行	WELLS FARGO COMPANY	USD	2,320	7,397.97	17,163,298	7,355.84	17,065,554	0.47
18	アメリカ	株式	電気通信サービス	AT&T INC	USD	5,371	2,948.52	15,836,517	3,067.38	16,474,938	0.45
19	フランス	株式	エネルギー	TOTAL SA	EUR	773	31,128.36	24,062,223	32,420.49	25,061,043	0.69
20	イギリス	株式	エネルギー	BP PLC	GBP	29,572	1,365.90	40,392,542	1,420.53	42,008,143	1.16
21	イギリス	株式	銀行	HSBC HOLDINGS PLC	GBP	16,024	1,949.93	31,245,705	1,945.42	31,173,547	0.86
22	イギリス	株式	医薬品・バイオテクノロジー	GLAXOSMITHKLINE PLC	GBP	8,316	3,063.32	25,474,623	3,016.03	25,081,381	0.69
23	イギリス	株式	エネルギー	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	GBP	5,689	3,784.60	21,530,606	3,970.00	22,585,372	0.62
24	イギリス	株式	電気通信サービス	VODAFONE GROUP PLC	GBP	86,248	256.09	22,087,263	251.51	21,692,249	0.60
25	イギリス	株式	エネルギー	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	GBP	4,024	3,968.08	15,967,584	4,169.96	16,779,942	0.46
26	イギリス	株式	銀行	ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	GBP	4,450	3,515.58	15,644,334	3,634.66	16,174,239	0.45
27	スイス	株式	医薬品・バイオテクノロジー	NOVARTIS AG-REG SHS	CHF	3,248	6,404.97	20,803,364	6,405.69	20,805,713	0.57
28	スイス	株式	食品・飲料・タバコ	NESTLE SA-REGISTERED	CHF	566	36,271.30	20,529,558	34,545.02	19,552,484	0.54
29	スイス	株式	銀行	UBS AG REG	CHF	1,442	11,533.24	16,630,943	12,582.62	18,144,145	0.50
30	スイス	株式	医薬品・バイオテクノロジー	ROCHE HOLDING AG-GENUSSS	CHF	999	18,357.54	18,339,185	18,155.58	18,137,428	0.50

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

(注2) 時価は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

PRU海外債券マザーファンド

	地域	種類	銘柄名	利率 (%)	償還期限	通貨	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.0	2007/8/31	USD	1,744,000	11,692.75	203,921,565	11,678.86	203,679,460	5.13
2	アメリカ	国債証券	US TREASUR N/B	2.625	2008/5/15	USD	1,454,000	11,304.77	164,371,412	11,298.48	164,279,905	4.14
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.75	2014/5/15	USD	954,000	11,933.22	113,842,980	11,931.38	113,825,429	2.87
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.25	2013/8/15	USD	868,000	11,552.37	100,274,647	11,554.21	100,290,618	2.53
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.5	2015/11/15	USD	765,000	11,774.15	90,072,263	11,741.88	89,825,402	2.26
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	9.25	2016/2/15	USD	470,000	16,153.82	75,922,991	16,137.26	75,845,165	1.91
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5.375	2031/2/15	USD	566,000	12,908.34	73,061,225	12,923.06	73,144,533	1.84
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.375	2008/11/15	USD	540,000	11,760.28	63,505,518	11,742.80	63,411,135	1.60
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	11.75	2014/11/15	USD	430,000	14,845.69	63,836,505	14,715.07	63,274,801	1.59
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	12.5	2014/8/15	USD	316,000	14,970.80	47,307,754	14,834.65	46,877,525	1.18
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.875	2012/2/15	USD	385,000	12,010.50	46,240,425	11,995.78	46,183,757	1.16
12	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB DEUTSCHLAND	3.75	2013/7/4	EUR	1,345,000	14,701.65	197,737,273	14,566.45	195,918,779	4.93
13	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB DEUTSCHLAND	5.375	2010/1/4	EUR	1,068,000	15,537.07	165,935,954	15,369.13	164,142,381	4.13
14	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB DEUTSCHLAND	3.75	2015/1/4	EUR	919,000	14,671.59	134,831,918	14,556.48	133,774,139	3.37
15	ドイツ	国債証券	BUNDESBLIGATION	4.0	2007/2/16	EUR	853,000	14,455.44	123,304,923	14,404.20	122,867,887	3.09

	地域	種類	銘柄名	利率 (%)	償還期限	通貨	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
16	ドイツ	国債証券	BUNDESobligation	3.0	2008/4/11	EUR	736,000	14,318.81	105,386,479	14,236.26	104,778,944	2.64
17	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB DEUTSCHLAND	5.5	2031/1/4	EUR	528,000	18,246.84	96,343,353	18,192.76	96,057,802	2.42
18	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB DEUTSCHLAND	4.25	2014/7/4	EUR	590,000	15,201.19	89,687,075	15,071.68	88,922,959	2.24
19	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	5.5	2010/11/1	EUR	770,000	15,774.74	121,465,565	15,598.27	120,106,694	3.03
20	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	8.5	2023/4/25	EUR	743,000	23,104.22	171,664,419	22,896.44	170,120,561	4.28
21	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	4.25	2019/4/25	EUR	321,000	15,308.85	49,141,430	15,178.42	48,722,753	1.23
22	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4.25	2007/10/31	EUR	1,494,000	14,640.45	218,728,448	14,540.83	217,240,065	5.47
23	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5.75	2032/7/30	EUR	784,000	18,955.60	148,611,910	18,891.55	148,109,805	3.73
24	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	4.4	2015/1/31	EUR	332,000	15,376.25	51,049,159	15,252.43	50,638,082	1.28
25	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM	8.0	2012/12/24	EUR	956,000	18,485.94	176,725,632	18,244.00	174,412,647	4.39
26	ギリシャ	国債証券	HELLENIC REPUBLIC	4.6	2013/5/20	EUR	626,000	15,346.36	96,068,248	15,175.58	94,999,140	2.39
27	イギリス	国債証券	UNITED KINGDOM TREASURY	6.0	2028/12/7	GBP	299,000	26,438.24	79,050,366	27,106.86	81,049,513	2.04
28	イギリス	国債証券	UNITED KINGDOM TREASURY	8.5	2007/7/16	GBP	361,000	22,180.80	80,072,695	22,047.49	79,591,462	2.00
29	イギリス	国債証券	UNITED KINGDOM TREASURY	8.0	2015/12/7	GBP	289,000	27,229.75	78,693,982	27,236.00	78,712,041	1.98
30	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT	3.5	2006/4/20	SEK	3,310,000	1,550.70	51,328,444	1,546.23	51,180,524	1.29

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

(注2) 時価は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

#### 全銘柄の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	92.78
合計	92.78

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

(参考情報)

PRU国内株式マザーファンド

	業種	投資比率(%)
株式	水産・農林業	0.07
	鉱業	0.51
	建設業	2.05
	食料品	2.10
	繊維製品	1.14
	パルプ・紙	0.33
	化学	4.74
	医薬品	3.44
	石油・石炭製品	0.72
	ゴム製品	0.50
	ガラス・土石製品	1.23
	鉄鋼	2.42
	非鉄金属	1.32
	金属製品	0.55
	機械	3.88
	電気機器	12.53
	輸送用機器	9.15
	精密機器	1.09
	その他製品	1.63
	電気・ガス業	3.35
	陸運業	2.83
	海運業	0.53
	空運業	0.27
	倉庫・運輸関連業	0.25
	情報・通信業	5.88
	卸売業	4.41
	小売業	4.53
	銀行業	12.42
	証券・商品先物取引業	2.32
	保険業	2.28
	その他金融業	2.51
	不動産業	2.42
サービス業	1.44	
	合計	94.82

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

PRU国内債券マザーファンド

種類	投資比率 (%)
国債証券	74.82
地方債証券	6.12
特殊債券	8.07
社債券	9.04
合計	98.05

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

PRU海外株式マザーファンド

業種		投資比率 (%)
株式	エネルギー	10.47
	素材	4.89
	資本財	6.25
	商業サービス・用品	1.97
	運輸	1.49
	自動車・自動車部品	1.13
	耐久消費財・アパレル	1.23
	消費者サービス	1.21
	メディア	2.98
	小売	3.29
	食品・生活必需品小売り	1.87
	食品・飲料・タバコ	3.66
	家庭用品・パーソナル用品	1.42
	ヘルスケア機器・サービス	2.40
	医薬品・バイオテクノロジー	7.71
	銀行	12.11
	各種金融	5.88
	保険	4.67
	不動産	1.64
	ソフトウェア・サービス	3.17
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.91	
電気通信サービス	3.92	
公益事業	3.87	
合計		94.14

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

PRU海外債券マザーファンド

種類	投資比率 (%)
国債証券	95.10
合計	95.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報)

PRU国内株式マザーファンド

(平成18年1月31日現在)

種類	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	通貨	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	東証	東証株価指数先物	買建	4	日本円	64,796,800	68,480,000	2.92

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。

(注2) 時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配値等、原則に準じる方法で評価しています。

PRU海外株式マザーファンド

(平成18年1月31日現在)

種類	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	シカゴ	S&P EMINI FU	買建	13	97,749,868	98,618,568	2.72
株価指数先物取引	ロンドン	MSCI PAN EUR	買建	20	59,640,049	61,835,192	1.70

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。

(注2) 時価については、銀行等が計算日の対顧客先物相場を基準として計算し、取引証券会社から入手した価額で評価しております。

(注3) 簿価金額及び時価金額は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

PRU海外債券マザーファンド

(平成18年1月31日現在)

種類	買建/ 売建	通貨	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	ドル	1,799,027.13	207,322,064	211,219,369	5.32
		オーストラリアドル	121,256.06	10,509,932	10,664,470	0.27
		ボンド	15,342.50	3,155,765	3,186,176	0.08
		スイスフラン	454,136.84	41,124,544	41,530,814	1.05
		シンガポールドル	206,647.21	14,582,842	14,913,729	0.38
		デンマーククローネ	729,689.29	13,700,416	13,893,284	0.35
		ポーランドズロチ	185,388.60	6,718,279	6,892,748	0.17
		ユーロ	1,275,324.52	178,757,356	181,210,860	4.56
	売建	ドル	2,322,730.86	268,549,134	272,699,959	6.87
		カナダドル	125,104.06	12,282,716	12,821,915	0.32
		ボンド	196,112.28	39,877,471	40,726,637	1.03
		スウェーデンクローネ	4,955,337.77	74,429,173	76,262,648	1.92
		ノルウェークローネ	869,124.91	14,888,109	15,166,229	0.38

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(注2) 簿価金額及び時価金額は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

	純資産総額 (円)	1万口当たりの純資産額 (基準価額) (円)
第1計算期間末 (分配付)	176,295,376	9,189
(平成13年12月10日) (分配落)	176,295,376	9,189
第2計算期間末 (分配付)	70,958,579	7,743
(平成14年12月10日) (分配落)	70,958,579	7,743
第3計算期間末 (分配付)	55,190,731	8,429
(平成15年12月10日) (分配落)	55,190,731	8,429
第4計算期間末 (分配付)	56,199,735	9,183
(平成16年12月10日) (分配落)	56,199,735	9,183
平成17年1月末日	55,580,555	9,389
平成17年2月末日	57,032,647	9,670
平成17年3月末日	57,260,063	9,711
平成17年4月末日	55,565,691	9,399
平成17年5月末日	56,832,436	9,583
平成17年6月末日	58,423,042	9,819
平成17年7月末日	58,344,933	10,083
平成17年8月末日	59,580,726	10,269
平成17年9月末日	62,467,634	10,980
平成17年10月末日	63,156,925	11,075
平成17年11月末日	66,862,342	11,695
第5計算期間末 (分配付)	63,244,230	12,080
(平成17年12月12日) (分配落)	63,244,230	12,080
平成17年12月末日	62,578,436	12,141
平成18年1月末日	64,406,374	12,465

【分配の推移】

決算期		1万口当たりの分配金 (円)
第1計算期間末	平成13年12月10日	0
第2計算期間末	平成14年12月10日	0
第3計算期間末	平成15年12月10日	0
第4計算期間末	平成16年12月10日	0
第5計算期間末	平成17年12月12日	0

【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1計算期間 (平成13年3月16日から平成13年12月10日)	8.1
第2計算期間 (平成13年12月11日から平成14年12月10日)	15.7
第3計算期間 (平成14年12月11日から平成15年12月10日)	8.9
第4計算期間 (平成15年12月11日から平成16年12月10日)	8.9
第5計算期間 (平成16年12月11日から平成17年12月12日)	31.5

(注) 収益率は、計算期間末の基準価額(分配金込み)から前期末基準価額(当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。なお、第1期の収益率については、元本(1万円)を前期末基準価額とみなして計算しています。

## 6【手続等の概要】

### 申込（販売）手続等

#### (1) 申込方法

当ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設し、取得の申込みを行うものとします。

取得申込みの際には、「一般コース（口数指定）」、「一般コース（金額指定）」および「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースを指定するものとします。なお、販売会社により取扱い可能なコースが異なります。各販売会社の取扱いコースについては、委託会社にお問合わせください。

原則として、毎営業日に取得の申込みができます。ただし、ニューヨークまたはロンドンのいずれかの証券取引所または銀行が休業日の場合には、お申込みの受け付けはいたしません。

(注1) 申込みの受け付けは営業日の午後3時（年末年始などの本邦証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとなります。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込みの受け付けを中止すること、および、すでに受け付けた取得申込みを取消することができます。

(注2) 平成19年3月末までの日本における営業日でニューヨークまたはロンドンのいずれかの証券取引所または銀行の休業日に該当する日は以下のとおりです。

なお、現地の事情等により祝日および休業日等が変更される場合がありますので、詳しくは委託会社にお問合わせください。

平成18年9月4日（月）

平成18年12月25日（月）

平成18年12月26日（火）

平成19年1月15日（月）

平成19年2月19日（月）

委託会社問合わせ先	
ぶる PRU ホットライン (フリーダイヤル)	0120-50-6690 (受付時間：営業日の 9:00 ~ 17:00) 携帯電話・PHS からもご利用いただけます。 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業 年末最終営業日、年始営業開始日は 9:00 ~ 12:00
ホームページ	<a href="http://www.pru.co.jp">http://www.pru.co.jp</a>

#### (2) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、収益分配金の自動再投資の場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「グッド40」として掲載されます。

#### (3) 申込手数料

申込手数料は、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

#### (4) 申込単位

申込単位は、販売会社が次の中からそれぞれ定める単位とします。

- ・ 1万口以上1万口単位
- ・ 1万円以上1円単位

(注)「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合は、当該契約で規定する取得申込みの単位によるものとします。

各販売会社の申込単位については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

#### (5) 申込取扱場所

販売会社の本・支店、営業所等とします。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込みの取扱いを行わない場合があります。

販売会社については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

#### (6) 申込代金の支払い

当ファンドの取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込口数）に申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額を、販売会社の定める日までに支払うものとします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託銀行は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### 換金（解約）手続等

##### ・一部解約

受益者は、自己の有する受益証券につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

前記の規定にかかわらず、ニューヨークまたはロンドンのいずれかの証券取引所または銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記 に準じて計算された価額とします。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

一部解約の価額は、前記「申込(販売)手続等 (1)申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

一部解約の実行の請求の受付は営業日の午後3時(年末年始などの本邦証券取引所が半休日の場合は午前11時)までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手元で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

## 7【管理及び運営の概要】

### 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として毎営業日計算されます。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

基準価額は、前記「6 手続等の概要 申込（販売）手続等（1）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「グッド40」として掲載されます。

#### (2) 保管

販売会社は、原則として、受益証券を混蔵保管するものとします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、受益証券はすべて保護預りとなります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

#### (3) 信託期間

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日（平成13年3月16日）から平成52年12月10日までとします。ただし、後記「(5) その他 信託の終了」の場合には、当該信託の終了の日までとなります。

#### (4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は平成13年3月16日から平成13年12月10日までとします。

前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

#### (5) その他

##### 信託の終了

##### a. 投資信託契約の解約

(a) 委託会社は、信託期間中において、当ファンドの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの投資信託契約に係る知られたる受益者に対し

て交付します。ただし、当ファンドの投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の投資信託契約の解約をしません。
- (e) 委託会社は、当ファンドの投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 前記(c)から(e)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

b . 投資信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの投資信託契約を解約し信託を終了させます。

c . 委託会社の認可取消等に伴う取扱い

- (a) 委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (b) 前記(a)にかかわらず、監督官庁が当ファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「投資信託約款の変更」のd . に該当する場合を除き、当該委託会社と受託銀行との間において存続します。

d . 受託銀行の辞任に伴う取扱い

- (a) 受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、後記「投資信託約款の変更」にしたがい、新受託銀行を選任します。
- (b) 委託会社が新受託銀行を選任できないときは、委託会社は当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b . 委託会社は、前記 a . の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c . 前記 b . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d . 前記 c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 a . の投資信託約款の変更をしません。
- e . 委託会社は、当ファンドの投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公

告を行いません。

- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、前記 a. から e. の規定にしたがいます。
- g. 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の投資信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前記 a. から e. の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前記 b. の書面の交付を原則として行いません。

#### 運用報告書等の作成

当ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書の提出が計算期間の終了毎に、半期報告書の提出が計算期間開始 6 ヶ月経過毎になされます。また委託会社は、法令の定めるところにより、計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、販売会社を経由して知られたる受益者に交付します。

#### 投資信託財産に関する報告

- a. 受託銀行は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。
- b. 受託銀行は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

#### 受託銀行による資金の立替え

- a. 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託銀行は資金の立替えをすることができます。
- b. 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託銀行がこれを立替えて投資信託財産に繰入れることができます。
- c. 立替金の決済および利息については、受託銀行と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 投資信託約款に関する疑義の取扱い

当ファンドの投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託銀行との協議により定めます。

#### ファンド資産の保管

- a. 受託銀行は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関等と保管契約を締結し、これを委任することができます。
- b. 受託銀行は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。
- c. 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・

ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

- d. 投資信託財産に属する有価証券については、委託会社または受託銀行が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

#### 信託事務処理の再信託

受託銀行は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

#### 関係法人との契約の更新に関する手続き

- a. 販売会社との「証券投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に係る契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができるものとします。
- b. 投資顧問会社との「投資助言契約」に係る契約の有効期間は、契約締結の日から、当ファンドの信託の終了する日までとします。ただし、期間中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができるものとします。
- c. 前記 a.、b. の契約の一部を変更する場合、その変更の内容が重大であるものに関しては、有価証券届出書の訂正届出書または臨時報告書を提出することにより開示します。

#### 受益者の権利等

当ファンドの投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益証券取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。委託会社は、当初設定に係る信託の受益権については59,607,968口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託会社は、受託銀行と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

#### (1) 収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（一般コースの場合は、原則として決算日から起算して5営業日目。）から、収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付けを行います。ただし、前記「6 手続等の概要 換金（解約）手続等」により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前記の規定に準じて受益者に支払います。

受益者が収益分配金について、前記の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（注）「別に定める契約」とは、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合に、自動けいぞ

く投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）にしたがって、取得申込者と販売会社が締結する契約のことをいいます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、原則として、収益分配金は、税控除後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (2) 償還金に対する請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目）から受益証券と引換えに受益者に支払います。

受益者が償還金について、前記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### (3) 一部解約の実行の請求権

受益者は、自己の有する受益証券につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細については、前記「6 手続等の概要 換金（解約）手続等」をご参照ください。

#### (4) 反対者の買取請求権

前記「資産管理等の概要 (5) その他 信託の終了 a. 投資信託契約の解約」の投資信託契約の解約または「投資信託約款の変更」の投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して、受託銀行に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

委託会社は、受託銀行が前記の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

前記、の買取請求の事務取扱い等については、委託会社と受託銀行との協議により定め

#### (5) 受益者集会

受益者集会は開催しません。

## 第2【財務ハイライト情報】

PRUグッドライフ2040

### 1【貸借対照表】

(単位：円)

区分	第4期 (平成16年12月10日現在)	第5期 (平成17年12月12日現在)
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,568,824	4,700,325
親投資信託受益証券	51,132,600	59,090,904
流動資産合計	56,701,424	63,791,229
資産合計	56,701,424	63,791,229
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	23,819	25,971
未払委託者報酬	476,416	519,467
その他未払費用	1,454	1,561
流動負債合計	501,689	546,999
負債合計	501,689	546,999
純資産の部		
元本		
元本	61,196,712	52,355,309
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	4,996,977	10,888,921
(うち分配準備積立金)	(1,392,319)	(9,379,710)
剰余金合計	4,996,977	10,888,921
純資産合計	56,199,735	63,244,230
負債・純資産合計	56,701,424	63,791,229

## 2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	第4期 自 平成15年12月11日 至 平成16年12月10日	第5期 自 平成16年12月11日 至 平成17年12月12日
	金額	金額
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
有価証券売買等損益	6,014,618	17,835,810
営業収益合計	6,014,618	17,835,810
営業費用		
受託者報酬	48,213	49,701
委託者報酬	964,214	994,076
その他費用	2,929	3,004
営業費用合計	1,015,356	1,046,781
営業利益	4,999,262	16,789,029
経常利益	4,999,262	16,789,029
当期純利益	4,999,262	16,789,029
一部解約に伴う当期純利益分配額	607,754	1,776,439
期首欠損金	10,289,307	4,996,977
欠損金減少額	1,168,641	879,175
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(1,168,641)	(879,175)
欠損金増加額	267,819	5,867
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(267,819)	(5,867)
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	4,996,977	10,888,921

重要な会計方針

区分	第4期 自 平成15年12月11日 至 平成16年12月10日	第5期 自 平成16年12月11日 至 平成17年12月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間末日の取扱い 平成17年12月10日及びその翌日が休日のため、投資信託約款第45条により、当計算期末日を平成17年12月12日としており、このため当計算期間は367日となっております。

当財務ハイライト情報は、「第三部ファンドの詳細情報 第4ファンドの経理状況 1 財務諸表」（以下「財務諸表」といいます。）より抜粋しております。

当ファンドの財務諸表は、中央青山監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、当該財務諸表に添付しております。

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 投資信託受益証券の名義書換等

投資家は、委託会社の定める手続きによって、無記名式受益証券を記名式に、また、記名式受益証券を無記名式に変更することができます。

記名式受益証券を所有している投資家は、委託会社の定める手続きによって、名義書換を請求することができます。ただし、名義書換手続きは、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

記名式受益証券から無記名式受益証券への変更および無記名式受益証券から記名式受益証券への変更ならびに名義書換に係る手数料は徴収しません。

前記、 の手続きの取扱場所は次のとおりです。

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社  
東京都千代田区永田町二丁目13番10号プルデンシャルタワー

なお、受益証券の保管を販売会社に委託している場合には、当該販売会社において手続きの受付を行うものとします。

#### (2) 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成しません。したがって、該当事項はありません。

#### (3) 受益者等に対する特典

受益者等に対する特典はありません。

#### (4) 譲渡制限

ありません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、名義書換によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

#### (5) 受益証券の再発行

無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、委託会社は無記名式の受益証券を再交付します。

記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、委託会社は記名式の受益証券を再交付します。

受益証券を毀損または汚損した受益者が、当該受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、委託会社は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前記、 を準用します。

受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対して実費を請求することができます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券へ

の変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (1) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (2) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

#### (3) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託銀行と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (4) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

#### (5) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第4【ファンドの詳細情報の項目】

投資信託説明書（請求目論見書）「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は、次のとおりです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
  - 1 申込（販売）手続等
  - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
  - 1 資産管理等の概要
    - (1) 資産の評価
    - (2) 保管
    - (3) 信託期間
    - (4) 計算期間
    - (5) その他
  - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
  - 1 財務諸表
    - (1) 貸借対照表
    - (2) 損益及び剰余金計算書
    - (3) 附属明細表
  - 2 ファンドの現況
    - 純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

追加型証券投資信託  
PRU グッドライフ 2040

運用の基本方針

投資信託約款第 23 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとしします。

1.基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標として、ファミリーファンド方式で運用を行います。

2.運用方法

(1)投資対象

PRU 国内株式マザーファンド受益証券、PRU 国内債券マザーファンド受益証券、PRU 海外株式マザーファンド受益証券および PRU 海外債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。  
なお、内外の株式・公社債等に直接投資することがあります。

(2)投資態度

主として、PRU 国内株式マザーファンド受益証券、PRU 国内債券マザーファンド受益証券、PRU 海外株式マザーファンド受益証券および PRU 海外債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式・公社債等および海外の株式・公社債等への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ投資信託財産の中・長期的な成長を目指します。

当初設定時は、PRU 国内株式マザーファンド 50%、PRU 国内債券マザーファンド 14.5%、PRU 海外株式マザーファンド 30%、PRU 海外債券マザーファンド 2.5%およびコール・ローン等の短期金融商品 3%の組入比率を基本ガイドラインとし、この基本ガイドラインに基づいてポートフォリオを構築します。

当初設定後の基本ガイドラインは、償還時期に向け株式の組入比率を漸減させ、公社債および短期金融商品の組入比率を漸増させます。また、この基本ガイドラインに基づいてポートフォリオを変更します。これにより、償還日に近づくにしたがって株価等の変動リスクを低減させる運用を目指します。ただし、市況動向等の変化によっては、基本ガイドラインを見直す場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向、資金動向等により委託者が適切と判断した場合に、上記と異なる場合もあります。なお、運用の効率化を図るため、為替のエクスポージャーの調整を行う場合があります。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合や当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。当ファンドは、クオンティタティブ・マネジメント・アソシエイツ社より助言を受け、運用を行います。

(3)投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。  
外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 60%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

3.収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。収益分配にあてず投資信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第 2 条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 59,607,968 円を受託者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から平成 52 年 12 月 10 日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 6 条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 7 条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 59,607,968 口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、投資信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同

じ。)の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。  
第 34 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第 11 条 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付きの無記名式の受益証券を発行します。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 12 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの投資信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。  
前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し署名捺印することによって行います。

(受益証券の申込単位、価額および手数料等)

第 13 条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をい)、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をい)は、第 11 条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が委託者の承認を得て独自に定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動引いぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者には、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、ニューヨークまたはロンドンのいずれかの証券取引所または銀行が休業日の場合は、追加信託の申込みを受けないものとします。ただし、第 50 条第 2 項ただし書き以外に規定する収益分配金の再投資に係る追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

この約款において「自動引いぞく投資約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「自動引いぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動引いぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

前項の受益証券の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る受益証券の価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、当該取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.0%の率を乗じて得た額を上限として、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が独自に定めることができるものとします。

前 2 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第 45 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による受益証券の取得申込みの受け付けを中止することができます。

前項により受益証券の取得申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の受益証券の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその受益証券の取得申込みを撤回しない場合には、当該証券の取得申込みの価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に受益証券の取得申込みを受け付けたものとして第 2 項の規定に準じて計算された価額とします。

(受益証券の種類)

第 14 条 委託者が発行する受益証券は、1 口券、10 口券、100 口券、1,000 口券、1 万口券、5 万口券、10 万口券、50 万口券、100 万口券、1,000 万口券および 5,000 万口券の 11 種類とします。  
委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 11 条の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとします。  
別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証

券会社または登録金融機関が保管する受益証券の種類は、第 1 項に定めるもののほか、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続き)

第 15 条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続きは、第 45 条に規定する毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第 16 条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第 17 条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第 18 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第 19 条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、当該受益証券を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいたときは、前 2 条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第 20 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第 21 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項に定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

ロ.有価証券指数等先物取引に係る権利

ハ.有価証券オプション取引に係る権利

ニ.外国市場証券先物取引に係る権利

ホ.有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利

ヘ.有価証券店頭オプション取引に係る権利

ト.有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利

チ.金銭債権(イ、リ.およびル.に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)

リ.約束手形(証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除きます。以下同じ。)

又.金融先物取引に係る権利

ル.金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの(金融先物取引を除きます。)に係る権利(ロ.からト.までに掲げるものに該当するものを除きます。)

ヲ.次に掲げるものを信託する信託の受益権(イ.に掲げるものに該当するものを除きます。)

a.金銭(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限り。)

b.有価証券

c.金銭債権

ワ.当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配

を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「匿名組合出資持分」といいます。）

カ.金銭の信託の受益権（イに掲げるものに該当するものを除きます。）であって、信託財産を主として匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とするもの

## 2.次に掲げる特定資産以外の資産 抵当証券

（運用の指図範囲）

第22条 委託者は、信託金を、主としてブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結されたPRU国内株式マザーファンド、PRU国内債券マザーファンド、PRU海外株式マザーファンドおよびPRU海外債券マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証券
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6.資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
- 9.資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
- 10.コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12.外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 14.投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
- 15.外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 16.オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
- 17.預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
- 18.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
- 20.外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託
- 3.コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.抵当証券

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総

額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（運用の基本方針）

第23条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第24条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目録見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第25条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第26条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（信用取引の運用指図・目的・範囲）

第27条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。

なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1.投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により

取得する株券

- 2.株式分割により取得する株券
- 3.有償増資により取得する株券
- 4.売出しにより取得する株券
- 5.投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
- 6.投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第28条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第29条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第30条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付けの指図・目的・範囲)

第31条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1.株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2.公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(外貨建有価証券への投資制限)

第32条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の60を超えることとなる投資の指図をしません。前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第33条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図・目的・範囲)

第34条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産(親投資信託の投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

第2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(保管業務の委任)

第35条 受託者は、委託者と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第36条 受託者は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に委託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第37条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第38条 (削除)

(投資信託財産の表示および記載の省略)

第39条 投資信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第40条 委託者は、投資信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る投資信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第41条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れの指図・目的・範囲)

第42条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解

約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

#### (損益の帰属)

第43条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第44条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。前2項の立替え金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第45条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成13年3月16日から平成13年12月10日までとします。前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

#### (投資信託財産に関する報告)

第46条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用)

第47条 投資信託財産に関する租税、次の各号に掲げる諸費用その他の信託事務の処理に要する費用ならびに当該費用に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中からその都度支弁します。

1. 売買委託手数料等の有価証券取引等に要する費用および保管費用等
2. 借入金の利息

前項の定めにかかわらず、委託者は、信託事務の処理に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用および消費税等については、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額を上限に、かつその実費の額以内の額の支払いにつき、次項の定めるところにしたがって、投資信託財産から受けることができます。

1. 受益証券の作成等の管理事務に要する費用
2. 有価証券届出書等開示書類および目録見書(これらの訂正も含みます。)投資信託約款および運用報告書等の作成等に要する費用
3. この信託の受益者に対して行う公告に要する費用ならびに投資信託約款の変更または投資信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成等に要する費用
4. この信託の設定および運営・管理に関し、法務・税務等につき要する費用

前項で定める費用および消費税等は、第45条に規定する計算期間

を通じて、毎日費用計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日ならびに毎計算期間末および信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

#### (監査報酬)

第47条の2 投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の0.5の率を乗じて得た額を上限に、かつ当該費用の実費の額以内の額を、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに、第45条に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上します。

前条第3項の規定は、前項の場合に準用するものとします。

#### (信託報酬等の額および支弁の方法)

第48条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第45条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

第1計算期から第10計算期の場合	年10,000分の168
第11計算期から第20計算期の場合	年10,000分の148
第21計算期から第30計算期の場合	年10,000分の128
第31計算期から第40計算期の場合	年10,000分の108

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

委託者は第22条第1項に規定する親投資信託の運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第1項の委託者が受ける報酬から支払うものとします。その報酬額は、第45条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属する各親投資信託の受益証券の時価総額に以下に定める率を乗じて得た額とします。

PRU 海外株式マザーファンド	年10,000分の10
PRU 海外債券マザーファンド	年10,000分の10

#### (収益の分配)

第49条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、信託事務の諸費用、監査報酬、信託報酬およびこれらの費用等に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、信託事務の諸費用、監査報酬、信託報酬およびこれらの費用等に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補った後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第50条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に支払います。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付けを行います。ただし、第54条第4項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。償還金(信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

前各項(第2項ただし書き以外を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会

社または登録金融機関の営業所等において行うものとします。収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第51条 受益者が、収益分配金については、前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第52条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第50条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第50条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (受益証券の混蔵保管)

第53条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、原則として、第11条の規定により発行された受益証券を別に定める契約または保護預り契約に基づき、混蔵保管するものとします。

#### (一部解約)

第54条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

前項の規定にかかわらず、ニューヨークまたはロンドンのいずれかの証券取引所または銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

#### (投資信託契約の解約)

第55条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内

に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託契約の解約をしません。

委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第56条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第60条の規定にしたがいます。

#### (委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第57条 委託者が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第60条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第58条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任に伴う取扱い)

第59条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第60条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

受託者が辞任した後、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (投資信託約款の変更)

第60条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第61条 第55条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第55条第3項

または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関を経由して、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。  
委託者は、受託者が前項の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。  
前各項の買取請求の事務取扱い等については、委託者と受託者との協議により定めます。

(公告)

第62条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第63条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第50条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいし、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいし、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

第2条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいし、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいし、)の振替口座簿に記載または記録されることにより定めます(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。

受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとし、なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、また、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとし、

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入

簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。

委託者が、前項の信託約款変更を行った場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとし、

委託者が第5項の信託約款変更を行った場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、また、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることと確定した受益証券をもって行うものとし、委託者が第5項の信託約款変更を行った場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 平成13年3月16日

委託者	東京都千代田区永田町二丁目13番10号ブルデンシャルタワー ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
受託者	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 りそな信託銀行株式会社



<p><u>受益証券の再発行の請求を行わないものとします。</u></p> <p><u>委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。</u></p> <p><u>委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。</u></p> <p><u>（受益権の設定に係る受託者の通知）</u></p> <p><u>第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。</u></p> <p>（削除）</p> <p><u>（受益権の申込単位、価額および手数料等）</u></p> <p><u>第13条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が委託者の承認を得て独自に定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、ニューヨークまたはロンドンのいずれかの証券取引所または銀行が休業日の場合は、追加信託の申込みを受けけないものとします。ただし、第50条第2項ただし書き以外に規定する収益分配金の再投資に係る追加信託金の申込みに限ってこれを受けけるものとします。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>（受益証券の発行についての受託者の認証）</u></p> <p><u>第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの投資信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。</u></p> <p><u>前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。</u></p> <p><u>（受益証券の申込単位、価額および手数料等）</u></p> <p><u>第13条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第11条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が委託者の承認を得て独自に定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、ニューヨークまたはロンドンのいずれかの証券取引所または銀行が休業日の場合は、追加信託の申込みを受けけないものとします。ただし、第50条第2項ただし書き以外に規定する収益分配金の再投資に係る追加信託金の申込みに限ってこれを受けけるものとします。</u></p>
--	--

この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

（略）

前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第45条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することができます。

前項により受益権の取得申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の受益権の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその受益権の取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得申込みの価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に受益権の取得申込みを付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されてい

この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

（新設）

前項の受益証券の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

（同左）

前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第45条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益証券の取得申込みの受け付けを中止することができます。

前項により受益証券の取得申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の受益証券の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその受益証券の取得申込みを撤回しない場合には、当該証券の取得申込みの価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に受益証券の取得申込みを付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

（受益証券の種類）

第14条 委託者が発行する受益証券は、1口券、10口券、100口券、1,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、1,000万口券および5,000万口券の11種類とします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第11条の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとします。

別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益

<p>る振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</p>	<p>証券の種類は、第1項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。</p>
<p>第15条 (削除)</p>	<p>(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続き)</p>
<p>(受益権の譲渡の対抗要件)</p> <p>第16条 受益権の譲渡は、第14条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p>	<p>第15条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。</p> <p>記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。</p> <p>前項の規定による名義書換の手続きは、第45条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。</p> <p>(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)</p>
<p>第16条 受益権の譲渡は、第14条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p>	<p>第16条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p>
<p>第17条 (削除)</p>	<p>(無記名式の受益証券の再交付)</p> <p>第17条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。</p>
<p>第18条 (削除)</p>	<p>(記名式の受益証券の再交付)</p> <p>第18条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。</p>
<p>第19条 (削除)</p>	<p>(受益証券を毀損した場合等の再交付)</p> <p>第19条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、当該受益証券を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。</p>
<p>第20条 (削除)</p>	<p>(受益証券の再交付の費用)</p> <p>第20条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。</p>
<p>(信託事務の諸費用)</p> <p>第47条 (略)</p>	<p>(信託事務の諸費用)</p> <p>第47条 (同左)</p>
<p>前項の定めにかかわらず、委託者は、信託事務の処理に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用および消費税等については、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額を上限に、かつその実費の額以内の額の支払いにつき、次項の定めるところにしたがって、投資信託財産から受けることができます。</p>	<p>前項の定めにかかわらず、委託者は、信託事務の処理に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用および消費税等については、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額を上限に、かつその実費の額以内の額の支払いにつき、次項の定めるところにしたがって、投資信託財産から受けることができます。</p>
<p>1.投資信託振替制度に係る費用 (以下略) (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第50条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得</p>	<p>1.受益証券の作成等の管理事務に要する費用 (同左) (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第50条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。</p>

申込者とします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第51条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第54条第4項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

～（略）

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（削除）

（削除）

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第52条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第50条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第50条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に支払います。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付けを行います。ただし、第54条第4項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

～（同左）

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第52条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第50条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第50条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

<p>受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p> <p>第 53 条 <u>（削除）</u></p> <p>（一部解約）</p> <p>第 54 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>（略）</p> <p><u>受益者が平成 19 年 1 月 4 日以降の投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。</u></p> <p>委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、<u>第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u></p> <p>～（略）</p> <p>前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 5 項の規定に準じて計算された価額とします。</p> <p><u>（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）</u></p> <p><u>第 54 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。</u></p> <p>（反対者の買取請求権）</p> <p>第 61 条 第 55 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第 55 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関を経由して、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。</p> <p>（以下略）</p> <p>（付則）</p> <p>第 1 条 第 50 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、</p>	<p>受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p> <p><u>（受益証券の混蔵保管）</u></p> <p>第 53 条 <u>委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、原則として、第 11 条の規定により発行された受益証券を別に定める契約または保護預り契約に基づき、混蔵保管するものとします。</u></p> <p>（一部解約）</p> <p>第 54 条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>（同左）</p> <p>受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。</p> <p>委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。</p> <p>～（同左）</p> <p>前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 5 項の規定に準じて計算された価額とします。</p> <p>（新設）</p> <p>（反対者の買取請求権）</p> <p>第 61 条 第 55 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第 55 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関を経由して、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。</p> <p>（同左）</p> <p>（付則）</p> <p>第 1 条 第 50 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、</p>
---	---

<p>所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</p> <p>(添付投資信託約款付則第 2 条を削除し、以下の内容に置き換えます。)</p> <p><u>第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の投資信託約款第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 20 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。</u></p>	<p>所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</p> <p>第 2 条 (添付投資信託約款付則第 2 条をご参照ください。)</p>
---	--

# PRU グッドライフ 2040 (愛称: 順風満帆)

追加型株式投資信託 / 国内株式型 (一般型) / 自動けいぞく投資可能

投資信託説明書 (請求目論見書)

2006 年 9 月

## プルデンシャル・インベストメント

本書は証券取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

1. 「PRU グッドライフ 2040」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年8月16日に関東財務局長に提出しており、平成18年9月1日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。
3. 「PRU グッドライフ 2040」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがって、このファンドは元本が保証されているものではありません。

### **金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項**

この投資信託は、PRU 国内株式マザーファンド受益証券、PRU 国内債券マザーファンド受益証券、PRU 海外株式マザーファンド受益証券およびPRU 海外債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式・公社債等および海外の株式・公社債等に投資しています。この投資信託の基準価額は、組み入れた株式の値動き、金利の変動等による組み入れた債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割込むことがあります。また、組み入れた株式・債券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等が組み入れた株式・債券の値動きに与える影響により、投資元本を割込むことがあります。

## 有価証券届出書 表紙記載事項

有価証券届出書提出日	平成18年 8 月16日
発行者名	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ ジャパン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 杉本 洋二郎
本店の所在の場所	東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー
届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	PRUグッドライフ2040
届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限1,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

## 目 次

	頁
第三部 ファンドの詳細情報 .....	1
第1 ファンドの沿革 .....	1
第2 手続等 .....	2
1. 申込（販売）手続等 .....	2
2. 換金（解約）手続等 .....	3
第3 管理及び運営 .....	5
1. 資産管理等の概要 .....	5
2. 受益者の権利等 .....	8
第4 ファンドの経理状況 .....	10
1. 財務諸表 .....	13
2. ファンドの現況 .....	100
第5 設定及び解約の実績 .....	102

## 第三部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成13年3月16日	プルデンシャル投信株式会社が当ファンドの設定・運用開始
平成14年12月31日	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクがプルデンシャル投信株式会社より営業の全部を譲受け、当ファンドの運用を開始
平成18年9月1日	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（委託会社）がプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクより事業の全部を譲受け、当ファンドの運用を開始（予定）

## 第2【手続等】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

当ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設し、取得の申込みを行うものとします。

取得申込みの際には、「一般コース（口数指定）」、「一般コース（金額指定）」および「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースを指定するものとします。なお、販売会社により取扱い可能なコースが異なります。各販売会社の取扱いコースについては、委託会社にお問合わせください。

原則として、毎営業日に取得の申込みができます。ただし、ニューヨークまたはロンドンのいずれかの証券取引所または銀行が休業日の場合には、お申込みの受付はいたしません。

(注1) 申込みの受付は営業日の午後3時（年末年始などの本邦証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとなります。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込みの受付を中止すること、および、すでに受付した取得申込みを取消することができます。

(注2) 平成19年3月末までの日本における営業日でニューヨークまたはロンドンのいずれかの証券取引所または銀行の休業日に該当する日は以下のとおりです。

なお、現地の事情等により祝日および休業日等が変更される場合がありますので、詳しくは委託会社にお問合わせください。

平成18年9月4日（月）

平成18年12月25日（月）

平成18年12月26日（火）

平成19年1月15日（月）

平成19年2月19日（月）

委託会社問合わせ先	
ぶる PRU ホットライン (フリーダイヤル)	0120-50-6690 (受付時間: 営業日の 9:00 ~ 17:00) 携帯電話・PHS からご利用いただけます。 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業 年末最終営業日、年始営業開始日は 9:00 ~ 12:00
ホームページ	<a href="http://www.pru.co.jp">http://www.pru.co.jp</a>

#### (2) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、収益分配金の自動再投資の場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

- \* 「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。
- \* 基準価額は、原則として毎営業日計算されます。
- \* 基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

基準価額は、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「グッド40」として掲載されます。

### (3) 申込手数料

申込手数料は、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

### (4) 申込単位

申込単位は、販売会社が次の中からそれぞれ定める単位とします。

- ・ 1万口以上1万口単位
- ・ 1万円以上1円単位

(注) 「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合は、当該契約で規定する取得申込みの単位によるものとします。

各販売会社の申込単位については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

### (5) 申込取扱場所

販売会社の本・支店、営業所等とします。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込みの取扱いを行わない場合があります。

販売会社については、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

### (6) 申込代金の支払い

当ファンドの取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込口数）に申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額を、販売会社の定める日までに支払うものとします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託銀行は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

## 2【換金（解約）手続等】

### ・一部解約

受益者は、自己の有する受益証券につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

前記の規定にかかわらず、ニューヨークまたはロンドンのいずれかの証券取引所または銀

行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記 に準じて計算された価額とします。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

一部解約の価額は、前記「1 申込（販売）手続等（1）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

一部解約の実行の請求の受け付けは営業日の午後3時（年末年始などの本邦証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となること が確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手元で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

## 第3【管理及び運営】

### 1【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として毎営業日計算されます。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

基準価額は、前記「第2手続等 1 申込（販売）手続等（1）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「グッド40」として掲載されます。

#### (2)【保管】

販売会社は、原則として、受益証券を混蔵保管するものとします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、受益証券はすべて保護預りとなります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

#### (3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日（平成13年3月16日）から平成52年12月10日までとします。ただし、後記「(5) その他 信託の終了」の場合には、当該信託の終了の日までとなります。

#### (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は平成13年3月16日から平成13年12月10日までとします。

前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

信託の終了

##### a. 投資信託契約の解約

(a) 委託会社は、信託期間中において、当ファンドの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、か

つ、その旨を記載した書面を当ファンドの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の投資信託契約の解約をしません。
  - (e) 委託会社は、当ファンドの投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - (f) 前記(c)から(e)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b . 投資信託契約に関する監督官庁の命令
- 委託会社は、監督官庁より当ファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- c . 委託会社の認可取消等に伴う取扱い
- (a) 委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - (b) 前記(a)にかかわらず、監督官庁が当ファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「投資信託約款の変更」のd . に該当する場合を除き、当該委託会社と受託銀行との間において存続します。
- d . 受託銀行の辞任に伴う取扱い
- (a) 受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、後記「投資信託約款の変更」にしたがい、新受託銀行を選任します。
  - (b) 委託会社が新受託銀行を選任できないときは、委託会社は当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 投資信託約款の変更

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b . 委託会社は、前記a . の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c . 前記b . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d . 前記c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a . の投資信託約款の変更をしません。
- e . 委託会社は、当ファンドの投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し

て交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、前記 a. から e. の規定にしたがいます。
- g. 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の投資信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前記 a. から e. の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前記 b. の書面の交付を原則として行いません。

#### 運用報告書等の作成

当ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書の提出が計算期間の終了毎に、半期報告書の提出が計算期間開始 6 ヶ月経過毎になされます。また委託会社は、法令の定めるところにより、計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、販売会社を經由して知られたる受益者に交付します。

#### 投資信託財産に関する報告

- a. 受託銀行は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。
- b. 受託銀行は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

#### 受託銀行による資金の立替え

- a. 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託銀行は資金の立替えをすることができます。
- b. 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託銀行がこれを立替えて投資信託財産に繰入れることができます。
- c. 立替金の決済および利息については、受託銀行と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 投資信託約款に関する疑義の取扱い

当ファンドの投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託銀行との協議により定めます。

#### ファンド資産の保管

- a. 受託銀行は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関等と保管契約を締結し、これを委任することができます。
- b. 受託銀行は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。
- c. 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済

する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

- d. 投資信託財産に属する有価証券については、委託会社または受託銀行が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

#### 信託事務処理の再信託

受託銀行は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

#### 関係法人との契約の更新に関する手続き

- a. 販売会社との「証券投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に係る契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができるものとします。
- b. 投資顧問会社との「投資助言契約」に係る契約の有効期間は、契約締結の日から、当ファンドの信託の終了する日までとします。ただし、期間中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができるものとします。
- c. 前記 a.、b. の契約の一部を変更する場合、その変更の内容が重大であるものに関しては、有価証券届出書の訂正届出書または臨時報告書を提出することにより開示します。

## 2【受益者の権利等】

当ファンドの投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益証券取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。委託会社は、当初設定に係る信託の受益権については59,607,968口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託会社は、受託銀行と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

### (1) 収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（一般コースの場合は、原則として決算日から起算して5営業日目。）から、収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付けを行います。ただし、前記「第2手続等 2換金（解約）手続等」により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前記の規定に準じて受益者に支払います。

受益者が収益分配金について、前記の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注)「別に定める契約」とは、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合に、自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)にしたがって、取得申込者と販売会社が締結する契約のことをいいます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、原則として、収益分配金は、税控除後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目)から受益証券と引換えに受益者に支払います。

受益者が償還金について、前記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行の請求権

受益者は、自己の有する受益証券につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細については、前記「第2手続等 2換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4) 反対者の買取請求権

前記「1資産管理等の概要 (5)その他 信託の終了 a.投資信託契約の解約」の投資信託契約の解約または「投資信託約款の変更」の投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を經由して、受託銀行に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

委託会社は、受託銀行が前記の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

前記、の買取請求の事務取扱い等については、委託会社と受託銀行との協議により定め

(5) 受益者集会

受益者集会は開催しません。

## 第4【ファンドの経理状況】

1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第4期計算期間（平成15年12月11日から平成16年12月10日まで）及び第5期計算期間（平成16年12月11日から平成17年12月12日まで）の財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成17年2月15日

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インク

取締役社長 丹羽 将一 殿  
日本における代表者

中央青山監査法人



代表社員 公認会計士  
関与社員

山手 章

関与社員 公認会計士

大畑 茂

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPRUグッドライフ2040の平成15年12月11日から平成16年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PRUグッドライフ2040の平成16年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インク及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成18年1月31日

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インク

取締役社長 杉本洋二郎 殿  
日本における代表者

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

山手章

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

大畑茂

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPRUグッドライフ2040の平成16年12月11日から平成17年12月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PRUグッドライフ2040の平成17年12月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インク及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 1【財務諸表】

## PRUグッドライフ2040

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

区分	注記 番号	第4期 (平成16年12月10日現在)	第5期 (平成17年12月12日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		5,568,824	4,700,325
親投資信託受益証券		51,132,600	59,090,904
流動資産合計		56,701,424	63,791,229
資産合計		56,701,424	63,791,229
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		23,819	25,971
未払委託者報酬		476,416	519,467
その他未払費用		1,454	1,561
流動負債合計		501,689	546,999
負債合計		501,689	546,999
純資産の部			
元本			
元本	1	61,196,712	52,355,309
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 ( )		4,996,977	10,888,921
(うち分配準備積立金)		(1,392,319)	(9,379,710)
剰余金合計	2	4,996,977	10,888,921
純資産合計		56,199,735	63,244,230
負債・純資産合計		56,701,424	63,791,229

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	注記 番号	第4期	第5期
		自 平成15年12月11日 至 平成16年12月10日	自 平成16年12月11日 至 平成17年12月12日
		金額	金額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
有価証券売買等損益		6,014,618	17,835,810
営業収益合計		6,014,618	17,835,810
営業費用			
受託者報酬		48,213	49,701
委託者報酬	1	964,214	994,076
その他費用		2,929	3,004
営業費用合計		1,015,356	1,046,781
営業利益		4,999,262	16,789,029
経常利益		4,999,262	16,789,029
当期純利益		4,999,262	16,789,029
一部解約に伴う当期純利益分配額		607,754	1,776,439
期首欠損金		10,289,307	4,996,977
欠損金減少額		1,168,641	879,175
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(1,168,641)	(879,175)
欠損金増加額		267,819	5,867
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(267,819)	(5,867)
分配金	2	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )		4,996,977	10,888,921

重要な会計方針

区分	第4期 自 平成15年12月11日 至 平成16年12月10日	第5期 自 平成16年12月11日 至 平成17年12月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間末日の取扱い 平成17年12月10日及びその翌日が休日のため、投資信託約款第45条により、当計算期末日を平成17年12月12日としており、このため当計算期間は367日となっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第4期 (平成16年12月10日現在)	第5期 (平成17年12月12日現在)												
<p>1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首元本額</td> <td style="text-align: right;">65,480,038円</td> </tr> <tr> <td>期中追加設定元本額</td> <td style="text-align: right;">3,216,282円</td> </tr> <tr> <td>期中解約元本額</td> <td style="text-align: right;">7,499,608円</td> </tr> </table> <p>2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,996,977円であります。</p>	期首元本額	65,480,038円	期中追加設定元本額	3,216,282円	期中解約元本額	7,499,608円	<p>1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首元本額</td> <td style="text-align: right;">61,196,712円</td> </tr> <tr> <td>期中追加設定元本額</td> <td style="text-align: right;">2,141,311円</td> </tr> <tr> <td>期中解約元本額</td> <td style="text-align: right;">10,982,714円</td> </tr> </table>	期首元本額	61,196,712円	期中追加設定元本額	2,141,311円	期中解約元本額	10,982,714円
期首元本額	65,480,038円												
期中追加設定元本額	3,216,282円												
期中解約元本額	7,499,608円												
期首元本額	61,196,712円												
期中追加設定元本額	2,141,311円												
期中解約元本額	10,982,714円												

(損益及び剰余金計算書関係)

第4期 自 平成15年12月11日 至 平成16年12月10日	第5期 自 平成16年12月11日 至 平成17年12月12日
<p>1. 資産運用の権限を再委託又は一部再委託する場合の当該委託費用</p> <p style="text-align: right;">49,648円</p> <p>2. 分配金の計算過程 計算期末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(648,831円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(60,926円)及び分配準備積立金(743,488円)より分配対象額は1,453,245円(1万口当たり237.46円)であります。分配を行っておりません。</p>	<p>1. 資産運用の権限を再委託又は一部再委託する場合の当該委託費用</p> <p style="text-align: right;">50,147円</p> <p>2. 分配金の計算過程 計算期末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(734,234円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(7,496,957円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,509,211円)及び分配準備積立金(1,148,519円)より分配対象額は10,888,921円(1万口当たり2,079.79円)であります。分配を行っておりません。</p>

( 有価証券関係 )

第 4 期 ( 平成16年12月10日現在 )

売買目的有価証券

( 単位 : 円 )

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	51,132,600	4,233,448
合計	51,132,600	4,233,448

第 5 期 ( 平成17年12月12日現在 )

売買目的有価証券

( 単位 : 円 )

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	59,090,904	14,700,162
合計	59,090,904	14,700,162

( デリバティブ取引等関係 )

該当事項はありません。

( 1 口当たり情報 )

第 4 期 ( 平成16年12月10日現在 )		第 5 期 ( 平成17年12月12日現在 )	
1 口当たり純資産額	0.9183円	1 口当たり純資産額	1.2080円
( 1 万口当たり純資産額	9,183円 )	( 1 万口当たり純資産額	12,080円 )

(3) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数比率	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	P R U国内株式マ ザーファンド		24,501,201	33,816,557	
親投資信託 受益証券	日本円	P R U国内債券マ ザーファンド		5,205,592	5,462,227	
親投資信託 受益証券	日本円	P R U海外株式マ ザーファンド		14,813,205	17,784,733	
親投資信託 受益証券	日本円	P R U海外債券マ ザーファンド		1,321,376	2,027,387	
	計	銘柄数：	4	45,841,374	59,090,904	
		組入時価比率：	93.4%		100.0%	
合計					59,090,904	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「PRU国内株式マザーファンド」受益証券、「PRU国内債券マザーファンド」受益証券、「PRU海外株式マザーファンド」受益証券及び「PRU海外債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。同ファンドの状況は次の通りであります。

「PRU国内株式マザーファンド」の状況

なお、以下に掲載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成16年12月10日現在)	(平成17年12月12日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		71,587,481	67,623,984
株式		1,252,023,510	1,848,610,210
派生商品評価勘定		-	887,400
未収入金		-	1,512,380
未収配当金		302,940	400,410
未収利息		1	1
前払金		510,000	-
差入委託証拠金		2,130,000	915,000
流動資産合計		1,326,553,932	1,919,949,385
資産合計		1,326,553,932	1,919,949,385
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		535,200	-
前受金		-	120,000
未払金		-	6,939,941
未払解約金		1,306,877	2,658,932
流動負債合計		1,842,077	9,718,873
負債合計		1,842,077	9,718,873
純資産の部			
元本			
元本	1	1,455,576,707	1,384,014,699
剰余金			
剰余金又は欠損金( )		130,864,852	526,215,813
剰余金合計	2	130,864,852	526,215,813
純資産合計		1,324,711,855	1,910,230,512
負債・純資産合計		1,326,553,932	1,919,949,385

重要な会計方針

区分	自 平成15年12月11日 至 平成16年12月10日	自 平成16年12月11日 至 平成17年12月12日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は原則として、証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる最終相場）で評価しております。</p> <p>計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>証券取引所に上場されていない有価証券 証券取引所に上場されていない有価証券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式 同左</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>証券取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 同左</p>

区分	自 平成15年12月11日 至 平成16年12月10日	自 平成16年12月11日 至 平成17年12月12日
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は、最終相場によっております。</p>	<p>先物取引 同左</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>	<p>受取配当金 同左</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

(平成16年12月10日現在)	(平成17年12月12日現在)
1. 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 1,441,636,271円	1. 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 1,455,576,707円
同期中における追加設定元本額 220,695,422円	同期中における追加設定元本額 193,837,065円
同期中における解約元本額 206,754,986円	同期中における解約元本額 265,399,073円
同期末における元本の内訳	同期末における元本の内訳
PRU国内株式マーケット・パフォーマー 45,995,382円	PRU国内株式マーケット・パフォーマー 35,864,601円
PRUグッドライフ2010 88,321,982円	PRUグッドライフ2010 42,507,261円
PRUグッドライフ2020 23,644,164円	PRUグッドライフ2020 10,583,586円
PRUグッドライフ2030 62,418,133円	PRUグッドライフ2030 17,376,604円
PRUグッドライフ2040 31,670,525円	PRUグッドライフ2040 24,501,201円
PRUグッドライフ2010(年金) 19,298,086円	PRUグッドライフ2010(年金) 14,202,205円
PRUグッドライフ2020(年金) 71,262,010円	PRUグッドライフ2020(年金) 83,901,774円
PRUグッドライフ2030(年金) 40,503,163円	PRUグッドライフ2030(年金) 65,920,152円
PRUグッドライフ2040(年金) 50,808,391円	PRUグッドライフ2040(年金) 96,603,218円
プルデンシャル私募国内株式マーケット・パフォーマー(適格機関投資家向け) 1,021,654,871円	プルデンシャル私募国内株式マーケット・パフォーマー(適格機関投資家向け) 992,554,097円
計 1,455,576,707円	計 1,384,014,699円
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は130,864,852円であり ます。	

( 有価証券関係 )

( 平成16年12月10日現在 )

売買目的有価証券

( 単位 : 円 )

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,252,023,510	23,253,980
合計	1,252,023,510	23,253,980

( 注 ) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日 ( 平成16年12月7日 ) から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日 ( 平成16年12月10日 ) までの期間に対応する金額であります。

( 平成17年12月12日現在 )

売買目的有価証券

( 単位 : 円 )

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,848,610,210	24,236,238
合計	1,848,610,210	24,236,238

( 注 ) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日 ( 平成17年12月6日 ) から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日 ( 平成17年12月12日 ) までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等関係)

取引の状況に関する事項

自 平成15年12月11日 至 平成16年12月10日	自 平成16年12月11日 至 平成17年12月12日
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組みと利用目的 トピックスの株価指数先物取引を主要投資対象としております。	2. 取引に対する取組みと利用目的 同左
3. 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引に係る主要なリスクは株価の変動による株価変動リスクであります。	3. 取引に係るリスクの内容 同左
4. 取引に係るリスク管理体制 組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。 なお、リスク管理はデリバティブだけに限定しては行っておりません。デリバティブと現物資産等を統合し、各投資信託財産全体でのリスク管理を行っております。	4. 取引に係るリスク管理体制 同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

## 取引の時価等に関する事項

## デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

## 株式関連

(単位：円)

種類	(平成16年12月10日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引 株価指数先物取引 買建	65,485,200	-	64,950,000	535,200
合計	65,485,200	-	64,950,000	535,200

(単位：円)

種類	(平成17年12月12日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引 株価指数先物取引 買建	47,712,600	-	48,600,000	887,400
合計	47,712,600	-	48,600,000	887,400

## (注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準じる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には、手数料相当額を含んでおります。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

( 1口当たり情報 )

(平成16年12月10日現在)	(平成17年12月12日現在)
本有価証券報告書における開示対象ファンドの 期末における当該親投資信託の1口当たり純資産 額	本有価証券報告書における開示対象ファンドの 期末における当該親投資信託の1口当たり純資産 額
0.9101円	1.3802円
(1万口当たり純資産額 9,101円)	(1万口当たり純資産額 13,802円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	ニチロ	1,000	295.00	295,000	
		日本水産	1,000	487.00	487,000	
		マルハグループ本社	1,000	286.00	286,000	
		サカタのタネ	200	1,688.00	337,600	
		ホクト	100	1,847.00	184,700	
		住友石炭鉱業	500	254.00	127,000	
		帝国石油	1,000	1,572.00	1,572,000	
		国際石油開発	6	1,060,000.00	6,360,000	
		石油資源開発	200	6,860.00	1,372,000	
		東急建設	3,000	243.00	729,000	
		コムシスホールディングス	1,000	1,573.00	1,573,000	
		ミサワホームホールディングス	200	5,670.00	1,134,000	
		高松建設	100	5,450.00	545,000	
		東建コーポレーション	100	6,180.00	618,000	
		オリエンタル建設	100	593.00	59,300	
		大成建設	4,000	517.00	2,068,000	
		大林組	3,000	842.00	2,526,000	
		清水建設	3,000	840.00	2,520,000	
		飛島建設	500	200.00	100,000	
		長谷工コーポレーション	2,000	465.00	930,000	
		鹿島建設	4,000	615.00	2,460,000	
		不動建設	400	204.00	81,600	
		鉄建建設	1,000	267.00	267,000	
		西松建設	1,000	488.00	488,000	
		三井住友建設	200	805.00	161,000	
		前田建設工業	1,000	787.00	787,000	
		奥村組	1,000	684.00	684,000	
		戸田建設	1,000	676.00	676,000	
		熊谷組	1,000	500.00	500,000	
		ピーエス三菱	100	521.00	52,100	
		大東建託	500	6,300.00	3,150,000	
		東亜建設工業	2,000	261.00	522,000	
		若築建設	1,000	279.00	279,000	
		東洋建設	2,000	203.00	406,000	
		五洋建設	1,000	251.00	251,000	
		住友林業	1,000	1,219.00	1,219,000	
		日本基礎技術	100	700.00	70,000	
		パナホーム	1,000	790.00	790,000	
		大和ハウス工業	2,000	1,781.00	3,562,000	
		ライト工業	200	505.00	101,000	
		積水ハウス	3,000	1,488.00	4,464,000	
中電工	300	2,440.00	732,000			
関電工	1,000	908.00	908,000			
きんでん	1,000	1,073.00	1,073,000			
住友電設	100	486.00	48,600			
新日本空調	100	946.00	94,600			
日揮	1,000	2,315.00	2,315,000			
NEC ネットズエスアイ	200	1,571.00	314,200			
ショーボンド建設	100	1,508.00	150,800			
東洋エンジニアリング	1,000	611.00	611,000			
千代田化工建設	1,000	2,555.00	2,555,000			
日本製粉	1,000	522.00	522,000			
日清製粉グループ本社	1,000	1,244.00	1,244,000			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	昭和産業	1,000	370.00	370,000	
		日本農産工業	1,000	370.00	370,000	
		日本甜菜製糖	1,000	352.00	352,000	
		三井製糖	1,000	520.00	520,000	
		森永製菓	1,000	347.00	347,000	
		明治製菓	1,000	638.00	638,000	
		江崎グリコ	1,000	1,207.00	1,207,000	
		名糖産業	100	1,915.00	191,500	
		不二家	1,000	313.00	313,000	
		山崎製パン	1,000	966.00	966,000	
		明治乳業	1,000	605.00	605,000	
		雪印乳業	1,000	527.00	527,000	
		森永乳業	1,000	430.00	430,000	
		ヤクルト本社	700	2,535.00	1,774,500	
		プリマハム	1,000	186.00	186,000	
		日本ハム	1,000	1,261.00	1,261,000	
		伊藤ハム	1,000	488.00	488,000	
		丸大食品	1,000	341.00	341,000	
		サッポロホールディングス	1,000	733.00	733,000	
		アサヒビール	2,000	1,490.00	2,980,000	
		麒麟麦酒	4,000	1,341.00	5,364,000	
		宝ホールディングス	1,000	714.00	714,000	
		メルシャン	1,000	411.00	411,000	
		三国コカ・コーラボトリング	200	1,170.00	234,000	
		近畿コカ・コーラ ボトリング	200	1,191.00	238,200	
		四国コカ・コーラボトリング	100	1,475.00	147,500	
		コカ・コーラウエストジャパン	300	2,665.00	799,500	
		ダイドードリンコ	100	4,200.00	420,000	
		伊藤園	200	7,080.00	1,416,000	
		キーコーヒー	100	1,565.00	156,500	
		キリンビバレッジ	200	2,405.00	481,000	
		日清オイリオグループ	1,000	803.00	803,000	
		不二製油	300	1,085.00	325,500	
		J - オイルミルズ	1,000	595.00	595,000	
		キッコーマン	1,000	1,152.00	1,152,000	
		味の素	2,000	1,193.00	2,386,000	
		キューピー	600	1,068.00	640,800	
		ハウス食品	400	1,728.00	691,200	
		カゴメ	300	1,224.00	367,200	
		焼津水産化学工業	100	1,277.00	127,700	
		アリアケジャパン	100	2,755.00	275,500	
		ニチレイ	1,000	489.00	489,000	
		加ト吉	600	781.00	468,600	
		東洋水産	1,000	1,954.00	1,954,000	
		日清食品	500	3,300.00	1,650,000	
		ロック・フィールド	100	2,055.00	205,500	
		日本たばこ産業	4	1,830,000.00	7,320,000	
		なとり	100	863.00	86,300	
		片倉工業	100	2,530.00	253,000	
		ゲンゼ	1,000	698.00	698,000	
東洋紡績	3,000	339.00	1,017,000			
ユニチカ	2,000	249.00	498,000			
日清紡績	1,000	1,221.00	1,221,000			
倉敷紡績	2,000	402.00	804,000			
大和紡績	2,000	402.00	804,000			
帝人	4,000	731.00	2,924,000			
東レ	5,000	950.00	4,750,000			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	東邦テナックス	1,000	828.00	828,000	
		三菱レイヨン	3,000	792.00	2,376,000	
		クラレ	1,500	1,253.00	1,879,500	
		アツギ	1,000	224.00	224,000	
		ワコールホールディングス	1,000	1,645.00	1,645,000	
		ホギメディカル	100	6,180.00	618,000	
		レナウンダーバンホールディングス	200	1,659.00	331,800	
		三陽商会	1,000	1,154.00	1,154,000	
		オンワード樫山	1,000	2,145.00	2,145,000	
		王子製紙	4,000	641.00	2,564,000	
		三菱製紙	2,000	237.00	474,000	
		北越製紙	1,000	606.00	606,000	
		日本製紙グループ本社	4	434,000.00	1,736,000	
		レンゴー	1,000	657.00	657,000	
		旭化成	5,000	715.00	3,575,000	
		共和レザー	100	948.00	94,800	
		昭和電工	4,000	465.00	1,860,000	
		住友化学	6,000	791.00	4,746,000	
		日産化学工業	1,000	1,759.00	1,759,000	
		クレハ	1,000	609.00	609,000	
		石原産業	1,000	220.00	220,000	
		日本曹達	1,000	429.00	429,000	
		東ソー	2,000	530.00	1,060,000	
		トクヤマ	1,000	1,479.00	1,479,000	
		セントラル硝子	1,000	674.00	674,000	
		東亜合成	1,000	661.00	661,000	
		電気化学工業	2,000	494.00	988,000	
		信越化学工業	1,600	6,240.00	9,984,000	
		エア・ウォーター	1,000	1,233.00	1,233,000	
		大陽日酸	1,000	772.00	772,000	
		日本触媒	1,000	1,277.00	1,277,000	
		カネカ	1,000	1,460.00	1,460,000	
		三菱瓦斯化学	2,000	1,107.00	2,214,000	
		三井化学	3,000	682.00	2,046,000	
		J S R	1,000	3,000.00	3,000,000	
		東京応化工業	200	3,300.00	660,000	
		三菱ケミカルホールディングス	7,000	778.00	5,446,000	
		ダイセル化学工業	2,000	771.00	1,542,000	
		住友ベークライト	1,000	950.00	950,000	
		積水化学工業	2,000	798.00	1,596,000	
		日本ゼオン	1,000	1,523.00	1,523,000	
アイカ工業	200	1,648.00	329,600			
宇部興産	3,000	332.00	996,000			
三菱樹脂	1,000	383.00	383,000			
日立化成工業	800	2,975.00	2,380,000			
日本カーリット	100	930.00	93,000			
日本化薬	1,000	983.00	983,000			
日本油脂	1,000	683.00	683,000			
花王	2,000	3,240.00	6,480,000			
大日本塗料	1,000	251.00	251,000			
日本ペイント	1,000	527.00	527,000			
関西ペイント	1,000	908.00	908,000			
太陽インキ製造	100	5,520.00	552,000			
大日本インキ化学工業	3,000	462.00	1,386,000			
東洋インキ製造	1,000	529.00	529,000			
富士写真フイルム	1,800	3,940.00	7,092,000			
資生堂	2,000	2,165.00	4,330,000			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	ライオン	1,000	787.00	787,000	
		マンダム	100	2,865.00	286,500	
		ファンケル	100	6,210.00	621,000	
		コーセー	200	4,730.00	946,000	
		ドクターシーラボ	1	191,000.00	191,000	
		コニシ	100	1,180.00	118,000	
		長谷川香料	200	1,721.00	344,200	
		小林製薬	200	3,460.00	692,000	
		アキレス	2,000	264.00	528,000	
		有沢製作所	100	2,140.00	214,000	
		日東電工	600	8,750.00	5,250,000	
		前澤化成工業	200	2,000.00	400,000	
		天馬	100	2,155.00	215,500	
		ニフコ	100	2,175.00	217,500	
		ユニ・チャーム	300	5,780.00	1,734,000	
		協和醗酵工業	2,000	834.00	1,668,000	
		武田薬品工業	3,300	6,580.00	21,714,000	
		アステラス製薬	2,200	4,680.00	10,296,000	
		大日本住友製薬	2,000	1,145.00	2,290,000	
		塩野義製薬	2,000	1,625.00	3,250,000	
		田辺製薬	1,000	1,132.00	1,132,000	
		富山化学工業	1,000	565.00	565,000	
		中外製薬	2,000	2,630.00	5,260,000	
		エーザイ	1,200	4,970.00	5,964,000	
		小野薬品工業	400	5,160.00	2,064,000	
		久光製薬	300	2,805.00	841,500	
		持田製薬	1,000	1,028.00	1,028,000	
		大正製薬	1,000	2,200.00	2,200,000	
		参天製薬	400	3,260.00	1,304,000	
		みらかホールディングス	400	2,725.00	1,090,000	
		生化学工業	200	1,255.00	251,000	
		鳥居薬品	100	2,505.00	250,500	
		東和薬品	100	2,740.00	274,000	
		沢井製薬	100	4,160.00	416,000	
		第一三共	2,800	2,240.00	6,272,000	
		新日本石油	6,000	951.00	5,706,000	
		昭和シェル石油	1,500	1,468.00	2,202,000	
		コスモ石油	3,000	588.00	1,764,000	
		東燃ゼネラル石油	2,000	1,324.00	2,648,000	
		ユシロ化学工業	100	3,330.00	333,000	
		新日鉱ホールディングス	3,500	892.00	3,122,000	
AOCホールディングス	200	2,150.00	430,000			
横浜ゴム	1,000	670.00	670,000			
東洋ゴム工業	1,000	622.00	622,000			
ブリヂストン	3,000	2,560.00	7,680,000			
住友ゴム工業	1,000	1,654.00	1,654,000			
オカモト	1,000	489.00	489,000			
ニッタ	100	1,820.00	182,000			
東海ゴム工業	400	1,710.00	684,000			
日東紡績	2,000	328.00	656,000			
旭硝子	4,000	1,441.00	5,764,000			
日本板硝子	2,000	559.00	1,118,000			
日本山村硝子	1,000	435.00	435,000			
東芝セラミックス	1,000	450.00	450,000			
日本電気硝子	1,000	2,545.00	2,545,000			
住友大阪セメント	2,000	359.00	718,000			
太平洋セメント	4,000	508.00	2,032,000			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	東海カーボン	1,000	526.00	526,000	
		日本カーボン	2,000	390.00	780,000	
		ノリタケカンパニーリミテド	1,000	741.00	741,000	
		東陶機器	2,000	1,040.00	2,080,000	
		日本碍子	2,000	1,871.00	3,742,000	
		日本特殊陶業	1,000	2,530.00	2,530,000	
		ニチアス	1,000	724.00	724,000	
		ニチハ	100	2,005.00	200,500	
		新日本製鐵	25,000	425.00	10,625,000	
		住友金属工業	19,000	454.00	8,626,000	
		神戸製鋼所	13,000	375.00	4,875,000	
		日新製鋼	5,000	367.00	1,835,000	
		合同製鐵	1,000	668.00	668,000	
		ジェイ エフ イー ホールディングス	2,300	4,050.00	9,315,000	
		東京製鐵	600	1,700.00	1,020,000	
		大阪製鐵	200	1,999.00	399,800	
		淀川製鋼所	1,000	710.00	710,000	
		大同特殊鋼	2,000	1,170.00	2,340,000	
		日本高周波鋼業	1,000	325.00	325,000	
		日本金属工業	2,000	267.00	534,000	
		日本冶金工業	500	431.00	215,500	
		山陽特殊製鋼	1,000	1,257.00	1,257,000	
		愛知製鋼	1,000	961.00	961,000	
		日立金属	1,000	1,240.00	1,240,000	
		大平洋金属	1,000	627.00	627,000	
		栗本鐵工所	1,000	360.00	360,000	
		三菱製鋼	1,000	869.00	869,000	
		日本軽金属	2,000	320.00	640,000	
		三井金属鉱業	2,000	742.00	1,484,000	
		東邦亜鉛	1,000	674.00	674,000	
		三菱マテリアル	5,000	626.00	3,130,000	
		住友金属鉱山	2,000	1,474.00	2,948,000	
		同和鉱業	2,000	1,221.00	2,442,000	
		古河機械金属	2,000	324.00	648,000	
		エス・サイエンス	1,000	71.00	71,000	
		住友チタニウム	100	18,950.00	1,895,000	
		住友軽金属工業	2,000	301.00	602,000	
		古河電気工業	3,000	835.00	2,505,000	
		住友電気工業	3,000	1,789.00	5,367,000	
		フジクラ	2,000	994.00	1,988,000	
		三菱電線工業	1,000	266.00	266,000	
昭和電線電纜	1,000	217.00	217,000			
日立電線	2,000	523.00	1,046,000			
リョービ	1,000	840.00	840,000			
アサヒプリテック	100	2,940.00	294,000			
稲葉製作所	100	2,155.00	215,500			
三協・立山ホールディングス	2,000	295.00	590,000			
トーカロ	100	3,750.00	375,000			
東洋製罐	900	1,882.00	1,693,800			
三和シャッター工業	1,000	709.00	709,000			
住生活グループ	1,300	2,145.00	2,788,500			
ノーリツ	200	2,015.00	403,000			
長府製作所	100	2,600.00	260,000			
リンナイ	200	2,830.00	566,000			
東京製網	2,000	318.00	636,000			
日本発條	1,000	1,167.00	1,167,000			
日本製鋼所	2,000	699.00	1,398,000			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	三浦工業	200	3,150.00	630,000	
		オークマ ホールディングス	1,000	1,369.00	1,369,000	
		東芝機械	1,000	1,220.00	1,220,000	
		アマダ	2,000	1,036.00	2,072,000	
		オーエスジー	300	2,260.00	678,000	
		森精機製作所	400	1,755.00	702,000	
		ディスコ	100	5,830.00	583,000	
		日東工器	100	2,905.00	290,500	
		豊和工業	1,000	263.00	263,000	
		豊田工機	1,000	1,555.00	1,555,000	
		島精機製作所	200	3,170.00	634,000	
		三井海洋開発	100	3,790.00	379,000	
		S M C	300	17,520.00	5,256,000	
		新川	100	2,780.00	278,000	
		ユニオンツール	100	4,950.00	495,000	
		オイレス工業	100	2,650.00	265,000	
		サトー	200	2,700.00	540,000	
		小松製作所	4,000	1,953.00	7,812,000	
		住友重機械工業	2,000	993.00	1,986,000	
		日立建機	700	2,675.00	1,872,500	
		井関農機	2,000	370.00	740,000	
		T O W A	100	671.00	67,100	
		クボタ	5,000	1,048.00	5,240,000	
		アイチ コーポレーション	200	1,135.00	227,000	
		荏原製作所	1,000	509.00	509,000	
		ダイキン工業	1,000	3,660.00	3,660,000	
		トーヨーカネツ	2,000	294.00	588,000	
		栗田工業	500	2,360.00	1,180,000	
		椿本チエイン	1,000	837.00	837,000	
		タダノ	1,000	1,104.00	1,104,000	
		平和	400	1,633.00	653,200	
		S A N K Y O	400	6,000.00	2,400,000	
		日本金銭機械	100	2,275.00	227,500	
		マースエンジニアリング	100	2,765.00	276,500	
		アビリット	100	3,740.00	374,000	
		ダイコク電機	100	3,000.00	300,000	
		サンデン	1,000	577.00	577,000	
		蛇の目マシン工業	2,000	241.00	482,000	
		ブラザー工業	1,000	1,189.00	1,189,000	
		グローリー工業	400	2,055.00	822,000	
		セガサミーホールディングス	1,000	3,930.00	3,930,000	
大豊工業	100	1,534.00	153,400			
日本精工	2,000	820.00	1,640,000			
N T N	2,000	927.00	1,854,000			
光洋精工	1,000	2,075.00	2,075,000			
不二越	2,000	625.00	1,250,000			
T H K	500	3,280.00	1,640,000			
ユーシン精機	100	1,988.00	198,800			
前澤工業	100	935.00	93,500			
マキタ	900	2,875.00	2,587,500			
日立造船	1,500	248.00	372,000			
三菱重工業	13,000	563.00	7,319,000			
石川島播磨重工業	5,000	380.00	1,900,000			
イビデン	500	6,320.00	3,160,000			
コニカミノルタホールディングス	2,000	1,104.00	2,208,000			
ミネベア	2,000	666.00	1,332,000			
日立製作所	12,000	809.00	9,708,000			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	東芝	12,000	665.00	7,980,000	
		三菱電機	8,000	854.00	6,832,000	
		富士電機ホールディングス	3,000	627.00	1,881,000	
		安川電機	1,000	1,203.00	1,203,000	
		神鋼電機	1,000	360.00	360,000	
		明電舎	2,000	453.00	906,000	
		エネサーブ	100	2,625.00	262,500	
		東芝テック	1,000	609.00	609,000	
		マブチモーター	200	6,590.00	1,318,000	
		日本電産	600	9,210.00	5,526,000	
		高岳製作所	2,000	308.00	616,000	
		ダイヘン	1,000	574.00	574,000	
		オムロン	1,000	2,775.00	2,775,000	
		日東工業	200	2,025.00	405,000	
		I D E C	100	1,730.00	173,000	
		エルピーダメモリ	300	3,390.00	1,017,000	
		ジーエス・ユアサ コーポレーション	2,000	333.00	666,000	
		メルコホールディングス	100	3,880.00	388,000	
		日本電気	8,000	746.00	5,968,000	
		富士通	8,000	864.00	6,912,000	
		沖電気工業	2,000	438.00	876,000	
		N E C インフロンティア	1,000	570.00	570,000	
		サンケン電気	1,000	1,770.00	1,770,000	
		エプソントヨコム	1,000	909.00	909,000	
		富士通アクセス	100	740.00	74,000	
		アイホン	100	2,045.00	204,500	
		N E C エレクトロニクス	400	3,920.00	1,568,000	
		セイコーエプソン	700	2,960.00	2,072,000	
		アルバック	100	3,590.00	359,000	
		ナナオ	100	4,690.00	469,000	
		マスプロ電工	100	1,143.00	114,300	
		日本無線	1,000	419.00	419,000	
		松下電器産業	9,000	2,290.00	20,610,000	
		シャープ	4,000	1,847.00	7,388,000	
		アンリツ	1,000	665.00	665,000	
		ソニー	3,900	4,480.00	17,472,000	
		T D K	500	9,850.00	4,925,000	
		三洋電機	6,000	284.00	1,704,000	
		ケンウッド	1,000	248.00	248,000	
		ミツミ電機	300	1,299.00	389,700	
		アルプス電気	1,000	1,871.00	1,871,000	
バイオニア	700	1,642.00	1,149,400			
日本電波工業	100	3,960.00	396,000			
ローランド ディー・ジー	100	3,020.00	302,000			
日本ビクター	1,000	718.00	718,000			
山水電気	4,000	35.00	140,000			
クラリオン	2,000	236.00	472,000			
ヨコオ	100	1,411.00	141,100			
ホシデン	300	1,263.00	378,900			
ヒロセ電機	100	16,180.00	1,618,000			
日立マクセル	400	1,540.00	616,000			
アルパイン	200	1,633.00	326,600			
スミダ コーポレーション	100	2,295.00	229,500			
島田理化学工業	100	467.00	46,700			
アイコム	100	3,590.00	359,000			
船井電機	100	13,480.00	1,348,000			
横河電機	1,000	1,991.00	1,991,000			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	山武	300	2,540.00	762,000	
		アドバンテスト	300	11,160.00	3,348,000	
		キーエンス	200	32,300.00	6,460,000	
		日置電機	100	2,635.00	263,500	
		シスメックス	200	4,360.00	872,000	
		メガチップス	100	2,010.00	201,000	
		日本電産コパル電子	400	965.00	386,000	
		コーセル	100	3,860.00	386,000	
		デンセイ・ラムダ	100	1,709.00	170,900	
		スタンレー電気	800	1,915.00	1,532,000	
		ウシオ電機	700	2,695.00	1,886,500	
		日本デジタル研究所	100	1,441.00	144,100	
		双信電機	100	1,364.00	136,400	
		山一電機	200	1,870.00	374,000	
		図研	100	1,283.00	128,300	
		カシオ計算機	1,000	2,165.00	2,165,000	
		ファナック	900	10,350.00	9,315,000	
		エンブラス	100	3,090.00	309,000	
		ローム	400	12,070.00	4,828,000	
		浜松ホトニクス	300	3,020.00	906,000	
		三井ハイテック	200	1,557.00	311,400	
		新光電気工業	200	9,260.00	1,852,000	
		京セラ	700	8,370.00	5,859,000	
		村田製作所	900	6,830.00	6,147,000	
		双葉電子工業	200	2,750.00	550,000	
		北陸電気工業	2,000	353.00	706,000	
		松下電工	3,000	1,145.00	3,435,000	
		ニチコン	300	1,522.00	456,600	
		日本ケミコン	1,000	795.00	795,000	
		K O A	200	1,189.00	237,800	
		小糸製作所	1,000	1,814.00	1,814,000	
		大日本スクリーン製造	1,000	951.00	951,000	
		キャノン	3,500	7,080.00	24,780,000	
		リコー	3,000	2,140.00	6,420,000	
		日本電産サンキョー	1,000	1,824.00	1,824,000	
		東京エレクトロン	700	7,390.00	5,173,000	
		トヨタ紡織	500	1,956.00	978,000	
		ボッシュ	2,000	574.00	1,148,000	
		豊田自動織機	1,200	4,190.00	5,028,000	
		デンソー	2,900	4,050.00	11,745,000	
		東海理化電機製作所	200	3,010.00	602,000	
三井造船	3,000	379.00	1,137,000			
佐世保重工業	1,000	327.00	327,000			
川崎重工業	6,000	472.00	2,832,000			
日本車輛製造	1,000	309.00	309,000			
日産自動車	15,000	1,195.00	17,925,000			
いすゞ自動車	4,000	453.00	1,812,000			
トヨタ自動車	12,800	5,820.00	74,496,000			
日野自動車	2,000	726.00	1,452,000			
日産ディーゼル工業	1,000	850.00	850,000			
三菱自動車工業	16,000	260.00	4,160,000			
武蔵精密工業	100	3,150.00	315,000			
トヨタ車体	300	2,315.00	694,500			
日産車体	1,000	898.00	898,000			
関東自動車工業	200	1,746.00	349,200			
極東開発工業	150	1,112.00	166,800			
日信工業	100	6,110.00	611,000			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	トピー工業	1,000	475.00	475,000	
		タチエス	100	1,170.00	117,000	
		NOK	700	3,350.00	2,345,000	
		フタバ産業	300	2,795.00	838,500	
		カヤバ工業	1,000	396.00	396,000	
		カルソニックカンセイ	1,000	791.00	791,000	
		ケーヒン	300	3,130.00	939,000	
		アイシン精機	1,100	3,740.00	4,114,000	
		マツダ	5,000	524.00	2,620,000	
		ダイハツ工業	1,000	1,239.00	1,239,000	
		本田技研工業	3,500	6,850.00	23,975,000	
		スズキ	2,000	2,220.00	4,440,000	
		富士重工業	3,000	670.00	2,010,000	
		ヤマハ発動機	1,000	2,845.00	2,845,000	
		ショーワ	300	1,986.00	595,800	
		エクセディ	200	3,350.00	670,000	
		豊田合成	500	2,310.00	1,155,000	
		愛三工業	200	1,241.00	248,200	
		ヨロズ	100	1,454.00	145,400	
		エフ・シー・シー	100	5,730.00	573,000	
		シマノ	500	2,915.00	1,457,500	
		テルモ	800	3,440.00	2,752,000	
		島津製作所	1,000	840.00	840,000	
		東京精密	100	6,690.00	669,000	
		ニコン	1,000	1,824.00	1,824,000	
		オリンパス	1,000	3,240.00	3,240,000	
		H O Y A	1,700	4,400.00	7,480,000	
		ノーリツ鋼機	100	2,280.00	228,000	
		日本電産コバル	100	1,519.00	151,900	
		シチズン時計	1,400	1,025.00	1,435,000	
		リズム時計工業	2,000	234.00	468,000	
		バンダイナムコホールディングス	1,000	1,709.00	1,709,000	
		フランスベッドホールディングス	1,000	330.00	330,000	
		トッパン・フォームズ	500	1,638.00	819,000	
		フジシールインターナショナル	100	3,630.00	363,000	
		トミー	200	1,022.00	204,400	
		廣濟堂	100	1,021.00	102,100	
		大建工業	1,000	483.00	483,000	
		凸版印刷	3,000	1,351.00	4,053,000	
		大日本印刷	3,000	2,040.00	6,120,000	
		アシックス	1,000	1,176.00	1,176,000	
ツツミ	100	4,470.00	447,000			
ローランド	100	2,650.00	265,000			
小松ウオール工業	200	2,120.00	424,000			
ヤマハ	800	1,919.00	1,535,200			
クリナップ	200	1,103.00	220,600			
ビジョン	100	1,480.00	148,000			
パラマウントベッド	100	2,915.00	291,500			
リンテック	300	2,690.00	807,000			
タカラ	400	394.00	157,600			
任天堂	500	14,080.00	7,040,000			
タカラスタンダード	1,000	745.00	745,000			
コクヨ	500	1,790.00	895,000			
美津濃	1,000	727.00	727,000			
アデランス	200	3,220.00	644,000			
東京電力	4,900	2,865.00	14,038,500			
中部電力	2,900	2,810.00	8,149,000			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	関西電力	3,500	2,540.00	8,890,000	
		中国電力	1,400	2,285.00	3,199,000	
		北陸電力	800	2,350.00	1,880,000	
		東北電力	1,800	2,360.00	4,248,000	
		四国電力	1,000	2,395.00	2,395,000	
		九州電力	1,900	2,565.00	4,873,500	
		北海道電力	800	2,435.00	1,948,000	
		沖縄電力	100	6,370.00	637,000	
		電源開発	500	3,860.00	1,930,000	
		東京瓦斯	10,000	511.00	5,110,000	
		大阪瓦斯	8,000	407.00	3,256,000	
		東邦瓦斯	2,000	482.00	964,000	
		西部瓦斯	1,000	263.00	263,000	
		東武鉄道	3,000	562.00	1,686,000	
		相模鉄道	2,000	395.00	790,000	
		東京急行電鉄	4,000	764.00	3,056,000	
		京浜急行電鉄	2,000	840.00	1,680,000	
		小田急電鉄	3,000	679.00	2,037,000	
		京王電鉄	3,000	676.00	2,028,000	
		京成電鉄	1,000	816.00	816,000	
		東日本旅客鉄道	15	766,000.00	11,490,000	
		西日本旅客鉄道	8	450,000.00	3,600,000	
		東海旅客鉄道	8	1,070,000.00	8,560,000	
		西日本鉄道	2,000	424.00	848,000	
		近畿日本鉄道	7,000	441.00	3,087,000	
		阪急ホールディングス	4,000	618.00	2,472,000	
		阪神電気鉄道	2,000	968.00	1,936,000	
		名糖運輸	100	965.00	96,500	
		名古屋鉄道	3,000	431.00	1,293,000	
		日本通運	4,000	655.00	2,620,000	
		ヤマトホールディングス	2,000	2,045.00	4,090,000	
		山九	1,000	601.00	601,000	
		福山通運	1,000	461.00	461,000	
		セイノーホールディングス	1,000	1,107.00	1,107,000	
		日本郵船	5,000	778.00	3,890,000	
		商船三井	4,000	936.00	3,744,000	
		川崎汽船	2,000	722.00	1,444,000	
		新和海運	1,000	363.00	363,000	
		第一中央汽船	1,000	271.00	271,000	
		全日本空輸	6,000	418.00	2,508,000	
		日本航空	8,000	305.00	2,440,000	
三菱倉庫	1,000	1,601.00	1,601,000			
三井倉庫	1,000	663.00	663,000			
住友倉庫	1,000	920.00	920,000			
上組	1,000	1,039.00	1,039,000			
郵船航空サービス	100	5,170.00	517,000			
近鉄エクスプレス	100	2,740.00	274,000			
新日鉄ソリューションズ	200	3,070.00	614,000			
ネットマークス	1	224,000.00	224,000			
ドワンゴ	1	255,000.00	255,000			
テレパーク	1	339,000.00	339,000			
テレパーク(新)	1	335,000.00	335,000			
フェイス	1	50,500.00	50,500			
フェイス(新)	4	48,900.00	195,600			
野村総合研究所	100	14,310.00	1,431,000			
サイバネットシステム	1	148,000.00	148,000			
フジテレビジョン	11	272,000.00	2,992,000			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	ヤフー	92	142,000.00	13,064,000	
		トレンドマイクロ	500	4,040.00	2,020,000	
		日本オラクル	400	4,860.00	1,944,000	
		シーエーシー	100	1,393.00	139,300	
		オービックビジネスコンサルタント	50	6,320.00	316,000	
		日立ビジネスソリューション	200	790.00	158,000	
		伊藤忠テクノサイエンス	300	4,990.00	1,497,000	
		大塚商会	100	12,510.00	1,251,000	
		スカイパーフェクト・コミュニケーションズ	7	89,400.00	625,800	
		電通国際情報サービス	100	1,511.00	151,100	
		コロムビアミュージックエンタテインメント	1,000	149.00	149,000	
		エイベックス・グループ・ホールディングス	200	2,945.00	589,000	
		日本ユニシス	400	1,590.00	636,000	
		富士通ビジネスシステム	100	1,796.00	179,600	
		東京放送	700	2,800.00	1,960,000	
		日本テレビ放送網	100	17,710.00	1,771,000	
		テレビ朝日	4	285,000.00	1,140,000	
		テレビ東京	100	4,110.00	411,000	
		イー・アクセス	5	74,000.00	370,000	
		NECモバイルリング	100	2,115.00	211,500	
		日本電信電話	40	533,000.00	21,320,000	
		KDDI	15	652,000.00	9,780,000	
		光通信	200	9,350.00	1,870,000	
		エヌ・ティ・ティ・ドコモ	155	184,000.00	28,520,000	
		J S A T	1	228,000.00	228,000	
		インボイス	20	10,310.00	206,200	
		学習研究社	1,000	307.00	307,000	
		昭文社	100	1,900.00	190,000	
		角川ホールディングス	100	3,620.00	362,000	
		東宝	700	2,465.00	1,725,500	
		東映	1,000	785.00	785,000	
		エヌ・ティ・ティ・データ	10	513,000.00	5,130,000	
		テクモ	200	1,131.00	226,200	
		光栄	200	3,920.00	784,000	
		CRCソリューションズ	200	2,530.00	506,000	
		D T S	100	3,800.00	380,000	
		スクウェア・エニックス	400	3,280.00	1,312,000	
		シーイーシー	100	1,260.00	126,000	
		日立ソフトウェアエンジニアリング	300	2,185.00	655,500	
		カプコン	200	1,291.00	258,200	
		住商情報システム	200	2,250.00	450,000	
		C S Kホールディングス	300	5,300.00	1,590,000	
		日本システムウエア	100	837.00	83,700	
		日立情報システムズ	200	2,960.00	592,000	
		アイネス	200	868.00	173,600	
		T K C	100	2,325.00	232,500	
		富士ソフトABC	100	3,820.00	382,000	
		ソラン	100	771.00	77,100	
		T I S	200	3,200.00	640,000	
		日本システムディベロップメント	100	3,290.00	329,000	
コナミ	500	2,430.00	1,215,000			
日本電子計算	100	807.00	80,700			
伊藤忠食品	100	4,780.00	478,000			
ニイウス	2	141,000.00	282,000			
双日	900	728.00	655,200			
アルフレッサ ホールディングス	200	5,560.00	1,112,000			
三井鉱山	500	321.00	160,500			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	JFE商事ホールディングス	1,000	649.00	649,000	
		伯東	100	1,987.00	198,700	
		ナガイレーベン	100	2,805.00	280,500	
		菱食	100	3,190.00	319,000	
		メディセオ・パルタックホールディングス	700	1,599.00	1,119,300	
		アドヴァン	100	1,904.00	190,400	
		アズワン	100	2,870.00	287,000	
		ドウシシャ	100	2,550.00	255,000	
		黒田電気	200	1,865.00	373,000	
		ネットワンシステムズ	2	279,000.00	558,000	
		丸文	100	1,587.00	158,700	
		ハピネット	100	3,080.00	308,000	
		トーメンエレクトロニクス	100	3,060.00	306,000	
		ガリバーインターナショナル	40	13,050.00	522,000	
		日本エム・ディ・エム	100	1,145.00	114,500	
		マクニカ	100	3,280.00	328,000	
		伊藤忠商事	6,000	1,036.00	6,216,000	
		丸紅	6,000	662.00	3,972,000	
		トーメン	2,000	190.00	380,000	
		長瀬産業	1,000	1,413.00	1,413,000	
		蝶理	1,000	325.00	325,000	
		豊田通商	1,000	2,740.00	2,740,000	
		兼松	2,000	290.00	580,000	
		三井物産	6,000	1,583.00	9,498,000	
		日本紙パルプ商事	1,000	432.00	432,000	
		日立ハイテクノロジーズ	500	2,750.00	1,375,000	
		シャディ	100	1,372.00	137,200	
		住友商事	5,000	1,529.00	7,645,000	
		三菱商事	6,000	2,655.00	15,930,000	
		キヤノン販売	1,000	2,550.00	2,550,000	
		菱洋エレクトロ	100	1,817.00	181,700	
		ユアサ商事	2,000	284.00	568,000	
		阪和興業	1,000	474.00	474,000	
		岩谷産業	2,000	413.00	826,000	
		兼松エレクトロニクス	200	857.00	171,400	
		東邦薬品	200	1,563.00	312,600	
		サンゲツ	200	3,190.00	638,000	
		伊藤忠エネクス	400	928.00	371,200	
		サンリオ	200	1,854.00	370,800	
		リョーサン	200	3,150.00	630,000	
		東陽テクニカ	100	1,690.00	169,000	
加賀電子	100	3,320.00	332,000			
三益半導体工業	100	2,175.00	217,500			
トラスコ中山	100	2,820.00	282,000			
オートバックスセブン	200	5,520.00	1,104,000			
日商エレクトロニクス	100	1,016.00	101,600			
加藤産業	100	2,090.00	209,000			
イエローハット	100	1,310.00	131,000			
日本ビジネスコンピューター	100	991.00	99,100			
バイタルネット	200	768.00	153,600			
因幡電機産業	100	4,090.00	409,000			
インバクト二十一	100	3,040.00	304,000			
ドトールコーヒー	100	2,530.00	253,000			
ミスミグループ本社	100	5,070.00	507,000			
ソフトバンク	1,300	10,620.00	13,806,000			
スズケン	400	3,790.00	1,516,000			
ジェコス	100	770.00	77,000			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	ローソン	400	4,760.00	1,904,000	
		カワチ薬品	100	4,950.00	495,000	
		エービーシー・マート	400	3,180.00	1,272,000	
		アスクル	100	3,620.00	362,000	
		アスクル(新)	100	3,640.00	364,000	
		ゲオ	1	393,000.00	393,000	
		ポイント	100	9,240.00	924,000	
		エディオン	300	2,270.00	681,000	
		日本レストランシステム	100	4,470.00	447,000	
		三越	2,000	683.00	1,366,000	
		ハニーズ	100	9,410.00	941,000	
		ブックオフコーポレーション	100	2,735.00	273,500	
		サークルKサンクス	400	2,735.00	1,094,000	
		セブン&アイ・ホールディングス	4,700	4,410.00	20,727,000	
		ツルハホールディングス	100	4,780.00	478,000	
		はるやま商事	100	1,759.00	175,900	
		セイジョー	200	2,940.00	588,000	
		ライトオン	100	5,550.00	555,000	
		良品計画	100	8,750.00	875,000	
		三城	200	2,345.00	469,000	
		コナカ	100	1,814.00	181,400	
		ポストフル	100	596.00	59,600	
		コジマ	200	1,315.00	263,000	
		コーナン商事	100	1,859.00	185,900	
		ワタミ	200	1,908.00	381,600	
		ドン・キホーテ	100	9,950.00	995,000	
		西松屋チェーン	100	4,960.00	496,000	
		ゼンショー	400	2,700.00	1,080,000	
		ユニマットオフィスコ	100	1,733.00	173,300	
		サイゼリヤ	200	1,755.00	351,000	
		ユナイテッドアローズ	100	7,250.00	725,000	
		壱番屋	100	2,190.00	219,000	
		スギ薬局	100	4,740.00	474,000	
		ムトウ	100	608.00	60,800	
		ファミリーマート	400	4,020.00	1,608,000	
		木曽路	200	1,978.00	395,600	
		ケーヨー	200	760.00	152,000	
		ベスト電器	1,000	558.00	558,000	
		すかいらーく	500	1,934.00	967,000	
		島忠	200	3,390.00	678,000	
		チヨダ	200	2,765.00	553,000	
ヨークベニマル	200	3,970.00	794,000			
ライフコーポレーション	200	1,793.00	358,600			
リンガーハット	200	1,400.00	280,000			
MrMax	200	573.00	114,600			
テンアライド	100	515.00	51,500			
アオキインターナショナル	200	2,130.00	426,000			
コメリ	200	4,880.00	976,000			
青山商事	300	3,930.00	1,179,000			
しまむら	100	15,730.00	1,573,000			
高島屋	1,000	1,982.00	1,982,000			
大丸	1,000	1,740.00	1,740,000			
松坂屋	1,000	1,150.00	1,150,000			
伊勢丹	900	2,650.00	2,385,000			
阪急百貨店	1,000	1,022.00	1,022,000			
ニッセン	200	1,986.00	397,200			
丸井	1,400	2,355.00	3,297,000			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	ダイエー	250	2,710.00	677,500	
		イオン	2,600	3,040.00	7,904,000	
		西友	3,000	348.00	1,044,000	
		ユニー	1,000	1,733.00	1,733,000	
		イズミ	300	3,840.00	1,152,000	
		フジ	200	1,920.00	384,000	
		ヤオコー	100	3,000.00	300,000	
		ゼビオ	100	5,590.00	559,000	
		ギガスケーズデンキ	100	3,480.00	348,000	
		Olympic	100	1,053.00	105,300	
		ヤマダ電機	300	13,900.00	4,170,000	
		ホームック	200	2,020.00	404,000	
		アークランドサカモト	100	2,160.00	216,000	
		ニトリ	100	9,360.00	936,000	
		愛眼	100	1,021.00	102,100	
		吉野家ディー・アンド・シー	3	238,000.00	714,000	
		マツモトキヨシ	200	3,500.00	700,000	
		松屋フーズ	100	2,400.00	240,000	
		セシール	200	1,123.00	224,600	
		プレナス	200	3,530.00	706,000	
		ミニストップ	100	2,500.00	250,000	
		アークス	100	1,961.00	196,100	
		カーマ	100	3,340.00	334,000	
		ダイキ	100	1,527.00	152,700	
		バロー	100	4,340.00	434,000	
		大庄	200	1,777.00	355,400	
		ファーストリテイリング	400	10,800.00	4,320,000	
		サンドラッグ	100	6,510.00	651,000	
		ベルーナ	100	4,400.00	440,000	
		新生銀行	5,000	678.00	3,390,000	
		三菱UFJフィナンシャル・グループ	39	1,650,000.00	64,350,000	
		りそなホールディングス	22	493,000.00	10,846,000	
		三井トラスト・ホールディングス	3,000	1,490.00	4,470,000	
		三井住友フィナンシャルグループ	27	1,260,000.00	34,020,000	
		第四銀行	1,000	571.00	571,000	
		北越銀行	1,000	388.00	388,000	
		福岡銀行	2,000	985.00	1,970,000	
		西日本シティ銀行	2,000	762.00	1,524,000	
		札幌北洋ホールディングス	1	1,230,000.00	1,230,000	
		もみじホールディングス	1	474,000.00	474,000	
		千葉銀行	3,000	1,022.00	3,066,000	
		横浜銀行	5,000	1,020.00	5,100,000	
		常陽銀行	3,000	725.00	2,175,000	
		群馬銀行	2,000	863.00	1,726,000	
		武蔵野銀行	100	7,000.00	700,000	
		千葉興業銀行	200	2,750.00	550,000	
		関東つくば銀行	200	2,865.00	573,000	
		東京都民銀行	100	4,640.00	464,000	
		九州親和ホールディングス	1,000	411.00	411,000	
		七十七銀行	1,000	932.00	932,000	
青森銀行	1,000	516.00	516,000			
秋田銀行	1,000	692.00	692,000			
山形銀行	1,000	715.00	715,000			
岩手銀行	100	8,020.00	802,000			
東邦銀行	1,000	655.00	655,000			
みちのく銀行	1,000	533.00	533,000			
静岡銀行	3,000	1,226.00	3,678,000			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	十六銀行	1,000	884.00	884,000	
		スルガ銀行	1,000	1,562.00	1,562,000	
		八十二銀行	2,000	950.00	1,900,000	
		山梨中央銀行	1,000	973.00	973,000	
		大垣共立銀行	1,000	715.00	715,000	
		福井銀行	1,000	490.00	490,000	
		北國銀行	1,000	570.00	570,000	
		滋賀銀行	1,000	890.00	890,000	
		南都銀行	1,000	838.00	838,000	
		百五銀行	1,000	891.00	891,000	
		京都銀行	1,000	1,486.00	1,486,000	
		紀陽銀行	2,000	360.00	720,000	
		池田銀行	100	6,680.00	668,000	
		ほくほくフィナンシャルグループ	5,000	557.00	2,785,000	
		広島銀行	2,000	757.00	1,514,000	
		山口銀行	1,000	1,781.00	1,781,000	
		山陰合同銀行	1,000	1,316.00	1,316,000	
		中国銀行	1,000	1,729.00	1,729,000	
		伊予銀行	1,000	1,295.00	1,295,000	
		百十四銀行	1,000	849.00	849,000	
		四国銀行	1,000	638.00	638,000	
		阿波銀行	1,000	830.00	830,000	
		鹿児島銀行	1,000	991.00	991,000	
		大分銀行	1,000	990.00	990,000	
		宮崎銀行	1,000	648.00	648,000	
		肥後銀行	1,000	964.00	964,000	
		佐賀銀行	1,000	524.00	524,000	
		十八銀行	1,000	729.00	729,000	
		沖縄銀行	100	6,150.00	615,000	
		琉球銀行	100	4,120.00	412,000	
		住友信託銀行	6,000	1,108.00	6,648,000	
		みずほ信託銀行	15,000	424.00	6,360,000	
		みずほフィナンシャルグループ	47	937,000.00	44,039,000	
		名古屋銀行	1,000	957.00	957,000	
		第三銀行	1,000	431.00	431,000	
		中京銀行	1,000	447.00	447,000	
		東日本銀行	1,000	690.00	690,000	
		愛媛銀行	1,000	521.00	521,000	
		みなと銀行	1,000	481.00	481,000	
		京葉銀行	1,000	879.00	879,000	
		関西アーバン銀行	1,000	680.00	680,000	
		東和銀行	1,000	385.00	385,000	
		福島銀行	2,000	283.00	566,000	
大和証券グループ本社	5,000	1,300.00	6,500,000			
日興コーディアルグループ	3,500	1,905.00	6,667,500			
野村ホールディングス	7,300	2,230.00	16,279,000			
新光証券	3,000	553.00	1,659,000			
みずほインベスターズ証券	5,000	414.00	2,070,000			
岡三ホールディングス	1,000	958.00	958,000			
コスモ証券	2,000	337.00	674,000			
三菱UFJ証券	2,000	1,450.00	2,900,000			
東海東京証券	1,000	572.00	572,000			
SMB Cフレンド証券	1,000	823.00	823,000			
松井証券	900	1,450.00	1,305,000			
カブドットコム証券	3	251,000.00	753,000			
三井住友海上火災保険	6,000	1,531.00	9,186,000			
日本興亜損害保険	3,000	1,008.00	3,024,000			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	損害保険ジャパン	4,000	1,709.00	6,836,000	
		日新火災海上保険	1,000	492.00	492,000	
		ニッセイ同和損害保険	2,000	891.00	1,782,000	
		あいおい損害保険	3,000	809.00	2,427,000	
		富士火災海上保険	2,000	452.00	904,000	
		ミレアホールディングス	7	2,080,000.00	14,560,000	
		T & Dホールディングス	900	7,870.00	7,083,000	
		クレディセゾン	700	5,350.00	3,745,000	
		オーエムシーカード	1,000	2,280.00	2,280,000	
		芙蓉総合リース	100	4,440.00	444,000	
		住信リース	100	2,320.00	232,000	
		センチュリー・リーシング・システム	200	1,648.00	329,600	
		S B Iホールディングス	27	71,000.00	1,917,000	
		アイフル	500	9,670.00	4,835,000	
		ポケットカード	100	3,130.00	313,000	
		武富士	570	8,090.00	4,611,300	
		三洋電機クレジット	100	2,590.00	259,000	
		リコーリース	200	3,300.00	660,000	
		シンキ	200	1,178.00	235,600	
		イオンクレジットサービス	200	9,160.00	1,832,000	
		ニッシン	4,800	210.00	1,008,000	
		アコム	600	7,590.00	4,554,000	
		三洋信販	100	8,730.00	873,000	
		プロミス	500	7,760.00	3,880,000	
		ロプロ	200	604.00	120,800	
		東京リース	200	2,125.00	425,000	
		UFJニコス	1,000	1,195.00	1,195,000	
		ジャックス	1,000	1,167.00	1,167,000	
		オリエントコーポレーション	3,000	507.00	1,521,000	
		日立キャピタル	500	2,430.00	1,215,000	
		オリックス	300	28,320.00	8,496,000	
		住商リース	200	5,780.00	1,156,000	
		ダイヤモンドリース	300	5,470.00	1,641,000	
		ジャフコ	200	9,320.00	1,864,000	
		S F C G	40	27,420.00	1,096,800	
		UFJセントラルリース	100	5,620.00	562,000	
		日本駐車場開発	12	18,030.00	216,360	
		昭栄	100	3,350.00	335,000	
		パーク24	400	3,460.00	1,384,000	
		三井不動産	3,000	2,065.00	6,195,000	
		三菱地所	5,000	1,982.00	9,910,000	
平和不動産	1,000	870.00	870,000			
東京建物	1,000	1,049.00	1,049,000			
東急不動産	2,000	961.00	1,922,000			
住友不動産	2,000	2,270.00	4,540,000			
藤和不動産	500	631.00	315,500			
大京	1,000	738.00	738,000			
テーオーシー	1,000	727.00	727,000			
レオバレス21	500	4,080.00	2,040,000			
ダイヤモンドシティ	100	5,180.00	518,000			
アーバンコーポレーション	200	9,840.00	1,968,000			
明和地所	100	1,735.00	173,500			
住友不動産販売	100	6,900.00	690,000			
ゴールドクレスト	100	8,910.00	891,000			
ジョイント・コーポレーション	100	6,660.00	666,000			
東栄住宅	100	2,030.00	203,000			
日本エスリード	100	3,340.00	334,000			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	東急リバブル	100	6,680.00	668,000	
		飯田産業	200	1,976.00	395,200	
		ゼファー	1	360,000.00	360,000	
		クリード	1	551,000.00	551,000	
		アーネストワン	100	2,875.00	287,500	
		パシフィックマネジメント	1	304,000.00	304,000	
		パシフィックマネジメント(新)	2	255,000.00	510,000	
		イオンモール	200	5,880.00	1,176,000	
		エヌ・ティ・ティ都市開発	2	668,000.00	1,336,000	
		日本空港ビルデング	200	1,081.00	216,200	
		スタジオアリス	100	2,110.00	211,000	
		NECフィールドディング	200	2,180.00	436,000	
		総合警備保障	400	1,772.00	708,800	
		カカクコム	1	383,000.00	383,000	
		アイロム	3	72,500.00	217,500	
		博報堂DYホールディングス	100	7,650.00	765,000	
		ケネディクス	1	655,000.00	655,000	
		電通	10	378,000.00	3,780,000	
		パソナ	2	278,000.00	556,000	
		コナミスポーツ	200	1,898.00	379,600	
		サニックス	200	718.00	143,600	
		オリエンタルランド	400	6,390.00	2,556,000	
		ラウンドワン	3	463,000.00	1,389,000	
		リゾートトラスト	100	3,800.00	380,000	
		ビー・エム・エル	100	1,965.00	196,500	
		東急コミュニティー	200	3,250.00	650,000	
		リソー教育	15	8,350.00	125,250	
		グッドウィル・グループ	2	236,000.00	472,000	
		ユー・エス・エス	110	7,510.00	826,100	
		カルチュア・コンビニエンス・クラブ	200	4,990.00	998,000	
		フルキャスト	1	358,000.00	358,000	
		エイチ・アイ・エス	100	2,575.00	257,500	
		ベンチャー・リンク	200	428.00	85,600	
ホリプロ	100	1,583.00	158,300			
東京都競馬	2,000	488.00	976,000			
東京ドーム	1,000	660.00	660,000			
トランス・コスモス	100	6,540.00	654,000			
日本管財	100	3,480.00	348,000			
セコム	1,000	6,290.00	6,290,000			
メイテック	200	3,830.00	766,000			
アサツー ディ・ケイ	200	3,960.00	792,000			
応用地質	100	1,319.00	131,900			
大和工商リース	1,000	679.00	679,000			
ベネッセコーポレーション	400	3,910.00	1,564,000			
ジャパンメンテナンス	100	1,335.00	133,500			
ニチイ学館	200	2,900.00	580,000			
ダイセキ	100	2,045.00	204,500			
	計	銘柄数：	955		1,848,610,210	
		組入時価比率：	96.8%		100.0%	
	合計				1,848,610,210	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記事項（デリバティブ取引等関係注記）」に記載しております。

「PRU国内債券マザーファンド」の状況

なお、以下に掲載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成16年12月10日現在)	(平成17年12月12日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		31,074,695	15,566,967
国債証券		647,126,700	810,123,300
地方債証券		39,659,620	47,883,700
特殊債券		99,981,410	98,604,900
社債券		123,721,690	107,932,330
未収利息		4,387,146	4,903,497
前払費用		119,670	196,313
流動資産合計		946,070,931	1,085,211,007
資産合計		946,070,931	1,085,211,007
負債の部			
流動負債			
未払解約金		1,008,726	9,058,308
流動負債合計		1,008,726	9,058,308
負債合計		1,008,726	9,058,308
純資産の部			
元本			
元本	1	901,022,720	1,025,587,095
剰余金			
剰余金		44,039,485	50,565,604
剰余金合計		44,039,485	50,565,604
純資産合計		945,062,205	1,076,152,699
負債・純資産合計		946,070,931	1,085,211,007

重要な会計方針

区分	自 平成15年12月11日 至 平成16年12月10日	自 平成16年12月11日 至 平成17年12月12日
<p>有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券</p> <p>個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券は原則として、証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる最終相場）で評価しております。</p> <p>計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>証券取引所に上場されていない有価証券</p> <p>証券取引所に上場されていない有価証券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券</p> <p>同左</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券</p> <p>同左</p> <p>証券取引所に上場されていない有価証券</p> <p>同左</p> <p>時価が入手できなかった有価証券</p> <p>同左</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

(平成16年12月10日現在)	(平成17年12月12日現在)
1. 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1. 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額
858,052,864円	901,022,720円
同期中における追加設定元本額	同期中における追加設定元本額
304,061,825円	398,948,235円
同期中における解約元本額	同期中における解約元本額
261,091,969円	274,383,860円
同期末における元本の内訳	同期末における元本の内訳
P R U国内債券マーケット・パフォーマー	P R U国内債券マーケット・パフォーマー
153,342,101円	187,078,311円
P R Uグッドライフ2010	P R Uグッドライフ2010
463,671,706円	398,121,688円
P R Uグッドライフ2020	P R Uグッドライフ2020
27,053,888円	23,564,281円
P R Uグッドライフ2030	P R Uグッドライフ2030
29,470,504円	13,186,060円
P R Uグッドライフ2040	P R Uグッドライフ2040
3,213,463円	5,205,592円
P R Uグッドライフ2010(年金)	P R Uグッドライフ2010(年金)
102,851,334円	132,437,519円
P R Uグッドライフ2020(年金)	P R Uグッドライフ2020(年金)
94,716,347円	192,964,203円
P R Uグッドライフ2030(年金)	P R Uグッドライフ2030(年金)
19,849,763円	52,147,130円
P R Uグッドライフ2040(年金)	P R Uグッドライフ2040(年金)
6,853,614円	20,882,311円
計 901,022,720円	計 1,025,587,095円

( 有価証券関係 )

( 平成16年12月10日現在 )

売買目的有価証券

( 単位 : 円 )

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	647,126,700	1,569,200
地方債証券	39,659,620	54,280
特殊債券	99,981,410	103,960
社債券	123,721,690	118,200
合計	910,489,420	1,845,640

( 注 ) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日 ( 平成16年12月7日 ) から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日 ( 平成16年12月10日 ) までの期間に対応する金額であります。

( 平成17年12月12日現在 )

売買目的有価証券

( 単位 : 円 )

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	810,123,300	1,479,800
地方債証券	47,883,700	50,180
特殊債券	98,604,900	51,150
社債券	107,932,330	110,910
合計	1,064,544,230	1,692,040

( 注 ) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日 ( 平成17年12月6日 ) から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日 ( 平成17年12月12日 ) までの期間に対応する金額であります。

( デリバティブ取引等関係 )

該当事項はありません。

( 1口当たり情報 )

(平成16年12月10日現在)		(平成17年12月12日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの 期末における当該親投資信託の1口当たり純資産 額		本有価証券報告書における開示対象ファンドの 期末における当該親投資信託の1口当たり純資産 額	
	1.0489円		1.0493円
(1万口当たり純資産額	10,489円)	(1万口当たり純資産額	10,493円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第233回利付国債(2年)		20,000,000	19,977,200	
		第234回利付国債(2年)		10,000,000	9,985,600	
		第24回利付国債(5年)		10,000,000	10,005,000	
		第25回利付国債(5年)		10,000,000	9,994,300	
		第28回利付国債(5年)		10,000,000	10,031,100	
		第32回利付国債(5年)		20,000,000	20,150,200	
		第35回利付国債(5年)		20,000,000	20,041,600	
		第41回利付国債(5年)		20,000,000	20,036,600	
		第44回利付国債(5年)		10,000,000	9,975,200	
		第45回利付国債(5年)		20,000,000	19,867,800	
		第47回利付国債(5年)		10,000,000	9,862,900	
		第50回利付国債(5年)		10,000,000	9,970,200	
		第194回利付国債(10年)		10,000,000	10,349,900	
		第197回利付国債(10年)		10,000,000	10,418,200	
		第200回利付国債(10年)		20,000,000	20,692,800	
		第201回利付国債(10年)		20,000,000	20,711,400	
		第202回利付国債(10年)		10,000,000	10,400,600	
		第203回利付国債(10年)		10,000,000	10,358,500	
		第204回利付国債(10年)		10,000,000	10,308,700	
		第207回利付国債(10年)		30,000,000	30,388,500	
		第210回利付国債(10年)		20,000,000	20,888,000	
		第212回利付国債(10年)		10,000,000	10,317,100	
		第214回利付国債(10年)		10,000,000	10,430,500	
		第219回利付国債(10年)		10,000,000	10,442,600	
		第221回利付国債(10年)		20,000,000	20,976,800	
		第226回利付国債(10年)		20,000,000	20,883,400	
		第229回利付国債(10年)		10,000,000	10,230,600	
		第232回利付国債(10年)		10,000,000	10,107,100	
		第234回利付国債(10年)		10,000,000	10,195,700	
		第237回利付国債(10年)		20,000,000	20,432,600	
		第240回利付国債(10年)		20,000,000	20,145,000	
		第241回利付国債(10年)		10,000,000	10,049,900	
		第242回利付国債(10年)		10,000,000	9,984,300	
		第243回利付国債(10年)		10,000,000	9,921,900	
		第244回利付国債(10年)		10,000,000	9,822,900	
		第247回利付国債(10年)		10,000,000	9,652,200	
		第250回利付国債(10年)		10,000,000	9,397,800	
		第254回利付国債(10年)		20,000,000	20,042,000	
		第256回利付国債(10年)		20,000,000	20,000,000	
		第259回利付国債(10年)		20,000,000	20,110,800	
		第261回利付国債(10年)		20,000,000	20,553,600	
		第265回利付国債(10年)		20,000,000	19,992,000	
		第266回利付国債(10年)		10,000,000	9,912,700	
		第269回利付国債(10年)		10,000,000	9,805,400	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		第270回利付国債（10年）		10,000,000	9,784,600	
		第273回利付国債（10年）		10,000,000	9,940,700	
		第13回利付国債（30年）		10,000,000	9,153,600	
		第17回利付国債（30年）		10,000,000	9,932,000	
		第18回利付国債（20年）		10,000,000	13,130,200	
		第22回利付国債（20年）		10,000,000	12,793,600	
		第27回利付国債（20年）		10,000,000	12,922,900	
		第33回利付国債（20年）		10,000,000	12,154,100	
		第37回利付国債（20年）		10,000,000	11,502,100	
		第42回利付国債（20年）		10,000,000	10,991,700	
		第49回利付国債（20年）		10,000,000	10,316,000	
		第61回利付国債（20年）		10,000,000	8,590,100	
		第70回利付国債（20年）		20,000,000	21,180,800	
		第75回利付国債（20年）		10,000,000	10,048,200	
		第79回利付国債（20年）		10,000,000	9,861,500	
	計	銘柄数：	59	790,000,000	810,123,300	
		組入時価比率：	75.3%		76.1%	
	小計				810,123,300	
地方債証券	日本円	東京都公募公債第549回		10,000,000	10,362,800	
		第606回東京都公募公債		9,000,000	8,868,060	
		第619回東京都公募公債		10,000,000	9,943,100	
		第109回神奈川県公募公債		18,000,000	18,709,740	
	計	銘柄数：	4	47,000,000	47,883,700	
		組入時価比率：	4.4%		4.5%	
	小計				47,883,700	
特殊債券	日本円	第3回政府保証日本政策投資 銀行債券		10,000,000	10,409,900	
		政府保証第782回公営企業債 券		10,000,000	10,456,400	
		第183回政府保証首都高速道 路債券		10,000,000	10,307,600	
		第36回政府保証関西国際空港 債券		12,000,000	12,156,000	
		第1回政府保証国民生活債券		25,000,000	25,008,500	
		い第631号興業債券		10,000,000	10,129,300	
		い第632号興業債券		10,000,000	10,148,200	
		い第633号農林債券		10,000,000	9,989,000	
	計	銘柄数：	8	97,000,000	98,604,900	
		組入時価比率：	9.2%		9.3%	
	小計				98,604,900	
社債券	日本円	第105回放送債券		10,000,000	10,450,600	
		第18回日石三菱株式会社無担 保社債（社債間限定同順		20,000,000	20,080,200	
		第41回2号JFEスチール株 式会社無担保社債（社債		10,000,000	10,065,700	
		第9回西日本旅客鉄道株式会 社無担保社債（社債間限定		5,000,000	5,178,450	
		第498回東京電力株式会社社 債（一般担保付）		10,000,000	9,827,200	
		第505回東京電力株式会社社 債（一般担保付）		20,000,000	19,108,200	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
		第417回中部電力		10,000,000	10,421,400	
		第258回北陸電力株式会社 債（一般担保付）		10,000,000	10,427,500	
		第262回北陸電力株式会社 債（一般担保付）		12,000,000	12,373,080	
	計	銘柄数：	9	107,000,000	107,932,330	
		組入時価比率：	10.0%		10.1%	
	小計				107,932,330	
	合計				1,064,544,230	

（注） 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

「PRU海外株式マザーファンド」の状況

なお、以下に掲載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成16年12月10日現在)	(平成17年12月12日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		51,714,029	139,246,699
金銭信託		313,961	821,432
コール・ローン		30,638,084	96,914,210
株式		1,248,854,845	3,091,601,699
派生商品評価勘定		2,480,750	3,639,947
未収入金		66,502	416,039
未収配当金		1,995,462	5,206,323
未収利息		-	2
前払金		7,985,399	8,685,819
差入委託証拠金		3,036,337	6,576,656
流動資産合計		1,347,085,369	3,353,108,826
資産合計		1,347,085,369	3,353,108,826
負債の部			
流動負債			
未払金		3,960,793	40,820,166
未払解約金		5,662,261	10,697,561
流動負債合計		9,623,054	51,517,727
負債合計		9,623,054	51,517,727
純資産の部			
元本			
元本	1	1,414,171,787	2,749,908,302
剰余金			
剰余金又は欠損金( )		76,709,472	551,682,797
剰余金合計	2	76,709,472	551,682,797
純資産合計		1,337,462,315	3,301,591,099
負債・純資産合計		1,347,085,369	3,353,108,826

重要な会計方針

区分	自 平成15年12月11日 至 平成16年12月10日	自 平成16年12月11日 至 平成17年12月12日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>株式、新株予約権証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は原則として、証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる最終相場）で評価しております。</p> <p>計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>証券取引所に上場されていない有価証券 証券取引所に上場されていない有価証券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式、新株予約権証券 同左</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券 同左</p> <p>証券取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 同左</p>

区分	自 平成15年12月11日 至 平成16年12月10日	自 平成16年12月11日 至 平成17年12月12日
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は、最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>	<p>(1) 先物取引 同左</p> <p>(2) 為替予約取引 同左</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。</p>	<p>受取配当金 同左</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び61条に基づき処理しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同左</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

(平成16年12月10日現在)	(平成17年12月12日現在)
1. 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 1,162,939,242円	1. 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 1,414,171,787円
同期中における追加設定元本額 518,092,863円	同期中における追加設定元本額 1,550,244,399円
同期中における解約元本額 266,860,318円	同期中における解約元本額 214,507,884円
同期末における元本の内訳 P R U海外株式マーケット・パフォーマー 1,175,675,490円	同期末における元本の内訳 P R U海外株式マーケット・パフォーマー 2,531,412,674円
P R Uグッドライフ2010 55,322,641円	P R Uグッドライフ2010 26,553,881円
P R Uグッドライフ2020 15,276,274円	P R Uグッドライフ2020 6,641,468円
P R Uグッドライフ2030 36,848,942円	P R Uグッドライフ2030 10,576,157円
P R Uグッドライフ2040 18,744,778円	P R Uグッドライフ2040 14,813,205円
P R Uグッドライフ2010(年金) 12,225,174円	P R Uグッドライフ2010(年金) 8,873,416円
P R Uグッドライフ2020(年金) 46,095,253円	P R Uグッドライフ2020(年金) 52,647,359円
P R Uグッドライフ2030(年金) 23,911,382円	P R Uグッドライフ2030(年金) 40,102,977円
P R Uグッドライフ2040(年金) 30,071,853円	P R Uグッドライフ2040(年金) 58,287,165円
計 1,414,171,787円	計 2,749,908,302円
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は76,709,472円であります。	

( 有価証券関係 )

( 平成16年12月10日現在 )

売買目的有価証券

( 単位 : 円 )

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,248,854,845	5,404,594
合計	1,248,854,845	5,404,594

( 注 ) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日 ( 平成16年12月7日 ) から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日 ( 平成16年12月10日 ) までの期間に対応する金額であります。

( 平成17年12月12日現在 )

売買目的有価証券

( 単位 : 円 )

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	3,091,601,699	8,691,493
合計	3,091,601,699	8,691,493

( 注 ) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日 ( 平成17年12月6日 ) から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日 ( 平成17年12月12日 ) までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等関係)

取引の状況に関する事項

自 平成15年12月11日 至 平成16年12月10日	自 平成16年12月11日 至 平成17年12月12日
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組みと利用目的 (1) アメリカドル及びユーロ建の株価指数先物取引を主要投資対象としております。 (2) 外貨建証券の売買代金、償還金、利金等についての為替変動リスクを回避するために、為替予約取引を行うことができるものとします。	2. 取引に対する取組みと利用目的 同左
3. 取引に係るリスクの内容 (1) 株価指数先物取引に係る主要なリスクは株価の変動による株価変動リスクであります。 (2) 為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	3. 取引に係るリスクの内容 同左
4. 取引に係るリスク管理体制 組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。 なお、リスク管理はデリバティブだけに限定しては行っておりません。デリバティブと現物資産等を統合し、各投資信託財産全体でのリスク管理を行っております。	4. 取引に係るリスク管理体制 同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

## 取引の時価等に関する事項

## デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

## 1. 株式関連

(単位：円)

種類	(平成16年12月10日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引 株価指数先物取引 買建	64,799,928	-	67,280,678	2,480,750
合計	64,799,928	-	67,280,678	2,480,750

(単位：円)

種類	(平成17年12月12日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引 株価指数先物取引 買建	152,018,376	-	155,627,323	3,608,947
合計	152,018,376	-	155,627,323	3,608,947

## (注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準じる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には、手数料相当額を含んでおります。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

(平成16年12月10日現在)

該当事項はありません。

(平成17年12月12日現在)

(単位：円)

種類	(平成17年12月12日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引 為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	12,056,000	-	12,087,000	31,000
合計	12,056,000	-	12,087,000	31,000

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約の時価

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

(平成16年12月10日現在)		(平成17年12月12日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの 期末における当該親投資信託の1口当たり純資産 額	0.9458円	本有価証券報告書における開示対象ファンドの 期末における当該親投資信託の1口当たり純資産 額	1.2006円
(1万口当たり純資産額	9,458円)	(1万口当たり純資産額	12,006円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	アメリカドル	3M CO	1,030	77.86	80,195.80	
		ABBOTT LABORATORIES	2,050	38.99	79,929.50	
		ABERCROMBIE & FITCH CO	100	63.69	6,369.00	
		ACCENTURE LTD-CL A	550	28.25	15,537.50	
		ACE LTD	360	54.94	19,778.40	
		ADC TELECOMMUNICATIONS INC	192	21.47	4,122.24	
		ADOBE SYSTEMS INC	600	35.60	21,360.00	
		ADVANCE AUTO PARTS	60	44.08	2,644.80	
		ADVANCED MICRO DEVICES	500	26.90	13,450.00	
		AES CORPORATION	600	16.07	9,642.00	
		AETNA INC	340	98.68	33,551.20	
		AFFILIATED COMPUTER SERVICES	160	55.07	8,811.20	
		AFLAC INC	600	46.87	28,122.00	
		AGILENT TECHNOLOGIES INC	450	35.27	15,871.50	
		AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	250	60.67	15,167.50	
		ALBERTSON'S INC	400	23.18	9,272.00	
		ALCOA INC	1,100	28.15	30,965.00	
		ALLIED CAPITAL CORP	100	28.65	2,865.00	
		ALLSTATE CORP	780	55.28	43,118.40	
		ALTERA CORPORATION	450	19.05	8,572.50	
		ALTRIA GROUP INC	2,750	72.21	198,577.50	
		AMAZON.COM INC	300	48.74	14,622.00	
		AMBAC FINANCIAL GROUP INC	150	77.00	11,550.00	
		AMEREN CORPORATION	250	51.51	12,877.50	
		AMERICAN ELECTRIC POWER	500	37.06	18,530.00	
		AMERICAN EXPRESS COMPANY	1,400	51.15	71,610.00	
		AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	2,800	66.02	184,856.00	
		AMERICAN POWER CONVERSION	200	22.19	4,438.00	
		AMERICAN STANDARD COS INC	300	40.72	12,216.00	
		AMERICAN TOWER CORP	400	27.48	10,992.00	
		AMERIPRISE FINANCIAL INC	340	43.76	14,878.40	
		AMERISOURCEBERGEN CORP	140	81.43	11,400.20	
		AMGEN INC	1,570	78.38	123,056.60	
		AMPHENOL CORP-CL A	100	43.26	4,326.00	
		AMSOUTH BANCORPORATION	450	26.71	12,019.50	
		ANADARKO PETROLEUM CORP	360	97.00	34,920.00	
		ANALOG DEVICES	450	38.44	17,298.00	
		ANHEUSER-BUSCH COS INC	950	43.23	41,068.50	
		AON CORP	290	36.13	10,477.70	
		APACHE CORP	464	69.80	32,387.20	
		APARTMENT INVT&MGMT CO	100	38.47	3,847.00	
		APOLLO GROUP INC-CL A	240	68.44	16,425.60	
		APPLE COMPUTER INC	1,050	74.35	78,067.50	
		APPLIED BIOSYSTEMS GROUP-APP	300	27.46	8,238.00	
		APPLIED MATERIALS INC	2,000	18.80	37,600.00	
		ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	795	24.80	19,716.00	
		ARCHSTONE-SMITH TRUST	250	42.29	10,572.50	
		ASSOCIATED BANC CORP	150	33.01	4,951.50	
		AT&T INC	5,071	24.90	126,267.90	
		AUTODESK INC	280	43.02	12,045.60	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	700	46.66	32,662.00			
AUTONATION INC	270	21.58	5,826.60			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	アメリカドル	AUTOZONE INC	80	94.28	7,542.40	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	70	92.07	6,444.90	
		AVAYA INC	600	10.71	6,426.00	
		AVERY DENNISON CORP	190	57.08	10,845.20	
		AVON PRODUCTS INC	550	27.81	15,295.50	
		BAKER HUGHES INC	450	61.97	27,886.50	
		BALL CORP	200	40.43	8,086.00	
		BANK OF AMERICA CORP	5,166	45.90	237,119.40	
		BANK OF NEW YORK CO INC	1,000	32.26	32,260.00	
		BARD C R INC	180	69.40	12,492.00	
		BAUSCH & LOMB INC	100	82.71	8,271.00	
		BAXTER INTERNATIONAL INC	800	38.76	31,008.00	
		BB&T CORPORATION	700	42.41	29,687.00	
		BEA SYSTEMS INC	500	9.22	4,610.00	
		BECKMAN COULTER INC	50	56.73	2,836.50	
		BECTON DICKINSON & CO	350	58.13	20,345.50	
		BED BATH & BEYOND INC	400	41.99	16,796.00	
		BELLSOUTH CORP	2,300	27.61	63,503.00	
		BEST BUY COMPANY INC	520	50.16	26,083.20	
		BIOGEN IDEC INC	545	44.67	24,345.15	
		BIOMET INC	250	37.34	9,335.00	
		BJ SERVICES CO	450	38.45	17,302.50	
		BLACK & DECKER CORP	100	85.72	8,572.00	
		BLOCK H & R INC	400	24.46	9,784.00	
		BMC SOFTWARE INC	350	20.41	7,143.50	
		BOEING CO	950	69.65	66,167.50	
		BOSTON PROPERTIES INC	150	74.77	11,215.50	
		BOSTON SCIENTIFIC CORP	750	26.17	19,627.50	
		BRINKER INTERNATIONAL INC	90	37.42	3,367.80	
		BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	2,450	21.42	52,479.00	
		BROADCOM CORP-CL A	450	48.49	21,820.50	
		BRUNSWICK CORP	130	41.28	5,366.40	
		BUNGE LIMITED	140	52.68	7,375.20	
		BURLINGTON NORTHERN SANTA FE	450	67.00	30,150.00	
		BURLINGTON RESOURCES INC	500	76.09	38,045.00	
		CABLEVISION SYSTEMS	200	24.10	4,820.00	
		CADENCE DESIGN SYSTEM INC	350	18.04	6,314.00	
		CAMPBELL SOUP CO	250	29.86	7,465.00	
		CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	445	84.47	37,589.15	
		CARDINAL HEALTH INC	580	67.05	38,889.00	
		CAREER EDUCATION CORP	150	34.64	5,196.00	
CAREMARK RX INC	650	52.65	34,222.50			
CARMAX INC	94	27.02	2,539.88			
CARNIVAL CORP	530	54.57	28,922.10			
CATERPILLAR INC	860	58.09	49,957.40			
CDW CORP	300	59.51	17,853.00			
CELGENE CORP	200	61.34	12,268.00			
CENDANT CORP	1,482	18.16	26,913.12			
CENTERPOINT ENERGY INC	400	13.00	5,200.00			
CENTEX CORP	150	70.97	10,645.50			
CERIDIAN CORP-NEW	200	23.33	4,666.00			
CERTEGY INC	100	40.02	4,002.00			
CHESAPEAKE ENERGY CO	470	31.15	14,640.50			
CHEVRON CORP	3,000	58.82	176,460.00			
CHICAGO MERCANTILE EXCHANGE	40	359.95	14,398.00			
CHICO'S FAS INC	250	44.81	11,202.50			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	アメリカドル	CHIRON CORP	100	44.54	4,454.00	
		CHOICEPOINT INC	100	42.50	4,250.00	
		CHUBB CORP	230	95.94	22,066.20	
		CIGNA CORP	180	112.40	20,232.00	
		CINCINNATI FINANCIAL CORP	160	45.52	7,283.20	
		CINERGY CORP	300	40.83	12,249.00	
		CINTAS CORP	200	42.60	8,520.00	
		CISCO SYSTEMS INC	8,200	17.55	143,910.00	
		CIT GROUP INC	250	50.69	12,672.50	
		CITIGROUP INC	6,700	48.91	327,697.00	
		CITRIX SYSTEMS INC	250	27.45	6,862.50	
		CLEAR CHANNEL COMMUNICATIONS	550	32.25	17,737.50	
		CLOROX COMPANY	200	54.35	10,870.00	
		COACH INC	650	35.11	22,821.50	
		COCA-COLA COMPANY	2,810	41.51	116,643.10	
		COGNIZANT TECH SOLUTIONS	150	49.47	7,420.50	
		COMCAST CORP-CL A	1,605	26.82	43,046.10	
		COMCAST CORP-SPECIAL CL A	1,000	26.49	26,490.00	
		COMERICA INC	200	56.98	11,396.00	
		COMMERCE BANCORP INC NJ	200	34.26	6,852.00	
		COMPASS BANCSHARES INC	130	49.68	6,458.40	
		COMPUTER ASSOCIATES INTL INC	600	28.86	17,316.00	
		COMPUTER SCIENCES CORP	250	49.52	12,380.00	
		COMPUWARE CORP	500	9.18	4,590.00	
		COMVERSE TECHNOLOGY INC	150	27.86	4,179.00	
		CONAGRA FOODS INC	650	20.13	13,084.50	
		CONSOL ENERGY INC	120	63.04	7,564.80	
		CONSOLIDATED EDISON INC	350	45.46	15,911.00	
		CONSTELLATION BRANDS INC	200	24.82	4,964.00	
		CONSTELLATION ENERGY GROUP	300	55.60	16,680.00	
		CONVERGYS CORP	150	17.77	2,665.50	
		COOPER CAMERON CORP	40	84.29	3,371.60	
		COOPER INDUSTRIES LTD	200	72.30	14,460.00	
		CORNING INC	1,750	21.16	37,030.00	
		COSTCO WHOLESALE CORP	600	48.50	29,100.00	
		COUNTRYWIDE FINANCIAL CORPORATION	738	34.95	25,793.10	
		COVENTRY HEALTH CARE INC	230	59.65	13,719.50	
		CRESCENT REAL ESTATE EQT CO	100	20.20	2,020.00	
		CROWN CASTLE INTL CO	300	27.57	8,271.00	
		CSX CORP	250	49.05	12,262.50	
		CVS CORP	950	27.91	26,514.50	
		DANAHER CORP	340	57.93	19,696.20	
		DARDEN RESTAURANTS INC	250	34.98	8,745.00	
		DAVITA INC	120	52.54	6,304.80	
		DEAN FOODS CO	150	38.75	5,812.50	
		DEERE & CO	350	69.11	24,188.50	
		DELL INC	2,980	32.17	95,866.60	
		DENTSPLY INTL INC	60	56.16	3,369.60	
		DEVELOPERS DIVERSIFIED RLTY	100	46.10	4,610.00	
		DEVON ENERGY CORPORATION	600	65.30	39,180.00	
DIRECTV GROUP INC/THE	779	13.74	10,703.46			
DISCOVERY HOLDING CO-A	270	15.48	4,179.60			
DOLLAR GENERAL	600	19.16	11,496.00			
DOMINION RESOURCES INC/VA	470	79.06	37,158.20			
DONNELLEY (R.R.) & SONS CO	250	34.30	8,575.00			
DOVER CORP	300	41.02	12,306.00			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	アメリカドル	DOW CHEMICAL	1,250	44.63	55,787.50	
		DOW JONES & CO INC	50	35.04	1,752.00	
		DR HORTON INC	300	35.44	10,632.00	
		DST SYSTEMS INC	100	61.31	6,131.00	
		DTE ENERGY COMPANY	320	43.80	14,016.00	
		DU PONT (E.I.)DE NEMOURS	1,140	42.86	48,860.40	
		DUKE ENERGY CORP	1,251	26.58	33,251.58	
		DUKU REALTY CORP	150	34.39	5,158.50	
		DUN&BRADSTREET CORP	100	64.12	6,412.00	
		EASTMAN KODAK CO	350	24.44	8,554.00	
		EATON CORP	390	65.01	25,353.90	
		EBAY INC	1,240	43.42	53,840.80	
		ECHOSTAR COMMUNICATIONS-A	260	26.04	6,770.40	
		ECOLAB INC	200	34.58	6,916.00	
		EDISON INTERNATIONAL	350	46.25	16,187.50	
		EL PASO CORPORATION	800	11.83	9,464.00	
		ELECTRONIC ARTS INC	350	55.14	19,299.00	
		ELECTRONIC DATA SYSTEMS CORP	600	23.70	14,220.00	
		EMC CORP/MASS	2,900	14.14	41,006.00	
		EMERSON ELECTRIC CO	500	76.21	38,105.00	
		ENERGIZER HOLDINGS INC	100	51.08	5,108.00	
		ENERGY EAST CORP	200	23.24	4,648.00	
		ENSCO INTERNATIONAL INC	150	49.75	7,462.50	
		ENTERGY CORP	250	70.45	17,612.50	
		EOG RESOURCES INC	300	76.68	23,004.00	
		EQUIFAX INC	150	38.54	5,781.00	
		EQUITABLE RESOURCES INC	40	37.26	1,490.40	
		EQUITY OFFICE PROPERTIES TR	400	31.18	12,472.00	
		EQUITY RESIDENTIAL PROPS TR	250	40.50	10,125.00	
		ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	150	33.32	4,998.00	
		EVEREST RE GROUP LTD	80	102.22	8,177.60	
		EXELON CORPORATION	880	54.35	47,828.00	
		EXPEDIA INC	255	24.90	6,349.50	
		EXPEDITORS INTL WASH INC	170	69.54	11,821.80	
		EXPRESS SCRIPTS INC	270	89.56	24,181.20	
		EXXON MOBIL CORPORATION	8,200	58.50	479,700.00	
		FAMILY DOLLAR STORES	200	22.32	4,464.00	
		FANNIE MAE	1,250	48.00	60,000.00	
		FASTENAL CO	360	39.74	14,306.40	
		FEDERATED DEPARTMENT STORES	362	68.10	24,652.20	
		FEDEX CORPORATION	380	98.08	37,270.40	
		FIDELITY NATIONAL FINL INC	235	37.42	8,793.70	
		FIDELITY NATIONAL TITLE-CL A	23	23.31	536.13	
		FIFTH THIRD BANCORP	600	40.09	24,054.00	
		FIRST DATA CORP	1,041	43.14	44,908.74	
		FIRST HORIZON NATIONAL CORP	150	38.83	5,824.50	
		FIRSTENERGY CORP	403	47.92	19,311.76	
FISERV INC	430	43.14	18,550.20			
FISHER SCIENTIFIC INTL	150	64.31	9,646.50			
FLEXTRONICS INTL LTD	600	10.68	6,408.00			
FLUOR CORP (NEW)	100	73.48	7,348.00			
FOOT LOCKER INC	200	22.62	4,524.00			
FORD MOTOR COMPANY	2,200	8.18	17,996.00			
FORTUNE BRANDS INC	140	77.00	10,780.00			
FPL GROUP INC	500	42.26	21,130.00			
FRANKLIN RESOURCES INC	200	97.90	19,580.00			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	アメリカドル	FREDDIE MAC	850	63.40	53,890.00	
		FREEPORT-MCMORAN COPPER-B	450	55.06	24,777.00	
		GANNETT CO	400	60.29	24,116.00	
		GAP INC	800	17.84	14,272.00	
		GENENTECH INC	630	95.96	60,454.80	
		GENERAL DYNAMICS CORP	220	112.78	24,811.60	
		GENERAL ELECTRIC CO.	13,200	35.53	468,996.00	
		GENERAL GROWTH PROPERTIES	250	46.15	11,537.50	
		GENERAL MILLS INC	400	48.15	19,260.00	
		GENERAL MOTORS CORP	500	22.92	11,460.00	
		GENUINE PARTS CO	250	43.75	10,937.50	
		GENWORTH FINANCIAL INC	400	33.77	13,508.00	
		GENZYME CORP - GENL DIVISION	300	72.59	21,777.00	
		GEORGIA-PAC (GEORGIA-PAC GP)	250	47.58	11,895.00	
		GETTY IMAGES INC	50	92.04	4,602.00	
		GILEAD SCIENCES INC	560	51.98	29,108.80	
		GLOBALSANTAFE CORP	249	49.68	12,370.32	
		GOLDEN WEST FINANCIAL CORP	350	65.27	22,844.50	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	560	129.66	72,609.60	
		GOOGLE INC-CL A	250	409.20	102,300.00	
		GRAINGER (W.W.) INC	90	70.35	6,331.50	
		GTECH HOLDINGS CORP	150	31.40	4,710.00	
		GUIDANT CORP	360	67.20	24,192.00	
		HALLIBURTON CO	700	66.12	46,284.00	
		HARLEY-DAVIDSON INC	400	51.32	20,528.00	
		HARMAN INTERNATIONAL	90	98.04	8,823.60	
		HARRAH'S ENTERTAINMENT INC	216	68.07	14,703.12	
		HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	400	86.18	34,472.00	
		HASBRO INC	250	20.32	5,080.00	
		HCA - THE HEALTHCARE COMPANY	500	52.41	26,205.00	
		HEALTH CARE PPTYS INVEST INC	150	26.27	3,940.50	
		HEALTH MGMT ASSOCIATES INC-A	350	23.33	8,165.50	
		HEALTH NET INC	150	52.58	7,887.00	
		HEINZ (H.J.) CO	350	34.39	12,036.50	
		HEWLETT-PACKARD CO.	3,600	29.92	107,712.00	
		HILLENBRAND INDUSTRIES	100	47.83	4,783.00	
		HILTON HOTELS CORP	500	22.78	11,390.00	
		HOME DEPOT INC	2,830	41.02	116,086.60	
		HONEYWELL INTERNATIONAL INC	1,050	35.71	37,495.50	
		HOSPIRA INC	190	44.24	8,405.60	
		HOST MARRIOTT CORP	300	18.51	5,553.00	
		HUDSON CITY BANCORP	600	11.94	7,164.00	
		HUNTINGTON BANCSHARES INC	200	24.11	4,822.00	
		IAC/INTERACTIVECORP	355	27.83	9,879.65	
		ILLINOIS TOOL WORKS	300	87.87	26,361.00	
		IMS HEALTH INC	350	24.71	8,648.50	
		INGERSOLL-RAND CO-CL A	630	39.96	25,174.80	
		INTEL CORP	7,850	26.08	204,728.00	
		INTERNATIONAL PAPER CO	540	33.83	18,268.20	
		INTERPUBLIC GROUP COS INC	300	9.45	2,835.00	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	2,050	86.97	178,288.50			
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	100	33.32	3,332.00			
INTL GAME TECHNOLOGY	300	29.93	8,979.00			
INTUIT INC	270	53.44	14,428.80			
INVESTORS FINANCIAL SVCS CP	50	38.66	1,933.00			
INVITROGEN CORP	50	66.95	3,347.50			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	アメリカドル	ISTAR FINANCIAL INC	130	37.24	4,841.20	
		ITT INDUSTRIES INC	80	99.30	7,944.00	
		J.C. PENNEY CO INC (HLDG CO)	350	54.30	19,005.00	
		JABIL CIRCUIT INC	200	34.37	6,874.00	
		JANUS CAPITAL GROUP	250	18.52	4,630.00	
		JDS UNIPHASE CORP	1,700	2.71	4,607.00	
		JEFFERSON-PILOT CORP	200	55.41	11,082.00	
		JOHNSON & JOHNSON	3,800	60.10	228,380.00	
		JOHNSON CONTROLS INC	240	70.68	16,963.20	
		JONES APPAREL GROUP INC	270	30.04	8,110.80	
		JPMORGAN CHASE & CO	4,406	39.12	172,362.72	
		JUNIPER NETWORKS INC	600	22.55	13,530.00	
		KB HOME	80	69.25	5,540.00	
		KELLOGG CO	360	43.89	15,800.40	
		KERR-MCGEE CORP	160	91.88	14,700.80	
		KEYCORP	450	33.13	14,908.50	
		KEYSPAN CORP	200	33.50	6,700.00	
		KIMBERLY-CLARK CORP	650	58.24	37,856.00	
		KIMCO REALTY CORP	150	31.70	4,755.00	
		KINDER MORGAN INC	90	93.17	8,385.30	
		KLA-TENCOR CORPORATION	230	52.25	12,017.50	
		KNIGHT-RIDDER INC	100	61.25	6,125.00	
		KOHL'S CORP	400	46.00	18,400.00	
		KRAFT FOODS INC-A	300	29.22	8,766.00	
		KROGER CO	820	19.49	15,981.80	
		L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	140	73.90	10,346.00	
		LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	150	54.58	8,187.00	
		LAM RESEARCH CORP	200	36.30	7,260.00	
		LAMAR ADVERTISING CO	100	47.34	4,734.00	
		LEAR CORP	100	28.45	2,845.00	
		LEGG MASON INC	100	120.53	12,053.00	
		LEGGETT & PLATT INC	200	24.07	4,814.00	
		LEHMAN BROTHERS HOLDINGS INC	340	127.65	43,401.00	
		LENNAR CORP-CL A	150	57.80	8,670.00	
		LEXMARK INTERNATIONAL INC	170	47.30	8,041.00	
		LIBERTY GLOBAL INC-A	370	22.54	8,339.80	
		LIBERTY GLOBAL INC-SERIES C	370	21.31	7,884.70	
		LIBERTY MEDIA CORP	3,100	7.79	24,149.00	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	100	43.15	4,315.00	
		LILLY (ELI) & CO	1,350	53.41	72,103.50	
		LIMITED INC	400	22.85	9,140.00	
		LINCARE HOLDINGS INC	150	42.96	6,444.00	
		LINCOLN NATIONAL CORP	250	51.68	12,920.00	
		LINEAR TECHNOLOGY CORP	450	38.07	17,131.50	
		LIZ CLAIBORNE INC	150	35.54	5,331.00	
		LOCKHEED MARTIN CORPORATION	610	62.92	38,381.20	
		LOWE'S COMPANIES	1,010	68.00	68,680.00	
LSI LOGIC CORP	400	8.59	3,436.00			
LUCENT TECHNOLOGIES INC	4,900	2.80	13,720.00			
LYONDELL CHEMICAL COMPANY	200	24.98	4,996.00			
M&T BANK CORP	70	109.62	7,673.40			
MACERICH CO	70	67.63	4,734.10			
MANPOWER INC	220	47.09	10,359.80			
MARATHON OIL CORP	550	61.71	33,940.50			
MAREVLL TECHNOLOGY	230	59.90	13,777.00			
MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	220	67.69	14,891.80			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	アメリカドル	MARSH & MCLENNAN COS	500	32.64	16,320.00	
		MARSHALL & ILSLEY CORP	290	43.07	12,490.30	
		MASCO CORP	550	29.52	16,236.00	
		MASSEY ENERGY COMPANY	100	40.98	4,098.00	
		MATTEL INC	360	16.50	5,940.00	
		MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	450	38.38	17,271.00	
		MBIA INC	170	61.30	10,421.00	
		MBNA CORP	1,400	26.89	37,646.00	
		MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	180	30.14	5,425.20	
		MCDONALD'S CORPORATION	1,650	34.84	57,486.00	
		MCGRAW-HILL COMPANIES INC	450	53.08	23,886.00	
		MCKESSON HBOC INC	350	51.93	18,175.50	
		MEADWESTVACO CORP	250	28.20	7,050.00	
		MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	378	55.68	21,047.04	
		MEDIMMUNE INC	300	34.16	10,248.00	
		MEDTRONIC INC	1,550	55.63	86,226.50	
		MELLON FINANCIAL CORP	500	33.30	16,650.00	
		MERCANTILE BANKSHARES CORP	80	58.91	4,712.80	
		MERCK & CO., INC.	2,700	29.13	78,651.00	
		MERCURY INTERACTIVE CORP	50	29.78	1,489.00	
		MERRILL LYNCH & CO	1,150	67.55	77,682.50	
		METLIFE INC	900	50.71	45,639.00	
		MGIC INVESTMENT CORP	200	64.51	12,902.00	
		MGM MIRAGE	150	37.78	5,667.00	
		MICHAELS STORES INC	200	37.31	7,462.00	
		MICROCHIP TECHNOLOGY INC	280	33.46	9,368.80	
		MICRON TECHNOLOGY INC	600	13.41	8,046.00	
		MICROSOFT CORP	12,400	27.71	343,604.00	
		MILLENNIUM PHARMACEUTICALS	200	10.06	2,012.00	
		MOHAWK INDUSTRIES INC	40	87.26	3,490.40	
		MONSANTO CO	338	77.26	26,113.88	
		MOODY'S CORPORATION	290	60.63	17,582.70	
		MORGAN ST DEAN WITTER & CO	1,250	55.96	69,950.00	
		MOTOROLA INC	3,200	23.41	74,912.00	
		NABORS INDUSTRIES LTD	200	76.29	15,258.00	
		NATIONAL CITY CORP	800	34.33	27,464.00	
		NATIONAL OILWELL VARCO INC	200	65.70	13,140.00	
		NATIONAL SEMICONDUCTOR	500	27.21	13,605.00	
		NETWORK APPLIANCE INC	400	29.53	11,812.00	
		NEW YORK COMMUNITY BANCORP	200	16.50	3,300.00	
		NEW YORK TIMES CO -CL A	200	27.29	5,458.00	
		NEWELL RUBBERMAID INC	250	23.91	5,977.50	
		NEWFIELD EXPLORATION CO	200	50.20	10,040.00	
		NEWMONT MINING CORP HOLDINGS CO.	540	49.66	26,816.40	
		NEWS CORP INC-CL A	2,226	15.75	35,059.50	
		NEWS CORP-CLASS B	602	16.53	9,951.06	
		NII HOLDINGS INC	200	45.98	9,196.00	
NIKE INC -CL B	250	85.90	21,475.00			
NISOURCE INC	350	21.31	7,458.50			
NOBLE CORPORATION	200	74.33	14,866.00			
NOBLE ENERGY INC	200	42.08	8,416.00			
NORFOLK SOUTHERN CORP	550	42.91	23,600.50			
NORTH FORK BANCORPORATION	603	27.62	16,654.86			
NORTHERN TRUST CORP	200	53.84	10,768.00			
NORTHROP GRUMMAN CORP	480	58.65	28,152.00			
NOVELLUS SYSTEMS INC	200	24.97	4,994.00			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	アメリカドル	NTL INC	100	63.18	6,318.00	
		NUCOR CORP	200	66.95	13,390.00	
		NVIDIA CORP	200	36.34	7,268.00	
		NVR INC	10	692.00	6,920.00	
		OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	500	81.84	40,920.00	
		OFFICE DEPOT INC	400	29.29	11,716.00	
		OLD REPUBLIC INTL CORP	275	27.86	7,661.50	
		OMNICARE INC	80	60.95	4,876.00	
		OMNICOM GROUP	190	85.57	16,258.30	
		ORACLE CORPORATION	5,050	12.50	63,125.00	
		OWENS-ILLINOIS INC	200	20.61	4,122.00	
		P G & E CORPORATION	400	37.16	14,864.00	
		PACCAR INC	345	72.33	24,953.85	
		PACTIV CORPORATION	200	20.44	4,088.00	
		PALL CORP	40	27.08	1,083.20	
		PARKER HANNIFIN CORP	210	68.19	14,319.90	
		PARTNERRE LTD	100	65.66	6,566.00	
		PATTERSON COS INC	50	34.11	1,705.50	
		PATTERSON UTI ENERGY INC	280	34.28	9,598.40	
		PAYCHEX INC	400	41.17	16,468.00	
		PEABODY ENERGY CORP	130	81.18	10,553.40	
		PENTAIR INC	100	36.75	3,675.00	
		PEPCO HOLDINGS INC	200	22.00	4,400.00	
		PEPSICO INC	2,110	59.00	124,490.00	
		PETSMART INC	200	23.91	4,782.00	
		PFIZER INC	9,430	20.62	194,446.60	
		PHELPS DODGE CORP	120	143.00	17,160.00	
		PINNACLE WEST CAPITAL	200	42.28	8,456.00	
		PIONEER NATURAL RESOURCES CO	180	51.60	9,288.00	
		PITNEY BOWES INC	300	41.80	12,540.00	
		PLUM CREEK TIMBER CO	150	37.47	5,620.50	
		PMI GROUP INC	150	40.93	6,139.50	
		PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	350	63.85	22,347.50	
		PPG INDUSTRIES INC	250	58.33	14,582.50	
		PPL CORPORATION	450	29.50	13,275.00	
		PRAXAIR INC	400	52.97	21,188.00	
		PROCTER & GAMBLE CO	4,294	57.33	246,175.02	
		PROGRESS ENERGY INC	300	44.26	13,278.00	
		PROGRESSIVE CORP	230	123.52	28,409.60	
		PROLOGIS	280	46.11	12,910.80	
		PRUDENTIAL FINANCIAL INC	700	75.80	53,060.00	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	250	65.30	16,325.00			
PUBLIC STORAGE	70	70.32	4,922.40			
PULTE HOMES INC	280	40.71	11,398.80			
QLOGIC CORP	150	33.02	4,953.00			
QUALCOMM INC	2,050	44.45	91,122.50			
QUEST DIAGNOSTICS INC	210	51.44	10,802.40			
QUESTAR CORP	60	78.25	4,695.00			
QWEST COMMUNICATIONS INTL	1,500	5.73	8,595.00			
RADIAN GROUP INC	150	56.20	8,430.00			
RADIOSHACK CORP	150	23.26	3,489.00			
RAYTHEON COMPANY	550	39.41	21,675.50			
REGIONS FINANCIAL CORP	523	33.80	17,677.40			
RELIANT ENERGY INC	200	10.00	2,000.00			
RENAISSANCEWE HOLDINGS LTD	50	43.20	2,160.00			
REPUBLIC SERVICES INC	290	35.91	10,413.90			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	アメリカドル	ROBERT HALF INTL INC	420	38.52	16,178.40	
		ROCKWELL COLLINS	250	47.20	11,800.00	
		ROCKWELL INTL CORP	230	59.38	13,657.40	
		ROHM AND HAAS CO	250	45.61	11,402.50	
		ROSS STORES INC	50	27.46	1,373.00	
		ROWAN COMPANIES INC	150	38.42	5,763.00	
		ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	100	47.02	4,702.00	
		SABRE HOLDINGS CORP	150	21.82	3,273.00	
		SAFECO CORP	200	57.04	11,408.00	
		SAFEWAY INC	600	24.38	14,628.00	
		SANDISK CORP	220	49.23	10,830.60	
		SANMINA-SCI CORP	400	4.24	1,696.00	
		SARA LEE CORP	950	17.95	17,052.50	
		SCANA CORP	160	40.27	6,443.20	
		SCHLUMBERGER LTD	800	99.83	79,864.00	
		SCHWAB (CHARELES) CORP	1,350	14.96	20,196.00	
		SCIENTIFIC-ATLANTA INC	310	42.38	13,137.80	
		SEAGATE TECHNOLOGY	400	19.21	7,684.00	
		SEALED AIR CORP	70	52.72	3,690.40	
		SEARS HOLDINGS CORP	117	123.79	14,483.43	
		SEMPRA ENERGY	300	45.51	13,653.00	
		SERVICEMASTER COMPANY	300	12.25	3,675.00	
		SHERWIN-WILLIAMS CO	200	43.69	8,738.00	
		SIEBEL SYSTEMS INC	400	10.52	4,208.00	
		SIGMA-ALDRICH	50	64.91	3,245.50	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	250	77.95	19,487.50	
		SIRIUS SATELLITE RADIO INC	1,600	7.88	12,608.00	
		SLM CORP	500	54.44	27,220.00	
		SMITH INTERNATIONAL INC	300	39.25	11,775.00	
		SMURFIT-STONE CONTAINER CORP	200	12.60	2,520.00	
		SOLETRON CORP	700	3.64	2,548.00	
		SOUTHERN CO	850	35.21	29,928.50	
		SOUTHWEST AIRLINES	200	16.30	3,260.00	
		SOVEREIGN BANCORP	400	21.39	8,556.00	
		SPRINT NEXTEL CORP	3,504	24.90	87,249.60	
		SPX CORP	160	47.68	7,628.80	
		ST JUDE MEDICAL INC	500	51.32	25,660.00	
		ST PAUL TRAVELERS COMPANIES INC	856	45.39	38,853.84	
		STANLEY WORKS	100	47.66	4,766.00	
		STAPLES INC	800	22.45	17,960.00	
		STARBUCKS CORP	960	31.11	29,865.60	
STARWOOD HOTELS & RESORTS	250	64.27	16,067.50			
STATE STREET CORP	450	59.29	26,680.50			
STRYKER CORP	440	46.95	20,658.00			
SUN MICROSYSTEMS INC	4,250	4.33	18,402.50			
SUNOCO INC	160	81.59	13,054.40			
SUNTRUST BANKS INC	440	73.40	32,296.00			
SYMBOL TECHNOLOGIES INC	300	12.15	3,645.00			
SYNOPSYS INC	410	20.63	8,458.30			
SYNOVUS FINANCIAL CORP	300	27.90	8,370.00			
SYSCO CORP	700	32.52	22,764.00			
T ROWE PRICE GROUP INC	150	73.36	11,004.00			
TARGET CORP	1,040	53.80	55,952.00			
TCF FINANCIAL CORP	150	27.85	4,177.50			
TD BANKNORTH INC	249	29.73	7,402.77			
TELEPHONE & DATA SPECIAL SHS	20	36.00	720.00			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	アメリカドル	TELEPHONE AND DATA SYSTEMS	70	37.15	2,600.50	
		TELLABS INC	500	10.82	5,410.00	
		TEMPLE-INLAND INC	100	43.28	4,328.00	
		TENET HEALTHCARE CORPORATION	350	8.66	3,031.00	
		TERADYNE INC	200	15.34	3,068.00	
		TEXAS INSTRUMENTS INC	2,250	33.37	75,082.50	
		TEXTRON INC	170	78.11	13,278.70	
		THE COOPER COS INC	80	50.24	4,019.20	
		THE HERSHEY COMPANY	250	55.67	13,917.50	
		THE ST JOE COMPANY	100	66.94	6,694.00	
		THERMO ELECTRON CORP	270	30.70	8,289.00	
		TIFFANY & CO	150	40.22	6,033.00	
		TIME WARNER INC	5,900	17.66	104,194.00	
		TJX COMPANIES INC	600	22.91	13,746.00	
		TOLL BROTHERS INC	100	35.20	3,520.00	
		TORCHMARK CORP	110	54.55	6,000.50	
		TRANSOCEAN SEDCO FOREX INC	540	68.66	37,076.40	
		TRIAD HOSPITALS INC	100	42.27	4,227.00	
		TRIBUNE CO	250	30.69	7,672.50	
		TXU CORPORATION	680	52.75	35,870.00	
		TYCO INTERNATIONAL LTD	2,500	28.37	70,925.00	
		TYSON FOODS INC	200	16.49	3,298.00	
		ULTRA PETROLEUM CORP	330	57.96	19,126.80	
		UNION PACIFIC CORP	300	75.82	22,746.00	
		UNIONBANCAL CORP	100	67.62	6,762.00	
		UNISYS CORP	300	6.33	1,899.00	
		UNITED PARCEL SERVICE	830	75.79	62,905.70	
		UNITED STATES STEEL CORP	170	47.90	8,143.00	
		UNITED TECHNOLOGIES CORP	1,290	55.42	71,491.80	
		UNITEDHEALTH GROUP INC	1,640	63.67	104,418.80	
		UNIVISION COMMUNICATIONS-A	300	30.35	9,105.00	
		UNUMPROVIDENT CORP	300	21.96	6,588.00	
		US BANCORP	2,300	30.14	69,322.00	
		VALERO ENERGY CORP	338	105.46	35,645.48	
		VARIAN MEDICAL SYSTEMS	250	50.81	12,702.50	
		VERISIGN INC	250	23.05	5,762.50	
		VERIZON COMMUNICATIONS INC	3,550	31.08	110,334.00	
		VF CORP	130	57.48	7,472.40	
		VIACOM INC-CL B	1,750	34.41	60,217.50	
		VORNADO REALITY TRUST	160	84.69	13,550.40	
		VULCAN MATERIALS CO	160	68.66	10,985.60	
		WACHOVIA CORP	1,978	52.78	104,398.84	
		WALGREEN CO	1,280	46.36	59,340.80	
		WAL-MART STORES INC	3,200	48.08	153,856.00	
		WALT DISNEY CO	2,535	25.19	63,856.65	
		WANT WANT HOLDINGS LTD	1,000	1.00	1,000.00	
		WASHINGTON POST -CL B	8	758.00	6,064.00	
WASHINGTON MUTUAL INC	1,280	41.56	53,196.80			
WASTE MANAGEMENT INC	600	29.98	17,988.00			
WATERS CORP	350	38.95	13,632.50			
WEATHERFORD INTL LTD	362	36.70	13,285.40			
WELLPOINT INC	810	79.40	64,314.00			
WELLS FARGO COMPANY	2,120	62.61	132,733.20			
WENDY'S INTERNATIONAL INC	80	51.08	4,086.40			
WEYERHAEUSER CO	340	66.30	22,542.00			
WHIRLPOOL CORP	50	83.85	4,192.50			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考		
株式	アメリカドル	WHOLE FOODS MARKET INC	90	154.04	13,863.60			
		WILLIAMS COMPANIES INC	600	22.74	13,644.00			
		WILLIAMS-SONOMA INC	100	43.77	4,377.00			
		WISCONSIN ENERGY	100	39.22	3,922.00			
		WR BERKLEY CORP	150	47.80	7,170.00			
		WRIGLEY WM JR CO	150	68.11	10,216.50			
		WYETH	1,850	44.06	81,511.00			
		WYNN RESORTS LTD	20	56.70	1,134.00			
		XCEL ENERGY INC	500	18.64	9,320.00			
		XEROX CORP	1,300	14.53	18,889.00			
		XILINX INC	400	26.65	10,660.00			
		XL CAPITAL LTD -CLASS A	230	66.55	15,306.50			
		XM SATELLITE RADIO HOLD-CL A	350	29.04	10,164.00			
		XTO ENERGY INC	416	44.54	18,528.64			
		YAHOO! INC	1,600	40.31	64,496.00			
		YUM! BRANDS INC	350	48.13	16,845.50			
		ZIMMER HOLDINGS INC	320	68.62	21,958.40			
		ZIONS BANCORPORATION	120	74.82	8,978.40			
		計	銘柄数 :	574		14,927,770.08	(1,804,618,124)	
			組入時価比率 :	54.7%		58.4%		
		カナダドル	ABER DIAMOND CORP	50	42.24	2,112.00		
			ABITIBI-CONSOLIDATED INC	478	4.10	1,959.80		
			AGNICO-EAGLE MINES	110	20.73	2,280.30		
			AGRIUM INC	149	25.61	3,815.89		
			ALCAN INC	429	47.90	20,549.10		
			ALGOMA STEEL INC	100	25.85	2,585.00		
			ALIAN T INC	50	29.70	1,485.00		
			ANGIOTECH PHARMACEUTICALS INC	145	16.28	2,360.60		
			ATI TECHNOLOGIES INC	231	18.86	4,356.66		
			BALLARD POWER SYSTEMS INC	70	5.05	353.50		
			BANK OF MONTREAL	628	63.14	39,651.92		
			BANK OF NOVA SCOTIA	1,332	45.90	61,138.80		
			BARRICK GOLD CORP	643	32.06	20,614.58		
			BCE INC	336	27.40	9,206.40		
			BIOVAIL CORPORATION	130	27.90	3,627.00		
			BOMBARDIER INC 'B'	1,279	2.51	3,210.29		
			BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT INC-CLASS A	255	56.34	14,366.70		
		BROOKFIELD PROPERTIES CORP	142	34.84	4,947.28			
		CAE INC	100	8.70	870.00			
		CAMECO CORP	218	70.85	15,445.30			
		CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	426	75.53	32,175.78			
		CANADIAN NATL RAILWAY CO	372	92.42	34,380.24			
		CANADIAN NATURAL RESOURCES	778	57.52	44,750.56			
		CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	321	48.52	15,574.92			
		CANADIAN TIRE CORP -CL A	104	66.75	6,942.00			
		CANFOR CORP	100	13.30	1,330.00			
		CELESTICA INC	184	12.32	2,266.88			
		CGI GROUP INC	199	8.69	1,729.31			
		CI FINANCIAL INC	194	25.40	4,927.60			
		COGNOS INC	109	39.27	4,280.43			
		COTT CORPORATION	50	16.35	817.50			
		DOFASCO INC	73	64.20	4,686.60			
		DOMTAR INC	271	6.78	1,837.38			
		ENBRIDGE INC	394	35.50	13,987.00			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	カナダドル	ENCANA CORP	1,134	57.85	65,601.90	
		FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	18	172.99	3,113.82	
		FAIRMONT HOTELS & RESORTS	72	47.00	3,384.00	
		FALCONBRIDGE LTD	369	35.84	13,224.96	
		FINNING INTERNATIONAL INC	135	37.85	5,109.75	
		FOUR SEASONS HOTELS INC	16	56.88	910.08	
		GILDAN ACTIVIWEAR	80	49.09	3,927.20	
		GLAMIS GOLD LTD	190	28.38	5,392.20	
		GOLDCORP INC	449	24.05	10,798.45	
		GREAT-WEST LIFECO INC	340	30.17	10,257.80	
		HUDSON'S BAY CO	150	15.13	2,269.50	
		HUSKY ENERGY INC	165	58.15	9,594.75	
		IGM FINANCIAL INC	147	44.49	6,540.03	
		IMPERIAL OIL LTD	153	117.81	18,024.93	
		INCO LTD	242	53.29	12,896.18	
		INTRAWEST CORP	50	33.87	1,693.50	
		IPSCO INC	50	93.54	4,677.00	
		IVANHOE MINES LTD	200	8.45	1,690.00	
		JEAN COUTU GROUP	100	11.99	1,199.00	
		KINROSS GOLD CORP	300	9.45	2,835.00	
		LOBLAW COMPANIES LTD	99	58.18	5,759.82	
		MAGNA INTERNATIONAL INC-CL A	140	78.47	10,985.80	
		MANULIFE FINANCIAL CORP	1,050	67.65	71,032.50	
		MDS INC	284	19.97	5,671.48	
		MERIDIAN GOLD INC	100	23.75	2,375.00	
		METHANEX	100	21.49	2,149.00	
		MI DEVELCPMENTS INC W/I	40	39.49	1,579.60	
		NATIONAL BANK OF CANADA	181	59.12	10,700.72	
		NEXEN INC	334	57.00	19,038.00	
		NORTEL NETWORKS CORP	4,924	3.52	17,332.48	
		NOVA CHEMICALS CORP	128	43.82	5,608.96	
		NOVELIS INC W/I	95	21.97	2,087.15	
		ONEX CORPORATION	115	18.65	2,144.75	
		OPEN TEXT CORP	100	17.40	1,740.00	
		PETRO-CANADA	890	46.45	41,340.50	
		PLACER DOME INC	583	26.79	15,618.57	
		POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	156	92.33	14,403.48	
		POWER CORP OF CANADA	414	30.16	12,486.24	
		POWER FINANCIAL CORP	322	32.45	10,448.90	
		PRECISION DRILLING TRUST	150	38.15	5,722.50	
		QLT INC	148	7.23	1,070.04	
		QUEBECOR WORLD INC	91	17.27	1,571.57	
		RESEARCH IN MOTION	180	73.97	13,314.60	
ROGERS COMMUNICATIONS -CL B	235	44.50	10,457.50			
RONA INC	100	22.85	2,285.00			
ROYAL BANK OF CANADA	806	87.85	70,807.10			
SHAW COMMUNICATIONS INC-B	262	24.25	6,353.50			
SHELL CANADA LTD	339	36.85	12,492.15			
SHOPPERS DRUG MART CORP	234	43.22	10,113.48			
SNC-LAVALIN GROUP INC	59	73.50	4,336.50			
SUN LIFE FINANCIAL INC	718	46.16	33,142.88			
SUNCOR ENERGY INC	576	73.29	42,215.04			
TALISMAN ENERGY INC	551	58.26	32,101.26			
TECK COMINCO LIMITED	210	57.25	12,022.50			
TELUS CORP	50	44.70	2,235.00			
TELUS CORPORATION-NON VOTE	189	43.60	8,240.40			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	カナダドル	THOMSON CORP	252	40.90	10,306.80	
		TRANSALTA CORP	257	25.76	6,620.32	
		TRANSCANADA CORP	618	36.61	22,624.98	
		TSX GROUP	100	44.50	4,450.00	
		WESTON (GEORGE) LTD	65	87.37	5,679.05	
	計	銘柄数 :	95		1,138,427.49	
					(118,954,288)	
		組入時価比率 :	3.6%		3.8%	
	ユーロ	ABERTIS INFRAESTRUCTURAS SA	228	22.10	5,038.80	
		ABN AMRO HOLDING NV	2,334	21.61	50,437.74	
		ACCIONA S.A	47	93.70	4,403.90	
		ACCOR SA	221	45.68	10,095.28	
		ACERINOX SA	740	11.49	8,502.60	
		ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	474	25.19	11,940.06	
		ADIDAS-SALOMON AG	63	156.84	9,880.92	
		AEGON NV	1,990	13.74	27,342.60	
		AGFA GEVAERT NV	50	16.61	830.50	
		AGUAS DE BARCELONA	74	19.25	1,424.50	
		AIR FRANCE-KLM	205	17.36	3,558.80	
		AIR LIQUIDE	136	159.00	21,624.00	
		AKZO NOBEL	322	38.85	12,509.70	
		ALCATEL A	1,487	10.59	15,747.33	
		ALLEANZA ASSICURAZIONI	400	9.92	3,968.40	
		ALLIANZ AG-REG	484	125.26	60,625.84	
		ALLIED IRISH BANKS PLC	1,237	17.93	22,179.41	
		ALPHA BANK A.E.	472	24.90	11,752.80	
		ALSTOM RGPT	136	49.35	6,711.60	
		ALTADIS SA	299	35.48	10,608.52	
		ALTANA AG	74	46.20	3,418.80	
		AMER SPORTS CORPORATION	42	15.24	640.08	
		ANTENA 3 TELEVISION SA	32	17.64	564.48	
		ARCELOR	641	21.14	13,550.74	
		ARNOLDO MONDADORI EDITORE	89	7.92	705.50	
		ASML HOLDING NV	505	16.61	8,388.05	
		ASSICURAZIONI GENERALI	1,199	27.07	32,456.93	
		ATOS ORIGIN	86	56.95	4,897.70	
		AUTOGRILL SPA	84	11.71	984.39	
		AUTOROUTES DU SUD DE LA FRAN	92	49.04	4,511.68	
		AUTOSTRAD SPA	277	19.69	5,454.96	
		AXA	1,839	26.54	48,807.06	
		BANCA ANTONVENETA SPA	182	26.20	4,768.40	
		BANCA FIDEURAM SPA	100	4.52	452.50	
		BANCA INTESA SPA	3,991	4.14	16,546.68	
		BANCA INTESA SPA-RNC	1,200	3.93	4,716.00	
		BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	1,164	4.11	4,792.18	
		BANCA NAZIONALE LAVORO-ORD	1,317	2.69	3,545.36	
		BANCA POPOLARE CI MILANO	833	8.57	7,141.30	
		BANCHE POPOLARU UNITE SCRL	480	19.03	9,138.72	
		BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	4,416	14.70	64,915.20	
		BANCO BPI SA.-REG SHS	944	3.76	3,549.44	
		BANCO COMERCIAL PORTUGUES-R	3,290	2.09	6,876.10	
		BANCO ESPIRITO SANTO-REG	225	13.30	2,992.50	
		BANCO POPOLARE DI VERONA E N	673	16.68	11,225.64	
		BANCO POPULAR ESPANOL	1,093	10.05	10,984.65	
		BANCO SANTANDER CENTRAL HIPS	7,634	10.74	81,989.16	
		BANK OF IRELAND	1,502	13.80	20,727.60	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	ユーロ	BANK OF PIRAEUS	223	17.44	3,889.12	
		BASF AG	687	63.09	43,342.83	
		BAYER AG	823	34.04	28,014.92	
		BEIERSDORF AG	18	104.25	1,876.50	
		BEKAERT NV	11	71.90	790.90	
		BELGACOM SA	161	28.39	4,570.79	
		BENETTON GROUP S.P.A.	438	9.43	4,130.77	
		BIC	36	51.30	1,846.80	
		BNP PARIBAS	1,064	67.05	71,341.20	
		BOEHLER-UDDEHOLM	19	140.65	2,672.35	
		BOUYGUES	307	40.87	12,547.09	
		BRISA AUTO-ESTRADAS-PRIV	389	6.94	2,699.66	
		BUHRMANN N.V.	115	11.34	1,304.10	
		BULGARI SPA	128	9.21	1,178.88	
		BUSINESS OBJECTS SA	71	34.60	2,456.60	
		CAP GEMINI SA	184	34.76	6,395.84	
		CAPITALIA SPA	3,319	4.86	16,146.93	
		CARGOTEC CORP-B SHARE	56	29.08	1,628.48	
		CARREFOUR SUPERMARCHE	707	38.02	26,880.14	
		CASINO GUICHARD PERRACHON	24	57.00	1,368.00	
		CELESIO AG	43	65.96	2,836.28	
		CIMPOR-CIMENTOS DE PORTUGAL	169	4.60	777.40	
		CINTRA CONCESIONES DE INFRAE	100	10.20	1,020.00	
		CMB CIE MARITIME BELGE	44	27.82	1,224.08	
		CNP ASSURANCES	50	66.85	3,342.50	
		COCA-COLA HELLENIC BOTTLING	83	23.82	1,977.06	
		COFINIMMO	10	133.90	1,339.00	
		COLRUYT NV	27	115.50	3,118.50	
		COMMERZBANK AG	632	25.70	16,242.40	
		COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	448	49.61	22,225.28	
		CONTINENTAL AG	174	73.37	12,766.38	
		CORIO NV	100	45.41	4,541.00	
		CORPORACION MAPFRE SA	163	14.15	2,306.45	
		COSMOTE MOBILE COMMUNICATION	93	18.36	1,707.48	
		CREDIT AGRICOLE SA	742	26.90	19,959.80	
		CRH PLC	686	23.75	16,292.50	
		DAIMLERCHRYSLER AG-REG	1,185	43.24	51,239.40	
		DASSAULT SYSTEMES SA	60	47.75	2,865.00	
		DCC PLC	48	16.55	794.40	
		DELHAIZE 'LE LION'	102	54.00	5,508.00	
		DEPFA BANK PLC	447	12.30	5,498.10	
		DEUTSCHE BANK AG -REG	633	83.70	52,982.10	
		DEUTSCHE BOERSE AG	140	88.14	12,339.60	
		DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	207	11.89	2,461.23	
		DEUTSCHE POST AG	823	19.37	15,941.51	
		DEUTSCHE TELEKOM REGD	3,492	14.04	49,027.68	
		DEXIA	649	18.87	12,246.63	
		DOUGLAS HOLDING AG	33	31.86	1,051.38	
		DUTY FREE SHOPS S.A.	51	14.64	746.64	
		E.ON AG	797	80.60	64,238.20	
		EBRO PULEVA SA	76	14.38	1,092.88	
EFG EUROBANK ERGASIAS	213	26.84	5,716.92			
EIRCOM GROUP PLC	445	1.96	872.20			
ELAN CORPORATION PLC	379	10.75	4,074.25			
ELECTRABEL SA	29	413.60	11,994.40			
ELISA CORP-A SHARES	70	15.52	1,086.40			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	ユーロ	ELSEVIER	751	11.33	8,508.83	
		EMPORIKI BANK OF GREECE SA	73	23.78	1,735.94	
		EMPORIKI BANK RIGHTS	73	2.11	154.03	
		ENDESA S.A.	1,181	21.47	25,356.07	
		ENEL SPA	5,287	6.74	35,681.96	
		ENERGIAS DE PORTUGAL SA	3,936	2.54	9,997.44	
		ENI SPA	3,431	23.50	80,628.50	
		EPCOS AG	78	11.35	885.30	
		ERSTE BANK DER OESTER SPARK	140	44.70	6,258.00	
		ESSILOR INTERNATIONAL	122	70.95	8,655.90	
		EURONAV SA	50	25.30	1,265.00	
		EURONEXT	106	41.00	4,346.00	
		EUROPEAN AERONAUTIC DEFENCE	294	32.79	9,640.26	
		FIAT SPA	759	7.62	5,784.33	
		FINECO SPA	108	8.09	874.15	
		FINMECCANICA SPA	245	16.08	3,940.82	
		FOLLI-FOLLIE S.A.	41	21.70	889.70	
		FOMENTO DE CONSTRUC Y CONTRA	83	47.62	3,952.46	
		FORTIS	1,545	25.79	39,845.55	
		FORTUM OYJ	465	15.32	7,123.80	
		FRANCE TELECOM SA	2,240	21.39	47,913.60	
		FRESENIUS MEDICAL CARE	30	83.75	2,512.50	
		FRESENIUS MEDICAL CARE-PFD	15	72.60	1,089.00	
		FYFFES PLC	786	2.26	1,776.36	
		GAMESA CORP TECNOLOGICA SA	65	12.12	787.80	
		GAS NATURAL SDG SA	189	22.85	4,318.65	
		GECINA SA	45	91.95	4,137.75	
		GERMANOS SA	75	13.96	1,047.00	
		GETRONICS NV	106	11.08	1,174.48	
		GRAFTON GROUP PLC	264	8.57	2,262.48	
		GREEK ORG OF FOOTBALL PROGNO	238	27.70	6,592.60	
		GREENCORE GROUP PLC	287	3.30	947.10	
		GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	77	80.10	6,167.70	
		GROUPE DANONE	285	89.45	25,493.25	
		GRUPO FERROVIAL	86	58.20	5,005.20	
		GRUPPO EDITORIALE L'ESPRESSO	323	4.45	1,437.67	
		HAGEMEYER NV	157	2.42	379.94	
		HEIDELBERGER DRUCKMASCHINEN	49	31.19	1,528.31	
		HEINEKEN NV	325	26.25	8,531.25	
		HELLENIC EXCHANGES SA	171	8.12	1,388.52	
		HELLENIC PETROLEUM SA	120	12.10	1,452.00	
		HELLENIC TECHNODOMIKI S.A.	234	4.34	1,015.56	
		HELLENIC TELECOMMUN	233	17.56	4,091.48	
		HENKEL KGAA-VORZUG	61	83.90	5,117.90	
		HERMES INTERNATIONAL	5	203.50	1,017.50	
		HOCHTIEF AG	56	32.94	1,844.64	
		HYATT REGENCY SA	105	10.00	1,050.00	
		HYPOTHEC REAL ESTATE HOLDING	133	44.80	5,958.40	
		IAWS GROUP PLC	96	12.17	1,168.32	
IBERDROLA SA	988	22.44	22,170.72			
IBERIA LINEAS AER DE ESPANA	269	2.15	578.35			
IMERYS SA	20	60.85	1,217.00			
IMMOFINANZ IMMOBILIEN ANLAGE	421	8.13	3,422.73			
INBEV	218	36.36	7,926.48			
INDEPENDENT NEWS & MEDIA PLC	324	2.45	793.80			
INDITEX	280	25.50	7,140.00			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	ユーロ	INDRA SISTEMAS SA	60	16.86	1,011.60	
		INFINEON TECHNOLOGIES	523	7.82	4,089.86	
		ING GROEP N.V.	2,398	28.59	68,558.82	
		INMOBILIARIA COLONIAL SA	28	45.18	1,265.04	
		INTRACOM SA	230	4.90	1,127.00	
		IRISH LIFE & PERMANENT PLC	304	16.97	5,158.88	
		ITALCEMENTI SPA	327	14.93	4,884.72	
		IVG IMMOBILIEN AG	66	17.00	1,122.00	
		JERONIMO MARTINS	83	12.60	1,045.80	
		KARSTADT AG	58	11.70	678.60	
		KBC GROUPE	245	75.25	18,436.25	
		KCI KONECRANES OYJ	28	40.21	1,125.88	
		KERRY GROUP PLC-A	175	19.00	3,325.00	
		KESKO OYJ-B SHS	120	23.49	2,818.80	
		KINGSPAN GROUP PLC	102	10.60	1,081.20	
		KLEPIERRE	23	75.90	1,745.70	
		KONE OYJ	180	29.33	5,279.40	
		KONINKLIJKE AHOLD NV	1,661	6.28	10,431.08	
		KONINKLIJKE DSM NV	226	33.96	7,674.96	
		KONINKLIJKE KPN NV	2,537	8.46	21,463.02	
		KONINKLIJKE NUMICO NV	169	35.30	5,965.70	
		LAFARGE SA	205	73.80	15,129.00	
		LAGARDERE S.C.A.	172	63.55	10,930.60	
		LINDE AG	88	62.00	5,456.00	
		L'OREAL	351	61.85	21,709.35	
		LOTTOMATICA SPA	37	30.22	1,118.14	
		LUXOTTICA GROUP SPA	140	21.37	2,991.80	
		LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	292	74.70	21,812.40	
		MAN AG	185	43.60	8,066.00	
		MEDIASET SPA	824	9.13	7,530.53	
		MEDIOBANCA SPA	492	15.17	7,467.08	
		MEDIOLANUM SPA	146	5.48	800.81	
		MEINL EUROPEAN LAND LTD	71	14.85	1,054.35	
		MERCK KGAA	77	70.75	5,447.75	
		METRO AG	154	38.64	5,950.56	
		METROVACESA S.A	84	52.30	4,393.20	
		METSO OYJ	89	23.60	2,100.40	
		MICHELIN (CGDE)-B	230	45.35	10,430.50	
		MLP AG	42	16.94	711.48	
		MOBISTAR SA	13	68.85	895.05	
		MUENCHENER RUECKVER AG-REG	254	114.03	28,963.62	
		NATIONAL BANK OF GREECE	386	34.30	13,239.80	
		NEOPOST SA	29	84.30	2,444.70	
		NESTE OIL OYJ	256	27.15	6,950.40	
		NOKIA	5,593	15.17	84,845.81	
		NOKIAN RENKAAT OYJ	60	11.49	689.40	
OCE NV	46	12.05	554.30			
OEST ELEKTRIZITATSWIRTS-A	6	283.41	1,700.46			
OMEGA PHARMA SA	23	39.06	898.38			
OMV AG	250	52.20	13,050.00			
ORION OYJ-B SHS	71	15.84	1,124.64			
OUTOKUMPU OYJ	180	12.31	2,215.80			
PADDY POWER PLC	72	11.44	823.68			
PAGESJAUNES GROUPE	114	20.98	2,391.72			
PARMALAT FINANZIARIA SPA	327	0.11	35.97			
PERNOD-RICARD	85	144.50	12,282.50			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	ユーロ	PHILIPS ELECTRONICS NV	1,632	24.75	40,392.00	
		PIRELLI & C	2,860	0.79	2,263.40	
		POHJOLA GROUP PLC	163	13.34	2,174.42	
		PORSCHE AG-PFD	12	632.01	7,584.12	
		PORTUGAL TELECOM SGPS SA-REG	876	8.19	7,174.44	
		PPR	89	93.10	8,285.90	
		PROMOTORA DE INFOM SA	45	14.89	670.05	
		PROSIEBEN SAT.1 MEDIA AG-PFD	43	14.17	609.31	
		PROSIEBEN SAT.1 MEDIA AG-PFD	100	15.95	1,595.00	
		PSA PEUGEOT CITROEN	175	51.15	8,951.25	
		PT MULTIMEDIA SERVICOS	92	9.52	875.84	
		PUBLIC POWER CORP	66	17.92	1,182.72	
		PUBLICIS GROUPE	188	29.61	5,566.68	
		PUMA AG	20	233.45	4,669.00	
		QIAGEN N.V.	95	9.63	914.85	
		RANDSTAD HOLDING	140	35.85	5,019.00	
		RAS SPA	266	19.73	5,250.30	
		RAUTARUUKKI OYJ	374	18.94	7,083.56	
		RENAULT SA	279	67.00	18,693.00	
		REPSOL YPF S.A.	1,284	25.01	32,112.84	
		RODAMCO EUROPE NV	70	66.60	4,662.00	
		RWE AG	519	58.81	30,522.39	
		RWE AG-NON VTG PFD	23	50.78	1,167.94	
		RYANAIR HOLDINGS PLC	322	7.30	2,350.60	
		S.A. D'IETEREN N.V.	6	236.50	1,419.00	
		SACYR VALLEHERMOSO SA	98	21.12	2,069.76	
		SAFRAN S.A.	239	19.74	4,717.86	
		SAMPO OYJ	587	14.27	8,376.49	
		SAN PAOLO-IMI SPA	1,608	12.84	20,654.76	
		SANOFI-AVENTIS	1,362	70.70	96,293.40	
		SAP AG	269	155.00	41,695.00	
		SBM OFFSHORE NV	25	68.50	1,712.50	
		SCHERING AG	192	54.90	10,540.80	
		SCHNEIDER ELECTRIC SA	315	75.90	23,908.50	
		SCOR	629	1.82	1,144.78	
		SEAT PAGINE GIALLE SPA	3,067	0.39	1,223.11	
		SIEMENS AG	986	67.96	67,008.56	
		SNAM RETE GAS	1,206	3.55	4,284.91	
		SOCIETE DES AUTOROUTES PARIS	33	59.70	1,970.10	
		SOCIETE GENERALE-A	441	102.10	45,026.10	
		SODEXHO ALLIANCE SA	83	35.11	2,914.13	
		SOGECABLE	38	34.12	1,296.56	
		SOLVAY SA	77	92.00	7,084.00	
		SONAE SGPS, SA	585	1.51	883.35	
		STMICROELECTRONICS NV	802	15.53	12,455.06	
		STORA ENSO OYJ-R SHS	637	11.47	7,306.39	
		SUEDZUCKER AG	102	18.80	1,917.60	
		SUEZ	1,217	24.65	29,999.05	
		TECHNICAL OLYMPIC S.A.	192	4.20	806.40	
		TECHNIP SA	92	48.99	4,507.08	
TELECOM ITALIA MADIA SPA	3,696	0.48	1,801.80			
TELECOM ITALIA SPA	13,181	2.46	32,464.80			
TELECOM ITALIA-RNC	7,461	2.13	15,936.69			
TELEFONICA PUBLICIDAD E INFO	97	6.99	678.03			
TELEFONICA S.A.	5,708	12.55	71,635.40			
TELEKOM AUSTRIA AG	488	18.40	8,979.20			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考	
株式	ユーロ	TELEVISION FRANCAISE (T.F.1)	116	22.14	2,568.24		
		TERNA SPA	902	2.07	1,874.35		
		THALES	67	37.71	2,526.57		
		THOMSON SA	288	18.23	5,250.24		
		THYSSEN KRUPP AG	519	17.09	8,869.71		
		TIETOENATOR OYJ	65	29.50	1,917.50		
		TISCALI SPA	203	2.95	599.25		
		TITAN CEMENT CO. S.A.	34	32.76	1,113.84		
		TNT NV	455	25.75	11,716.25		
		TOTAL SA	733	217.00	159,061.00		
		TUI AG	339	17.34	5,878.26		
		UCB SA	75	42.50	3,187.50		
		UMICORE	22	94.85	2,086.70		
		UNIBAIL	49	109.50	5,365.50		
		UNICREDITO ITALIANO SPA	3,225	5.19	16,737.75		
		UNICREDITO ITALIANO SPA	7,412	5.31	39,402.19		
		UNILEVER NV-CVA	716	57.95	41,492.20		
		UNION ELECTRICA FENOSA SA	345	30.75	10,608.75		
		UPM-KYMMENE OYJ	613	16.72	10,249.36		
		VALEO	89	32.09	2,856.01		
		VEDIOR NV-CVA	121	11.93	1,443.53		
		VEOLIA ENVIRONNEMENT	384	37.00	14,208.00		
		VINCI S.A.	182	70.75	12,876.50		
		VIOHALCO	304	6.32	1,921.28		
		VIVENDI UNIVERSAL	1,344	25.13	33,774.72		
		VNU NV	310	28.60	8,866.00		
		VOESTALPINE AG	110	82.89	9,117.90		
		VOLKSWAGEN AG	362	46.70	16,905.40		
		VOLKSWAGEN AG PFD	123	33.70	4,145.10		
		WARTSILA OYJ-B SHARES	42	23.52	987.84		
		WERELDHAVE NV	58	78.60	4,558.80		
		WIENERBERGER AG	56	32.33	1,810.48		
		WINCOR NIXDORF AG	15	83.80	1,257.00		
	WOLTERS KLUWER-CVA	407	17.20	7,000.40			
	YIT-YHTYMA OY	89	34.95	3,110.55			
	ZELTIA SA	292	6.12	1,787.04			
	ZODIAC SA	23	52.45	1,206.35			
	計		銘柄数 :	309		3,437,755.44 (490,395,813)	
			組入時価比率 :	14.9%		15.9%	
	ポンド		3I GROUP PLC	899	8.59	7,726.90	
			AEGIS GROUP PLC	1,240	1.23	1,531.40	
			AGGREKO PLC	311	2.67	831.14	
			ALLIANCE UNICHEM PLC	389	7.55	2,936.95	
			AMEC PLC	356	3.44	1,226.42	
			AMVESCAP PLC	986	4.20	4,141.20	
			ANGLO AMERICAN PLC	1,956	19.03	37,222.68	
ARM HOLDINGS PLC			880	1.23	1,082.40		
ARRIVA PLC			124	5.93	735.32		
ASSOCIATED BRITISH PORTS			360	5.79	2,084.40		
ASTRAZENECA PLC			2,167	27.24	59,029.08		
AVIVA PLC			3,048	6.83	20,817.84		
BAA PLC			1,241	6.43	7,979.63		
BAE SYSTEMS PLC			4,126	3.42	14,121.23		
BALFOUR BEATTY PLC			440	3.49	1,536.70		
BARCLAYS PLC			8,198	5.98	49,065.03		

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	ポンド	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	425	9.08	3,859.00	
		BBA GROUP PLC	298	3.17	944.66	
		BELLWAY PLC	90	10.34	931.05	
		BG GROUP PLC	4,574	5.50	25,157.00	
		BILLITON PLC	3,274	8.91	29,187.71	
		BOC GROUP PLC	565	11.47	6,480.55	
		BOOTS GROUP PLC	696	6.02	4,189.92	
		BOVIS HOMES GROUP	187	7.17	1,340.79	
		BP PLC	27,076	6.40	173,286.40	
		BPB PLC	591	7.75	4,583.20	
		BRAMBLES INDUSTRIES PLC	864	4.09	3,540.24	
		BRITISH AIRWAYS PLC	648	3.32	2,152.98	
		BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	2,060	12.74	26,244.40	
		BRITISH LAND COMPANY PLC	612	9.74	5,960.88	
		BRITISH SKY BROADCASTING PLC	1,580	4.93	7,789.40	
		BRIXTON PLC	234	4.04	945.36	
		BT GROUP PLC	10,999	2.16	23,812.83	
		BUNZL PLC	434	5.92	2,571.45	
		CABLE & WIRELESS PLC	2,621	1.18	3,092.78	
		CADBURY SCHWEPPES PLC	2,365	5.51	13,031.15	
		CAPITA GROUP PLC	691	3.90	2,694.90	
		CARNIVAL PLC	187	32.13	6,008.31	
		CATTIKES PLC	189	3.05	577.39	
		CENTRICA PLC	3,967	2.37	9,411.70	
		CLOSE BROTHERS GROUP PLC	279	8.78	2,451.01	
		COBHAM PLC	1,100	1.61	1,771.00	
		COMPASS GROUP PLC	2,500	2.10	5,268.75	
		COOKSON GROUP PLC	426	3.89	1,659.27	
		CORUS GROUP PLC	7,877	0.59	4,647.43	
		DAILY MAIL&GENERAL TST-A NV	273	7.22	1,971.06	
		DAVIS SERVICE GRP PLC	97	4.64	450.56	
		DE LA RUE PLC	190	4.30	818.42	
		DIAGEO PLC	3,808	8.44	32,139.52	
		DSG INTERNATIONAL	2,175	1.57	3,425.62	
		ELECTROCOMPONENTS PLC	420	2.76	1,161.30	
		EMAP PLC	440	8.53	3,753.20	
		EMI GROUP PLC	736	2.33	1,718.56	
		ENTERPRISE INNS PLC	364	9.17	3,337.88	
		EXEL PLC	340	12.26	4,168.40	
		FIRST CHOICE HOLIDAYS	405	2.23	903.15	
		FIRSTGROUP PLC	414	3.62	1,498.68	
		FKI PLC	2,395	1.11	2,676.41	
		FRIENDS PROVIDENT PLC	2,227	1.87	4,175.62	
		GALLAHER GROUP	781	8.79	6,868.89	
		GKN PLC	729	2.88	2,104.98	
		GLAXOSMITHKLINE PLC	7,463	14.44	107,765.72	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	218	3.97	866.55	
		GREAT UNIVERSAL STORES PLC	1,085	9.70	10,529.92	
		GROUP 4 SECURICOR	1,593	1.66	2,648.36	
		HAMMERSON PLC	381	9.58	3,649.98	
HANSON PLC	1,131	6.20	7,012.20			
HAYS PLC	1,748	1.27	2,219.96			
HBOS PLC	4,937	9.19	45,371.03			
HILTON GROUP PLC	1,600	3.36	5,384.00			
HMV GROUP PLC	544	1.88	1,022.72			
HSBC HOLDINGS PLC	14,324	9.15	131,064.60			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	ポンド	ICAP PLC	520	3.70	1,924.00	
		IMI PLC	324	4.69	1,521.99	
		IMPERIAL CHEMICAL INDS PLC	3,675	3.32	12,228.56	
		IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	952	17.17	16,345.84	
		INCHCAPE	131	23.94	3,136.14	
		INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP	385	7.97	3,070.37	
		INTERNATIONAL POWER PLC	2,130	2.46	5,255.77	
		INTERTEK GROUP PLC	96	7.12	684.00	
		INVENSYS PLC	7,473	0.17	1,289.09	
		ISOFT GROUP PLC	206	3.70	762.20	
		ITV PLC	5,086	1.08	5,518.31	
		JOHNSON MATTHEY PLC	281	13.05	3,667.05	
		KELDA GROUP PLC	466	7.33	3,415.78	
		KESA ELECTRICALS PLC	646	2.57	1,660.22	
		KINGFISHER PLC	2,792	2.25	6,282.00	
		LAND SECURITIES GROUP	566	15.48	8,761.68	
		LEGAL & GENERAL GROUP PLC	7,855	1.19	9,406.36	
		LIBERTY INTERNATIONAL PLC	401	9.65	3,871.65	
		LLOYDS TSB GROUP PLC	7,066	4.82	34,111.11	
		LOGICA CMG PLC	703	1.65	1,159.95	
		LONDON STOCK EXCHANGE PLC	259	6.19	1,603.21	
		MAN GROUP PLC	370	19.50	7,215.00	
		MARCONI CORP PLC	366	3.79	1,388.97	
		MARKS & SPENCER GROUP PLC	2,166	4.79	10,375.14	
		MEGGITT PLC	358	3.31	1,187.66	
		MFIFURNITURE GROUP PLC	334	0.75	250.50	
		MISYS PLC	511	2.16	1,107.59	
		MITCHELLS & BUTLERS PLC	741	4.03	2,991.78	
		NATIONAL EXPRESS GROUP PLC	281	9.20	2,585.20	
		NATIONAL GRID PLC	3,397	5.44	18,496.66	
		NEXT PLC	436	15.30	6,670.80	
		PEARSON PLC	870	6.80	5,916.00	
		PENINSULAR & ORIENTAL STEAM	636	4.78	3,040.08	
		PERSIMMON PLC	945	11.50	10,872.22	
		PILKINGTON PLC	1,763	1.50	2,648.90	
		PREMIER FARNELL PLC	439	1.74	767.15	
		PROVIDENT FINANCIAL PLC	260	5.98	1,554.80	
		PRUDENTIAL PLC	3,370	5.14	17,338.65	
		PUNCH TAVERNS PLC	266	8.10	2,154.60	
		RANK GROUP PLC	411	3.04	1,249.44	
		RECKITT BENCKISER PLC	772	17.91	13,826.52	
		REED INTERNATIONAL PLC	1,582	5.18	8,202.67	
		RENTOKIL INITIAL PLC	2,245	1.65	3,704.25	
		RESOLUTION PLC	178	6.38	1,136.53	
		REUTERS GROUP PLC	1,871	4.09	7,657.06	
		REXAM	872	5.07	4,421.04	
		RIO TINTO PLC - REG	1,470	24.91	36,617.70	
		ROLLS-ROYCE GROUP B SHARES	54,943	-	56.59	
		ROLLS-ROYCE GROUP PLC	1,945	3.96	7,711.92	
		ROYAL & SUN ALLIANCE INS GRP	7,180	1.16	8,364.70	
ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	4,087	16.84	68,825.08			
ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	5,363	18.09	97,016.67			
ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	3,544	18.86	66,839.84			
SABMILLER PLC	1,120	10.53	11,793.60			
SAGE GROUP PLC (THE)	1,516	2.45	3,721.78			
SAINSBURY (J) PLC	1,607	2.95	4,748.68			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考		
株式	ポンド	SCHRODERS PLC	88	9.35	823.24			
		SCOTTISH & NEWCASTLE PLC	834	4.86	4,057.41			
		SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	1,045	9.82	10,261.90			
		SCOTTISH POWER PLC	2,314	5.35	12,391.47			
		SERCO GROUP PLC	547	2.93	1,606.81			
		SEVERN TRENT PLC	430	10.45	4,493.50			
		SIGNET GROUP PLC	2,134	1.04	2,230.03			
		SLOUGH ESTATES PLC	400	5.51	2,206.00			
		SMITH & NEPHEW PLC	1,002	5.38	5,390.76			
		SMITHS GROUP PLC	609	9.73	5,925.57			
		SSL INTERNATIONAL PLC	156	2.87	448.89			
		STAGECOACH HOLDINGS PLC	503	1.12	567.13			
		TATE & LYLE PLC	509	5.71	2,906.39			
		TAYLOR WOODROW PLC	1,006	3.46	3,485.79			
		TESCO PLC	9,563	3.27	31,318.82			
		THE BERKLEY GRP HOLDINGS	108	10.10	1,090.80			
		TOMKINS PLC	789	2.84	2,242.73			
		TRAVIS PERKINS PLC	103	12.76	1,314.28			
		TRINITY MIRROR PLC	301	6.17	1,858.67			
		UNILEVER PLC	3,507	5.66	19,849.62			
		UNITED BUSINESS MEDIA PLC	245	6.04	1,481.02			
		UNITED UTILITIES PLC	1,234	6.65	8,206.10			
		VODAFONE GROUP PLC	81,269	1.28	104,430.66			
		WHITBREAD PLC	328	9.45	3,099.60			
		WILLIAM HILL PLC-W/I	575	5.18	2,978.50			
		WIMPEY (GEORGE) PLC	329	4.25	1,400.71			
		WOLSELEY PLC	664	12.17	8,080.88			
		WPP GROUP PLC	1,544	6.16	9,511.04			
		YELL GROUP PLC	840	5.02	4,223.10			
		計		銘柄数 :	157		1,800,379.59 (381,608,457)	
				組入時価比率 :	11.6%		12.3%	
		スイスフラン	ABB LTD	2,606	12.05	31,402.30		
			ADECCO SA-REG	138	59.25	8,176.50		
			CIBA SPECIALTY CHEMICALS-REG	96	79.05	7,588.80		
			CIE FINANC RICHEMONT-UTS A	624	53.35	33,290.40		
			CLARIANT AG-REG	676	18.25	12,337.00		
			CREDIT SUISSE GROUP-REG	1,591	67.00	106,597.00		
			GEBERIT AG-REG	4	995.50	3,982.00		
			GIVAUDAN-REG	9	851.50	7,663.50		
			HOLCIM LTD-REG	280	86.70	24,276.00		
			KUDELSKI SA-BEARER	33	40.15	1,324.95		
			KUONI REISEN HLDG-REG(CAT B)	2	515.00	1,030.00		
			LOGITECH INTERNATIONAL-REG	120	60.90	7,308.00		
			LONZA AG-REG	37	78.20	2,893.40		
			MICRONAS SEMICONDUCTOR-REG	30	42.55	1,276.50		
			NESTLE SA-REGISTERED	516	393.50	203,046.00		
			NOBEL BIO CARE HLDGS	21	313.75	6,588.75		
			NOVARTIS AG-REG SHS	3,003	69.00	207,207.00		
			PHONAK HOLDING AG-REG	30	58.35	1,750.50		
			PSP SWISS PROPERTY AG	36	56.05	2,017.80		
		RIETER HOLDING AG	8	390.00	3,120.00			
		ROCHE HOLDING AG-GENUSSS	899	205.10	184,384.90			
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	3	508.00	1,524.00				
	SERONO SA-B	6	1,002.00	6,012.00				

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考	
株式	スイスフラン	SGS SA	6	1,096.00	6,576.00		
		SIG HOLDING AG-REG	6	288.75	1,732.50		
		STRAUMANN HOLDING AG-REG	25	288.25	7,206.25		
		SULZER AG-REG	3	638.00	1,914.00		
		SWISS RE-REG	400	96.50	38,600.00		
		SWISSCOM AG-REG	33	412.00	13,596.00		
		SYNGENTA AG-REGISTERED	128	149.10	19,084.80		
		SYNTHESES INC	40	146.20	5,848.00		
		THE SWATCH GROUP AG-REG	178	38.95	6,933.10		
		THE SWAYCH GROUP AG-B	33	190.90	6,299.70		
		UBS AG REG	1,362	125.90	171,475.80		
		UNAXIS HOLDING AG-R	9	189.70	1,707.30		
		VALORA HOLDING AG	3	247.20	741.60		
		ZURICH FINANCIAL SERVICES	179	270.00	48,330.00		
	計	銘柄数 :	37		1,194,842.35	(110,785,782)	
			組入時価比率 :	3.4%		3.6%	
	スウェーデン クロネ	ALFA LAVAL AB	58	166.00	9,628.00		
		ASSA ABLOY AB-B	379	123.00	46,617.00		
		ATLAS COPCO AB-A SHS	430	171.50	73,745.00		
		ATLAS COPCO AB-B SHS	195	153.50	29,932.50		
		AXFOOD AB	47	212.00	9,964.00		
		BILLERUD AKTIEBOLAG	103	100.00	10,300.00		
		CAPIO AB	83	145.50	12,076.50		
		CASTELLUM AB	28	285.00	7,980.00		
		D CARNEGIE & CO AB	114	113.50	12,939.00		
		ELECTROLUX AB-SER B	351	197.00	69,147.00		
		ELEKTA AB-B SHS	87	122.00	10,614.00		
		ENIRO AB	192	97.00	18,624.00		
		ERICSSON LM TEL, SEK1 SER B	18,619	27.70	515,746.30		
		FABEGE AB	56	142.00	7,952.00		
		GAMBRO AB-A SHS	200	81.50	16,300.00		
		GAMBRO AB-B SHS	64	81.50	5,216.00		
		GETINGE AB-B SHS	93	104.00	9,672.00		
		HENNES & MAURITZ	568	262.00	148,816.00		
		HOGANAS AB-B	53	174.00	9,222.00		
		HOLMEN AB	46	260.00	11,960.00		
		LUNDIN PETROLEUM AB	151	87.25	13,174.75		
MODERN TIMES GROUP	65	316.50	20,572.50				
NORDEA BANK AB	2,684	81.00	217,404.00				
OMX AB	107	107.50	11,502.50				
ORIFLAME COSMETICS SA-SDR	54	234.00	12,636.00				
SANDVIK AB	230	380.00	87,400.00				
SAS AB	141	100.50	14,170.50				
SCANIA AB-B SHS	100	288.50	28,850.00				
SECURITAS AB-B SHS	250	127.50	31,875.00				
SKANDIA FORSAKRINGS AB	914	46.90	42,866.60				
SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	752	159.00	119,568.00				
SKANSKA AB-B SHS	394	117.50	46,295.00				
SKF AB-B SHS	740	108.50	80,290.00				
SSAB SVENSKT STAL AB	230	261.50	60,145.00				
SSAB SVENSKT STAL AB-SER B	53	240.00	12,720.00				
SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	291	289.00	84,099.00				
SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	770	190.00	146,300.00				
SWEDISH MATCH AB	308	91.50	28,182.00				
TELE2 AB-B SHS	335	83.50	27,972.50				

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考	
株式	スウェーデン クローネ	TELIASONERA AB	2,124	41.60	88,358.40		
		TRELLEBORG AB-B SHS	106	142.50	15,105.00		
		VOLVO AB-A SHS	142	353.00	50,126.00		
		VOLVO AB-B SHS	301	364.50	109,714.50		
		WIHLBORGS FASTIGHETER AB	88	180.00	15,840.00		
		WM-DATA AB-B SHS	444	25.60	11,366.40		
	計	銘柄数 :	45		2,412,984.95	(36,532,592)	
		組入時価比率 :	1.1%			1.2%	
	ノルウェー クローネ	DNB NOR ASA	817	73.00	59,641.00		
		FRONTLINE LTD	44	272.00	11,968.00		
		NORSK HYDRO ASA	201	727.50	146,227.50		
		NORSKE SKOGINDUSTRIER ASA	101	107.50	10,857.50		
		ORKLA ASA	202	260.50	52,621.00		
		SCHIBSTED ASA	33	190.50	6,286.50		
		STATOIL ASA	997	157.50	157,027.50		
		STOLT OFFSHORES SA	168	76.25	12,810.00		
		STOLT-NIELSEN S.A.	36	235.00	8,460.00		
		STOREBRAND ASA	909	60.75	55,221.75		
		TANDBERG ASA	73	57.00	4,161.00		
		TELENOR ASA	1,012	65.00	65,780.00		
		TOMRA SYSTEMS ASA	152	49.20	7,478.40		
		YARA INTERNATIONAL ASA	364	107.50	39,130.00		
	計	銘柄数 :	14		637,670.15	(11,478,062)	
		組入時価比率 :	0.3%			0.4%	
	デンマーク クローネ	A P MOLLER - MAERSK A/S	2	62,900.00	125,800.00		
		BANG & OLUFSEN A/S-B SHS	13	623.00	8,099.00		
		CARLSBERG AS-B	52	337.50	17,550.00		
		COLOPLAST-B	26	362.00	9,412.00		
		DAMPSKIBSSELSKABET TORM AS	43	298.00	12,814.00		
		DANISCO A/S	76	461.50	35,074.00		
		DANSKE BANK A/S	512	211.75	108,416.00		
		DSV AS	14	681.00	9,534.00		
		EAST ASIATIC CO LTD	18	600.00	10,800.00		
		FLSMIDTH & CO A/S-B SHS	49	180.00	8,820.00		
		GN STORE NORD A/S	329	76.50	25,168.50		
		H LUNDBECK A/S	47	127.00	5,969.00		
		KOBENHAVNS LUFTHAVNE	4	1,979.00	7,916.00		
		NKT HOLDING A/S	102	289.00	29,478.00		
		NOVO NORDISK A/S-B	319	352.50	112,447.50		
		NOVOZYMES A/S-B SHARES	68	336.00	22,848.00		
		TDC A/S	241	377.00	90,857.00		
		TOPDANMARK A/S	48	544.00	26,112.00		
		VESTAS WIND SYSTEMS A/S	180	93.50	16,830.00		
		計	WILLIAM DEMANT HOLDING	48	344.00	16,512.00	
		銘柄数 :	20		700,457.00	(13,413,751)	
		組入時価比率 :	0.4%			0.4%	
	オーストラ リアドル	ALINTA LTD	227	10.82	2,456.14		
ALUMINA LIMITED		1,149	6.84	7,859.16			
AMCOR LIMITED		1,200	7.05	8,460.00			
AMP LIMITED		1,964	7.48	14,690.72			
ARISTOCRAT LEISURE LIMITED		687	12.00	8,244.00			
AUST AND NZ BANKING GROUP LT		2,374	22.90	54,364.60			
AUSTRALIAN GAS LIGHT COMPANY		481	16.24	7,811.44			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	オーストラリア リアドル	AUSTRALIAN STOCK EXCHANGE	60	29.53	1,771.80	
		AXA ASIA PACIFIC HOLDINGS	969	4.86	4,709.34	
		BABCOCK & BROWN LTD	144	16.80	2,419.20	
		BHP BILLITON LTD	4,662	21.80	101,631.60	
		BILLABONG INTERNATIONAL LTD	123	13.38	1,645.74	
		BLUESCOPE STEEL LTD	1,577	6.87	10,833.99	
		BORAL LIMITED	1,330	7.90	10,507.00	
		BRAMBLES INDUSTRIES LTD	1,023	9.83	10,056.09	
		CATLEX AUSTRALIA LTD	122	19.69	2,402.18	
		CENTRO PROPERTIES GROUP	1,373	6.15	8,443.95	
		CFS GANDEL RETAIL TRUST	776	1.93	1,497.68	
		CFS GANDEL RETAIL TRUST NEW	24	1.82	43.80	
		CHALLENGER FINANCIAL SERVICE	480	3.77	1,809.60	
		COCA-COLA AMATIL LIMITED	526	7.42	3,902.92	
		COCHLEAR LTD	49	39.45	1,933.05	
		COLES MYER LIMITED	1,340	9.84	13,185.60	
		COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	1,624	40.52	65,804.48	
		COMMONWEALTH PROPERTY OFFICE	800	1.26	1,008.00	
		COMPUTERSHARE LIMITED	860	6.65	5,719.00	
		CSL LIMITED	230	40.10	9,223.00	
		CSR LIMITED	648	3.20	2,073.60	
		DB RREFF TRUST	4,648	1.37	6,391.00	
		DCA GROUP LIMITED	427	3.86	1,648.22	
		DOWNER EDI LTD	307	6.95	2,133.65	
		FOSTER'S BREWING GROUP LTD	2,558	5.56	14,222.48	
		GPT GROUP	1,959	3.87	7,581.33	
		HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	309	2.85	880.65	
		ILUKA RESOURCES LTD	214	8.16	1,746.24	
		ING INDUSTRIAL FUND	845	2.20	1,859.00	
		INSURANCE AUSTRALIA GROUP LT	2,128	4.82	10,256.96	
		INVESTA PROPERTY GRP	4,004	1.99	7,967.96	
		JAMES HARDIE INDUSTRIES NV	765	8.55	6,540.75	
		JOHN FAIRFAX HOLDINGS LT	987	3.96	3,908.52	
		LEIGHTON HOLDINGS LIMITED	143	16.11	2,303.73	
		LEND LEASE CORP LIMITED	486	13.65	6,633.90	
		LION NATHAN LIMITED	172	7.44	1,279.68	
		MACQUARIE AIRPORTS	582	3.09	1,798.38	
		MACQUARIE BANK LIMITED	257	68.20	17,527.40	
		MACQUARIE COMMUNICATONS INF	298	5.72	1,704.56	
		MACQUARIE GOODMAN GROUP	1,032	4.48	4,623.36	
		MACQUARIE INFRASTRUCTURE GRP	2,953	3.58	10,571.74	
		MAYNE PHARMA LTD	729	2.51	1,829.79	
		MIRVAC GROUP	601	4.05	2,434.05	
		MULTIPLY GROUP	577	3.50	2,019.50	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK & LTD	1,934	31.51	60,940.34	
		NEWCREST MINING LIMITED	287	22.09	6,339.83	
		ONESTEEL LIMITED	594	3.26	1,936.44	
ORICA LIMITED	538	20.10	10,813.80			
ORIGIN ENERGY LIMITED	1,388	7.26	10,076.88			
PACIFIC BRANDS LTD	800	2.72	2,176.00			
PAPERLINX LIMITED	1,040	3.55	3,692.00			
PATRICK CORP LIMITED	444	7.12	3,161.28			
PERPETUAL TRUSTEES AUSTRALIA	30	64.50	1,935.00			
PUBLISHING & BROADCASTING	77	16.50	1,270.50			
QANTAS AIRWAYS LIMITED	655	3.67	2,403.85			
QBE INSURANCE GROUP LIMITED	1,108	19.00	21,052.00			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考	
株式	オーストラリアドル	RINKER GROUP LTD	1,283	15.95	20,463.85		
		RIO TINTO LIMITED	438	63.55	27,834.90		
		SANTOS LIMITED	1,190	11.60	13,804.00		
		SONIC HEALTHCARE LTD	441	14.63	6,451.83		
		STOCKLAND	2,718	6.40	17,395.20		
		STOCKLAND-NEW	29	6.35	184.15		
		SUNCORP-METWAY LIMITED	810	19.54	15,827.40		
		SYMBION HEALTH LTD	729	3.43	2,500.47		
		TABCORP HOLDINGS LIMITED	736	15.38	11,319.68		
		TELSTRA CORPORATION LTD	2,355	3.82	8,996.10		
		TOLL HOLDINGS LIMITED	201	14.14	2,842.14		
		TRANSURBAN GROUP	816	6.75	5,508.00		
		WESFARMERS LIMITED	451	35.55	16,033.05		
		WESTFIELD GROUP	1,797	17.04	30,620.88		
		WESTPAC BANKING CORPORATION	2,566	21.65	55,553.90		
		WOODSIDE PETROLEUM LTD	644	36.42	23,454.48		
		WOOLWORTHS LIMITED	1,346	16.75	22,545.50		
		計	銘柄数 :	80		889,503.98	
						(80,784,751)	
			組入時価比率 :	2.4%		2.6%	
	ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	668	1.83	1,222.44		
		CONTACT ENERGY LTD	189	6.27	1,185.03		
		FISHER & PAYKEL APPLIANCES	548	3.23	1,770.04		
		FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	534	3.33	1,778.22		
		FLETCHER BUILDING LTD	439	6.91	3,033.49		
		KIWI INCOME PROPERTY TRUST	1,761	1.26	2,218.86		
		SKY CITY ENTERTAINMENT GROUP	244	4.50	1,098.00		
		SKY NETWORK TELEVISION	201	5.95	1,195.95		
		TELECOM CORP OF NEW ZEALAND	2,244	5.60	12,566.40		
		THE WAREHOUSE GROUP LIMITED	513	3.46	1,774.98		
		TOWER LIMITED	983	1.92	1,887.36		
		VECTOR LTD	525	2.66	1,396.50		
		計	銘柄数 :	12		31,127.27	
						(2,651,109)	
				組入時価比率 :	0.1%		0.1%
		香港ドル	BANK OF EAST ASIA	1,400	23.20	32,480.00	
			BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	4,500	14.50	65,250.00	
			CATHAY PACIFIC AIRWAYS	1,000	13.30	13,300.00	
			CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE	1,000	25.10	25,100.00	
	CHEUNG KONG LTD		2,000	79.30	158,600.00		
	CLP HOLDINGS LIMITED		2,200	45.55	100,210.00		
	ESPRIT HOLDINGS LTD		1,000	54.30	54,300.00		
HANG LUNG PROPERTIES LTD	2,000		11.90	23,800.00			
HANG SENG BANK	900		102.40	92,160.00			
HENDERSON LAND DEVELOPMENT	2,000		34.80	69,600.00			
HONG KONG & CHINA GAS	4,480		16.60	74,368.00			
HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	1,000		28.45	28,450.00			
HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS	2,000		38.25	76,500.00			
HOPEWELL HOLDINGS	2,000		19.40	38,800.00			
HUTCHISON TELECOMMUNICATIONS	2,000		10.70	21,400.00			
HUTCHISON WHAMPOA	3,000		72.60	217,800.00			
HYSAN DEVELOPMENT CO	2,000		18.20	36,400.00			
JOHNSON ELECTRIC HLDGS	1,500		7.35	11,025.00			
KERRY PROPERTIES	2,000		20.60	41,200.00			
KINGBOARD CHEMICALS HOLDINGS	500		19.45	9,725.00			
LI & FUNG LTD	4,000		15.45	61,800.00			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考	
株式	香港ドル	MTR CORPORATION	1,500	15.35	23,025.00		
		NEW WORLD DEVELOPMENT	3,000	12.90	38,700.00		
		PCCW LIMITED	2,600	4.85	12,610.00		
		SHANGRI-LA ASIA LTD.	2,000	11.30	22,600.00		
		SINO LAND CO	4,000	9.55	38,200.00		
		SUN HUNG KAI PROPERTIES	2,000	73.85	147,700.00		
		SWIRE PACIFIC LTD 'A'	1,000	68.90	68,900.00		
		TECHTRONIC INDUSTRIES CO	2,000	19.90	39,800.00		
		THE WHARF HOLDINGS	2,000	26.70	53,400.00		
		WING HANG BANK LIMITED	500	53.60	26,800.00		
		YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG	500	21.40	10,700.00		
		計	銘柄数 :	32		1,734,703.00	(27,044,019)
				組入時価比率 :	0.8%		0.9%
		シンガポールドル	ASCENDAS REAL ESTATE	1,000	1.92	1,920.00	
	CAPITALAND LIMITED		1,000	3.32	3,320.00		
	CAPITAMALL TRUST		1,000	2.16	2,160.00		
	CHARTERED SEMICONDUCTOR		1,000	1.34	1,340.00		
	CITY DEVELOPMENTS		1,000	8.75	8,750.00		
	COMFORTDELGRO CORP LTD		1,000	1.57	1,570.00		
	COSCO CORP SINGAPORE LTD		3,000	2.30	6,900.00		
	DBS GROUP HLDG LTD		1,000	16.30	16,300.00		
	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD		1,000	11.20	11,200.00		
	KEPPEL CORP		1,000	11.40	11,400.00		
	KEPPEL LAND LTD		1,000	3.68	3,680.00		
	NEPTUNE ORIENT LINES LTD		3,000	3.28	9,840.00		
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP		3,400	6.50	22,100.00		
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD		1,880	2.84	5,339.20		
	SEMBCORP MARINE LTD		1,000	2.72	2,720.00		
	SINGAPORE AIRLINES LTD		1,000	11.60	11,600.00		
	SINGAPORE EXCHANGE		1,000	2.73	2,730.00		
	SINGAPORE LAND LTD		1,000	5.10	5,100.00		
	SINGAPORE PETROLEUM		1,000	4.94	4,940.00		
	SINGAPORE POST LTD		2,000	1.15	2,300.00		
SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	2,000	4.32	8,640.00				
SINGAPORE TECH ENGINEERING	1,000	2.65	2,650.00				
SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	7,650	2.57	19,660.50				
STATS CHIPPAC LTD	2,000	1.16	2,320.00				
UNITED OVERSEAS BANK	1,000	14.60	14,600.00				
UNITED OVERSEAS LAND LTD	1,100	2.38	2,618.00				
計	銘柄数 :	26		185,697.70	(13,334,951)		
		組入時価比率 :	0.4%		0.4%		
合計				3,091,601,699	(3,091,601,699)		

(注1) 通貨種類毎の小計の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記事項（デリバティブ取引等関係注記）」に記載しております。

「PRU海外債券マザーファンド」の状況

なお、以下に掲載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成16年12月10日現在)	(平成17年12月12日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		9,947,822	4,754,167
コール・ローン		19,806,227	50,172,739
国債証券		3,843,681,147	3,836,167,678
派生商品評価勘定		5,932,875	8,769,583
未収入金		-	77,378,336
未収利息		70,111,594	55,950,779
前払費用		12,283,508	22,417,447
流動資産合計		3,961,763,173	4,055,610,729
資産合計		3,961,763,173	4,055,610,729
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		6,332,976	8,214,697
未払金		-	65,198,999
未払解約金		12,442,312	14,812,000
流動負債合計		18,775,288	88,225,696
負債合計		18,775,288	88,225,696
純資産の部			
元本			
元本	1	2,847,634,088	2,585,788,238
剰余金			
剰余金		1,095,353,797	1,381,596,795
剰余金合計		1,095,353,797	1,381,596,795
純資産合計		3,942,987,885	3,967,385,033
負債・純資産合計		3,961,763,173	4,055,610,729

重要な会計方針

区分	自 平成15年12月11日 至 平成16年12月10日	自 平成16年12月11日 至 平成17年12月12日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>国債証券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は原則として、証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 証券取引所に上場されていない有価証券 証券取引所に上場されていない有価証券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>国債証券 同左  証券取引所に上場されている有価証券 同左  証券取引所に上場されていない有価証券 同左  時価が入手できなかった有価証券 同左</p>

区分	自 平成15年12月11日 至 平成16年12月10日	自 平成16年12月11日 至 平成17年12月12日
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び61条に基づき処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

(平成16年12月10日現在)	(平成17年12月12日現在)
1. 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 3,160,919,768円	1. 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 2,847,634,088円
同期中における追加設定元本額 400,040,289円	同期中における追加設定元本額 1,567,482,744円
同期中における解約元本額 713,325,969円	同期中における解約元本額 1,829,328,594円
同期末における元本の内訳 P R U 海外債券マーケット・パフォーマー 2,792,847,874円	同期末における元本の内訳 P R U 海外債券マーケット・パフォーマー 2,515,504,914円
P R U グッドライフ2010 27,770,418円	P R U グッドライフ2010 20,931,373円
P R U グッドライフ2020 2,886,418円	P R U グッドライフ2020 2,877,952円
P R U グッドライフ2030 4,150,895円	P R U グッドライフ2030 2,114,303円
P R U グッドライフ2040 873,723円	P R U グッドライフ2040 1,321,376円
P R U グッドライフ2010 (年金) 6,081,532円	P R U グッドライフ2010 (年金) 6,993,003円
P R U グッドライフ2020 (年金) 8,958,618円	P R U グッドライフ2020 (年金) 22,810,366円
P R U グッドライフ2030 (年金) 2,674,497円	P R U グッドライフ2030 (年金) 8,019,284円
P R U グッドライフ2040 (年金) 1,390,113円	P R U グッドライフ2040 (年金) 5,215,667円
計 2,847,634,088円	計 2,585,788,238円

( 有価証券関係 )

( 平成16年12月10日現在 )

売買目的有価証券

( 単位 : 円 )

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	3,843,681,147	24,084,519
合計	3,843,681,147	24,084,519

( 注 ) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日 ( 平成16年12月7日 ) から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日 ( 平成16年12月10日 ) までの期間に対応する金額であります。

( 平成17年12月12日現在 )

売買目的有価証券

( 単位 : 円 )

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	3,836,167,678	8,131,171
合計	3,836,167,678	8,131,171

( 注 ) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日 ( 平成17年12月6日 ) から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日 ( 平成17年12月12日 ) までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等関係)

取引の状況に関する事項

自 平成15年12月11日 至 平成16年12月10日	自 平成16年12月11日 至 平成17年12月12日
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組みと利用目的 外貨建証券の売買代金、償還金、利金等についての為替変動リスクを回避するために、為替予約取引を行うことができますものとしします。	2. 取引に対する取組みと利用目的 同左
3. 取引に係るリスクの内容 為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	3. 取引に係るリスクの内容 同左
4. 取引に係るリスク管理体制 組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。 なお、リスク管理はデリバティブだけに限定しては行っておりません。デリバティブと現物資産等を統合し、各投資信託財産全体でのリスク管理を行っております。	4. 取引に係るリスク管理体制 同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

取引の時価等に関する事項  
 デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況  
 通貨関連

(単位：円)

種類	(平成16年12月10日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建				
アメリカ・ドル	194,448,888	-	197,947,954	3,499,066
カナダ・ドル	40,490,488	-	39,897,902	592,586
イギリス・ポンド	4,040,657	-	4,046,708	6,051
スイス・フラン	41,408,133	-	41,992,883	584,750
スウェーデン・クローネ	7,366,213	-	7,602,018	235,805
ノルウェー・クローネ	10,515,932	-	10,665,068	149,136
デンマーク・クローネ	24,082,616	-	24,495,055	412,439
ポーランド・ズロチ	7,964,341	-	8,401,351	437,010
オーストラリア・ドル	8,638,544	-	8,702,217	63,673
売建				
アメリカ・ドル	151,763,047	-	153,790,410	2,027,363
カナダ・ドル	10,254,857	-	10,105,721	149,136
ユーロ	85,846,694	-	87,170,792	1,324,098
イギリス・ポンド	13,264,564	-	13,455,928	191,364
スウェーデン・クローネ	56,342,406	-	58,144,162	1,801,756
合計	656,427,380	-	666,418,169	400,101

(単位：円)

種類	(平成17年12月12日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建				
アメリカ・ドル	230,512,633	-	233,439,006	2,926,373
ユーロ	19,419,264	-	19,662,445	243,181
イギリス・ポンド	10,019,135	-	10,198,106	178,971
スイス・フラン	48,403,710	-	50,004,455	1,600,745
スウェーデン・クローネ	8,255,688	-	8,532,976	277,288
ノルウェー・クローネ	14,157,701	-	14,278,786	121,085
デンマーク・クローネ	21,943,875	-	22,683,714	739,839
ポーランド・ズロチ	19,519,368	-	20,677,790	1,158,422
オーストラリア・ドル	12,588,770	-	13,305,120	716,350
シンガポール・ドル	17,064,689	-	17,744,322	679,633
売建				
アメリカ・ドル	175,020,711	-	178,503,557	3,482,846
カナダ・ドル	8,595,808	-	8,593,333	2,475
ユーロ	49,513,383	-	50,271,157	757,774
イギリス・ポンド	28,379,817	-	29,357,571	977,754
スイス・フラン	7,740,516	-	7,905,970	165,454
スウェーデン・クローネ	64,851,204	-	67,131,279	2,280,075
ノルウェー・クローネ	2,269,107	-	2,290,754	21,647
デンマーク・クローネ	7,011,818	-	7,109,182	97,364
ポーランド・ズロチ	3,256,778	-	3,417,721	160,943
オーストラリア・ドル	2,215,094	-	2,296,282	81,188
シンガポール・ドル	2,844,688	-	2,909,119	64,431
合計	753,583,757	-	770,312,645	554,886

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約の時価

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

(平成16年12月10日現在)		(平成17年12月12日現在)	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの 期末における当該親投資信託の1口当たり純資産 額		本有価証券報告書における開示対象ファンドの 期末における当該親投資信託の1口当たり純資産 額	
	1.3847円		1.5343円
(1万口当たり純資産額	13,847円)	(1万口当たり純資産額	15,343円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ ドル	US TREASUR N/B		804,000.00	770,960.62	
		US TREASUR N/B		640,000.00	630,100.00	
		US TREASURY N/B		1,094,000.00	1,086,136.87	
		US TREASURY N/B		223,000.00	218,121.87	
		US TREASURY N/B		540,000.00	539,198.44	
		US TREASURY N/B		475,000.00	484,425.80	
		US TREASURY N/B		868,000.00	851,589.36	
		US TREASURY N/B		954,000.00	966,968.43	
		US TREASURY N/B		316,000.00	401,418.75	
		US TREASURY N/B		430,000.00	541,665.62	
		US TREASURY N/B		157,000.00	153,418.43	
		US TREASURY N/B		640,000.00	638,099.99	
		US TREASURY N/B		470,000.00	644,120.30	
		US TREASURY N/B		122,000.00	172,496.56	
		US TREASURY N/B		227,000.00	268,995.00	
US TREASURY N/B		566,000.00	618,797.16			
	計	銘柄数：	16	8,526,000.00	8,986,513.20	
					(1,086,379,580)	
		組入時価比率：	27.4%		28.3%	
	カナダ ドル	CANADIAN GOVERNMENT		189,000.00	185,172.75	
		CANADIAN GOVERNMENT		379,000.00	398,419.96	
		CANADIAN GOVERNMENT		172,000.00	185,010.08	
		CANADIAN GOVERNMENT		165,000.00	267,136.65	
		CANADIAN GOVERNMENT		105,000.00	159,355.35	
	計	銘柄数：	5	1,010,000.00	1,195,094.79	
					(124,875,454)	
		組入時価比率：	3.1%		3.3%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM		956,000.00	1,237,542.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO		1,494,000.00	1,533,591.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO		332,000.00	357,564.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO		784,000.00	1,041,387.20	
		BUNDESobligation		931,000.00	944,499.50	
		BUNDESobligation		736,000.00	738,723.20	
		BUNDESREPUB DEUTSCHLAND		1,378,000.00	1,499,401.80	
		BUNDESREPUB DEUTSCHLAND		84,000.00	90,442.80	
		BUNDESREPUB DEUTSCHLAND		1,345,000.00	1,385,215.50	
		BUNDESREPUB DEUTSCHLAND		805,000.00	857,325.00	
		BUNDESREPUB DEUTSCHLAND		869,000.00	892,463.00	
		BUNDESREPUB DEUTSCHLAND		528,000.00	675,100.80	
		BUNDESREPUB DEUTSCHLAND		42,000.00	49,119.00	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN		200,000.00	199,960.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES		770,000.00	850,773.00	
		FRANCE O.A.T.		264,000.00	282,612.00	
		FRANCE O.A.T.		743,000.00	1,202,174.00	
FRENCH TREASURY NOTE		414,000.00	414,786.60			

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	HELLENIC REPUBLIC		626,000.00	672,824.80	
		HELLENIC REPUBLIC		125,000.00	133,862.50	
	計	銘柄数：	20	13,426,000.00	15,059,367.70	
					(2,148,218,802)	
		組入時価比率：	54.1%		56.0%	
	ポンド	UNITED KINGDOM TREASURY		361,000.00	383,454.20	
		UNITED KINGDOM TREASURY		204,000.00	211,119.60	
		UNITED KINGDOM TREASURY		109,000.00	114,253.80	
		UNITED KINGDOM TREASURY		289,000.00	375,324.30	
		UNITED KINGDOM TREASURY		299,000.00	378,952.60	
		UNITED KINGDOM TREASURY		82,000.00	83,828.60	
	計	銘柄数：	6	1,344,000.00	1,546,933.10	
					(327,887,939)	
		組入時価比率：	8.3%		8.5%	
	ス ウェー デンク ローネ	SWEDISH GOVERNMENT		3,310,000.00	3,328,867.00	
		SWEDISH GOVERNMENT		1,180,000.00	1,283,368.00	
		SWEDISH GOVERNMENT		850,000.00	960,585.00	
		SWEDISH GOVERNMENT		640,000.00	794,432.00	
	計	銘柄数：	4	5,980,000.00	6,367,252.00	
					(96,400,195)	
		組入時価比率：	2.4%		2.5%	
	デン マーク クロー ネ	KINGDOM OF DENMARK		1,290,000.00	1,442,684.40	
	計	銘柄数：	1	1,290,000.00	1,442,684.40	
					(27,627,406)	
		組入時価比率：	0.7%		0.7%	
	ポーラ ンドズ ロチ	POLAND GOVERNMENT BOND		446,000.00	454,295.60	
	計	銘柄数：	1	446,000.00	454,295.60	
					(16,804,394)	
		組入時価比率：	0.4%		0.4%	
	オース トラリ アドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT		82,000.00	87,799.04	
	計	銘柄数：	1	82,000.00	87,799.04	
					(7,973,908)	
		組入時価比率：	0.2%		0.2%	
	小計				3,836,167,678	
					(3,836,167,678)	
	合計				3,836,167,678	
					(3,836,167,678)	

(注1) 通貨種類毎の小計の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記事項（デリバティブ取引等関係注記）」に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

平成18年1月31日現在

資産総額	64,562,645円
負債総額	156,271円
純資産総額（ - ）	64,406,374円
発行済数量	51,669,461口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2465円

（参考情報）

#### PRU国内株式マザーファンド

資産総額	2,630,000,686円
負債総額	285,548,814円
純資産総額（ - ）	2,344,451,872円
発行済数量	1,608,766,106口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4573円

#### PRU国内債券マザーファンド

資産総額	2,263,504,373円
負債総額	595,328,496円
純資産総額（ - ）	1,668,175,877円
発行済数量	1,585,633,698口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0521円

#### PRU海外株式マザーファンド

資産総額	3,644,655,805円
負債総額	15,057,607円
純資産総額（ - ）	3,629,598,198円
発行済数量	2,976,889,547口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2193円

PRU海外債券マザーファンド

資産総額	3,978,212,649円
負債総額	7,748,327円
純資産総額 ( - )	3,970,464,322円
発行済数量	2,606,401,201口
1口当たり純資産額 ( / )	1.5234円

## 第5【設定及び解約の実績】

期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間 (平成13年3月16日から平成13年12月10日)	195,423,951	3,559,357
第2計算期間 (平成13年12月11日から平成14年12月10日)	10,492,067	110,711,121
第3計算期間 (平成14年12月11日から平成15年12月10日)	6,997,961	33,163,463
第4計算期間 (平成15年12月11日から平成16年12月10日)	3,216,282	7,499,608
第5計算期間 (平成16年12月11日から平成17年12月12日)	2,141,311	10,982,714

(注) 本邦外における設定・解約の実績はありません。

